

史跡飯盛城跡保存活用計画



令和6年3月
大東市・四條畷市

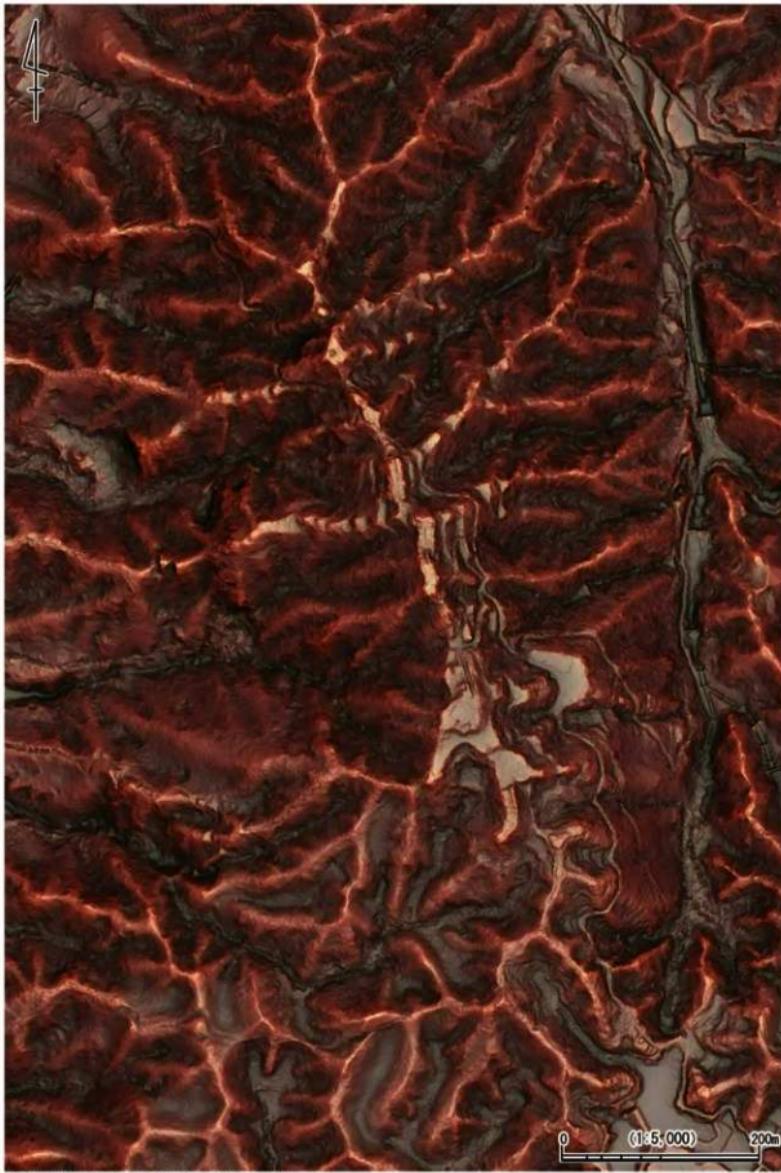


卷頭図1 鐗盛城跡遠景(俯瞰) 北西から



卷頭図2 石垣 69 全景 南東から

4



巻頭図 3 飯盛城域周辺の赤色立体地図

序 文

飯盛城跡は、大阪府四條畷市と大東市とにまたがる飯盛山の山頂に築かれた戦国時代末期の山城跡で、城域は東西約400m、南北約700mを測り、西日本有数の規模を誇ります。

両市共同で平成28年度から令和元年度まで調査を行った結果、飯盛城跡は日本城郭史上の画期に位置づけられる貴重な遺跡であることが判明しました。両市では飯盛城跡をより良好な状態で保存活用し、未来へ残していくため、令和2年度に国史跡指定の意見具申を行い、令和3年10月11日に「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして、国史跡の指定を受けました。

飯盛城跡は、当時の曲輪や石垣などの城郭遺構が良好な状態で残っている一方、史跡の保存面では自然災害や樹木の成長、獣害などによる遺構の損傷やき損、また活用面では史跡へのアクセス道の維持管理や標識類の不足など、多くの問題点や課題があります。

四條畷市と大東市では、この貴重な歴史遺産を後世に継承していくとともに、教育や文化面はもとより地域活性化などにおいても活用していくにあたり、様々な問題点や課題を整理し、適切な保存とより一層の活用を図っていくために「史跡飯盛城跡保存活用計画」を策定しました。

結びに、この計画を策定するにあたり多くのご指導、ご鞭撻を賜りました専門委員の皆様や、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課をはじめ関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月31日

大東市長 東坂 浩一

四條畷市長 東 修平

例　言

1. 本書は、史跡飯盛城跡の保存活用計画書である。
2. 本事業は、大東市と四條畷市が令和4(2022)年度から令和5(2023)年度までの2か年で実施した。なお令和5(2023)年度については、国庫補助金(史跡等保存活用計画策定事業)の交付を受けた。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言のもと、両市の「飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」をもとに設置した「史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て策定した。
4. 本事業の事務局は、大東市産業・文化部生涯学習課及び四條畷市教育委員会スポーツ・文化財振興課に置いた。
5. 本事業は、株式会社総合計画機構に計画策定支援業務を委託して行った。
6. 本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

目 次

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的	1
1. 計画策定の沿革.....	1
2. 計画策定の目的.....	5
3. 計画の対象範囲と実施期間.....	5
(1) 計画の対象範囲.....	
(2) 計画の実施期間.....	
4. 専門委員会の設置と経緯.....	10
5. 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連	14
(1) 大東市	
(2) 四條畷市	
第2章 史跡飯盛城跡を取り巻く環境.....	19
1. 大東市・四條畷市の概況.....	19
2. 自然環境	20
(1) 地形・地質	
(2) 気候	
(3) 動植物	
3. 歴史的環境.....	26
4. 社会的環境	30
(1) 人口	
(2) 都市計画・土地利用	
(3) 交通	
(4) 産業	
(5) 観光・レクリエーション	
(6) 大東市及び四條畷市の指定・登録文化財	
(7) 飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設	
(8) 防災	
(9) 法規制	
第3章 史跡飯盛城跡の概要.....	44
1. 指定に至る経緯.....	44
2. 指定と追加指定の状況	44
(1) 指定告示	
(2) 管理団体告示	
(3) 指定説明文	
3. 指定範囲	47
4. 指定に至る調査成果	49
(1) 考古学調査	
(2) 関連資料調査	
(3) まとめ	
5. 指定後の調査.....	55
6. 指定地の状況.....	55
(1) 土地所有	
(2) 土地利用	

第4章 史跡飯盛城跡の本質的価値	60
1. 史跡飯盛城跡の本質的価値.....	60
2. 構成要素の特定.....	61
第5章 史跡の現状と課題	70
1. 保存管理	70
(1) 保存管理の現状	
(2) 保存管理の課題	
(3) 構成要素ごとの保存管理の現状・課題の整理	
2. 活用	78
(1) 活用の現状	
(2) 活用の課題	
(3) 構成要素ごとの活用の現状・課題の整理	
3. 整備	83
(1) 整備の現状	
(2) 整備の課題	
(3) 構成要素ごとの整備の現状・課題の整理	
4. 運営・体制の整備	88
(1) 運営・体制の現状	
(2) 運営・体制の課題	
第6章 保存・活用の大綱と基本方針	90
1. 大綱	90
2. 基本方針	90
(1) 保存管理の基本方針	
(2) 活用の基本方針	
(3) 整備の基本方針	
(4) 運営・体制の基本方針	
第7章 史跡の保存（保存管理）	91
1. 保存の方向性	91
(1) 史跡全体の方向性	
(2) 地区別の方向性	
(3) 史跡指定地外の方向性	
2. 保存の方法	93
(1) 史跡全体の方法	
(2) 地区別の方	
(3) 史跡指定地外の方法	
3. 現状変更等の取扱い基準.....	100
(1) 現状変更等の概要及び法令上の許可基準	
(2) 現状変更等の取扱い方針と取扱い基準	

第 8 章 史跡の活用.....	108
1. 活用の方向性.....	108
2. 活用の方法.....	108
(1) 価値の普及・情報発信	
(2) 周辺施設・文化財等とのネットワーク	
(3) 教育的活用	
(4) 観光活用・シティプロモーション	
(5) 地域のまちづくり資源としての活用	
第 9 章 史跡の整備（整備基本構想）.....	110
1. 整備の目標.....	110
2. 整備の方向性.....	110
3. 整備の方法.....	111
(1) 保存のための整備の方法	
(2) 活用のための整備の方法	
4. 整備のイメージ.....	115
第 10 章 運営・体制の整備.....	120
1. 方向性.....	120
2. 方法.....	120
(1) 保存管理(日常管理等)のための運営・体制	
(2) 保存管理(災害対応)のための運営・体制	
(3) 活用のための運営・体制	
第 11 章 施策の実施計画の策定・実施.....	122
1. 施策の実施計画の策定	122
2. 実施計画への対応.....	124
第 12 章 経過観察.....	125
1. 方向性.....	125
2. 方法.....	126
(1) 手法と基本的指標	
(2) 評価	
(3) 経過観察後の問題の解決	
資料編.....	128
■ワークショップ開催記録	128
■文化財保護法及び関連法令(抜粋)	138
■主な出典資料	147

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

1. 計画策定の沿革

飯盛城跡は、生駒山地から派生する支脈の北端部、大東市・四條畷市にまたがる飯盛山の山頂を中心にならされた戦国時代末期の山城跡である。標高314mの飯盛山の主尾根にI郭からX郭の主要な曲輪が、主尾根から派生する尾根には小曲輪群が構えられており、城域は東西400m、南北700mを測り西日本でも有数の規模を誇る。

飯盛城は享禄3年(1530)細川晴元の被官であった木沢長政の居城として文献上に初めて登場する。長政は天文6年(1537)には飯盛城で畠山在氏を河内守護として擁立し、その後見となつた。これにより飯盛城は守護の居城となり、河内一国支配に携わる公的な城郭としての格式を得た。その後、城主は天文12年(1543)に交野郡私部郷周辺を基盤とする安見宗房を経て、永禄3年(1560)に阿波国出身の三好長慶が入城する。長慶は天文22年(1553)に將軍足利義輝を追放し、単独で当時の天下である首都京都を支配することに成功する。公的な城郭である飯盛城に長慶が住むことで畿内政治の中心地となり、後継者の三好義繼が若江城に移る永禄12年(1569)頃まで飯盛城は城郭としての機能を維持していたと推定される。飯盛城は城郭としての機能を失った後も、近世の絵図に城跡が描かれるなど今まで城跡として認識されていた。実際の調査は大阪府史蹟調査会の平尾兵吾による昭和5年(1930)の調査を嚆矢とし、大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査や、本田昇や中井均による縄張り調査が行われたことにより飯盛城跡研究の基礎となった。

大東市・四條畷市ではこれらの研究に基づき、平成28(2016)年度から三か年にわたり国史跡指定をめざした総合調査を実施した。飯盛山中に良好な状態で遺存する城郭遺構は城郭としての機能を失った永禄12年頃の姿を留めていると見られる。調査の結果、詳細な城の構造と機能を正確に把握することができた。飯盛城跡を特徴づける遺構である石垣が城域全体に取り入れられており、発掘調査では礎石や瓦が発見されたことから、織田信長から始まる織豊系城郭とは異なる特徴を持ちつつも石垣・礎石建物・瓦という3つの要素を取り入れた城郭史上の画期に位置づけられる貴重な山城であり、戦国時代末期の政治・軍事を知る上で重要であるといえる。総合調査ではこれまで明らかではなかった飯盛城の支城である野崎城跡や龍間城跡の遺構の状況を把握することができた。

大東市・四條畷市は総合調査で確定した飯盛城跡の城域を含む698,557.20m²(大東市 567,273.30m²、四條畷市 131,283.90m²)を史跡指定予定地として地権者への史跡指定同意取得を進めた結果、令和3年(2021)10月11日に633,394.20m²(大東市 514,009.30m²、四條畷市 119,384.90m²)が国史跡に指定され、令和4年(2022)11月10日にはIX郭(南丸)を含む17,064.00m²、令和5年(2023)3月20日にはI郭(高櫓郭)からVII郭(千疊敷郭)にわたる35,300.00m²が国史跡として追加指定された。

近年は少子高齢化等による担い手不足などを背景として、全国的に文化財の滅失等が喫緊の課題となっている。この課題に対応していくために、国は文化財保護法を改正(平成31年[2019]施行)し、「保存活用計画」の策定が法律に位置付けられた。「保存活用計画」とは、各文化財の保存・活用の考え方や所有者等において実施していく具体的な取り組みの内容を位置付けた保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。史跡飯盛城跡においても、保存・活用に関する取り組みを計画的に進めていくために、基本的な指針となる「史跡飯盛城跡保存活用計画」を策定することとした。

表1 飯盛城跡の調査と史跡指定に関する出来事

凡 例					
● 調査関係	◆ 指定関連	○ 整備関係	▲ 委員会等	■ 報告・発信	
年					出来事
大正5(1916)	○(大阪府立四條畷中学校)飯盛山登山道を整備				
昭和5(1930)	●(大阪府史蹟調査会)平尾兵吾による飯盛城跡の踏査				
昭和8(1933)	○(大阪府)飯盛山登山道【旧道】(四條畷神社裏手より山腹を巻き登る狭い道)				
昭和40(1965)	●(大阪府立四條畷高等学校)地歴考古学クラブによる縄張り図作成				
昭和41(1966)	○(大東市)第一期飯盛山ハイキング道路工事が完了し開通				
昭和42(1967)	●(大阪府立四條畷高等学校)地歴考古学クラブによる曲輪27の発掘調査				
昭和43(1968)	■(四條畷町)町史に地歴考古学クラブの調査成果を掲載。曲輪名称の再整理				
	○(大東市)第二期飯盛山ハイキング道路工事が完了し開通				
昭和45(1970)	●本田昇による茶臼山砦、龍間城跡等を含む広範間に及ぶ詳細な縄張り図が作成される				
昭和47(1972)	■(四條畷市)市史に飯盛城跡を掲載。縄張り図が掲載される。曲輪名称の再整理				
	7月 ○飯盛山登山道【旧道】が集中豪雨により路肩が崩れて陥落				
昭和48(1973)	■(大東市)市史に飯盛城跡を掲載。測量地図に曲輪を描き入れた縄張り図を掲載し、支城である龍間城跡が初めて示される				
昭和53(1978)	○(四條畷市)延長1.5km・幅員1.2mの飯盛山管理道路を整備 【新道、現在のハイキング道】(四條畷神社北側→御机神社上→山頂)				
昭和56(1981)	●中井均により飯盛城跡の縄張り図が作成され、城の構造が明らかになる				
平成元(1989)	1月 ●(大東市)FM802飯盛山送信所建設に伴う曲輪84の発掘調査。土塁や廻廊を検出				
平成22(2010)	○(大東市)飯盛城跡の説明板設置				
	11月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「波濤を越えて ローマからはるか河内へ－河内キリストンと飯盛山城－」を開催				
平成24(2012)	●中井均により縄張り図の再作成が行われる				
	1月 ●(大東市・四條畷市)GPSによる縄張り測量調査を実施				
	1~3月 ●(大東市・四條畷市)中井均の指導によりGPSを用いた城跡の詳細な縄張り図を作成				
	11月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「飯盛山城を考える 関西城郭サミット 天上の飯盛山城、視界270° の世界」を開催				
平成25(2013)	3月 ●(大東市・四條畷市)石垣調査を実施				
	●(大東市・四條畷市)『飯盛山城跡測量調査報告書』刊行				
	10月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「関西城郭サミット2013in飯盛城 飯盛山城と文人三好長慶」を開催				
	12月 ■(大東市・四條畷市)『飯盛城跡縄張測量図』を刊行				
平成26(2014)	3月 ◆(大東市)市議会で飯盛城跡の史跡指定をめざす旨表明				
	●(大東市・四條畷市)石垣調査を実施				
	10月 ◆(大東市・四條畷市)飯盛城跡の国史跡指定をめざす旨の文書を大阪府に提出				
	11月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「関西城郭サミット2014in飯盛城 飯盛山城と河内リシリタント」を開催				
平成27(2015)	3月 ■(大東市)市制施行60周年プレイベント ミニシンポジウム「天下人 三好長慶と飯盛城」を開催				
	●(大東市・四條畷市)石垣調査を実施				
	▲(四條畷市)四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会条例】可決、教育委員会定例会で「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則」承認				
	●(大東市)飯盛山地籍図資料調査				
	3月 ■(大東市)市議会で「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会設置条例】可決				
	●(大東市)四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則】承認				
	▲(大東市・四條畷市)第1回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)				
	●(四條畷市)飯盛山地籍図資料調査				
	6月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・大東市・四條畷市)『河内飯盛城跡 ガイドマップ』を刊行				
	7月 ▲(大東市)教育委員会定例会で「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会規則】承認				
	▲(大東市・四條畷市)第1回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)				
	8月 ●(四條畷市)飯盛山地籍図資料調査				
	■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)『河内飯盛城跡 ガイドマップ』を刊行				
	11月 ●(大東市)『飯盛山城遺跡』から「飯盛城跡」へ周知の埋蔵文化財包蔵地の名称を変更				
	■(NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「関西城郭サミット2015in飯盛城 飯盛城跡と平城館」を開催				
平成28(2016)	2月 ■(大東市)市制施行60周年記念イベント 連続講座「いまよみがえる三好長慶の世界」を開催				
	○展望台のリニューアル				
	3月 ▲(大東市・四條畷市)第2回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)				
	3月 ■(大東市)『飯盛山城遺跡発掘調査報一グラウンド造成・FM送信所建設に伴う』を刊行				

年	出来事
平成29 (2017)	4月 ●(大東市・四條畷市)飯盛城跡の国史跡指定をめざした総合調査を開始(平成30年まで) ●(大東市・四條畷市)航空レーザー計測を実施
	7月 ■大東市市制施行60周年記念イベント 講演会「三好長慶、河内飯盛城より天下を制す」を開催
	9月 ▲(大東市・四條畷市)第3回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)
	11月 ■(大東市・大東市教育委員会・学校法人四條畷学園・NPO法人浜河泉地域文化研究所)シンポジウム「関西城郭サミット2016in飯盛城 三好長慶vs織田信長」を開催 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・大東市・四條畷市)『河内飯盛城2016』を刊行
	12月 ●(大東市)飯盛城跡V郭(千ヶ敷郭)の発掘調査を実施(平成29年3月まで) ●(四條畷市)石垣測量調査を実施(平成29年3月まで)
	2月 ▲(大東市・四條畷市)第4回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)、専門委員による調査視察 ◆文化庁調査官、飯盛城跡を視察
	3月 ■(大東市・四條畷市)発掘調査・石垣測量調査の現地説明会を開催 ■(大東市・四條畷市)『河内飯盛山 登山コースガイドマップ』を刊行
	4月 ■飯盛城跡が「続日本100名城」に選定
	5月 ■(四條畷市)スポット展示『飯盛城跡調査速報展2017』を開催
	7月 ▲(大東市・四條畷市)第5回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)
平成30 (2018)	11月 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・学校法人四條畷学園・大東市・大東市教育委員会・四條畷市・四條畷市教育委員会)シンポジウム「関西城郭サミット2017in飯盛城 三好長慶の城」を開催 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・大東市・四條畷市)『河内飯盛城跡2017』を刊行
	12月 ■(大東市・四條畷市)(公財)日本城郭協会主催事業「お城EXPO 2017」参加(バシフィコ横浜)
	1月 ●(大東市)飯盛城跡V郭(千ヶ敷郭)、IX郭(南丸)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年2月まで) ●(四條畷市)飯盛城跡V郭(御体塚郭)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年2月まで)*現地説明会は雨天のため中止
	2月 ▲(大東市・四條畷市)第6回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)、専門委員による調査視察
	5月 ■(四條畷市)スポット展示『飯盛城跡調査速報展2018』を開催
	7月 ▲(大東市・四條畷市)第7回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市) ◆文化庁調査官、飯盛城跡を視察 ■(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城2018」を開催
	11月 ●(大東市)飯盛城跡V郭(千ヶ敷郭)、虎口の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年12月まで) ●(四條畷市)飯盛城跡V郭(御体塚郭)の発掘調査、石垣測量調査を実施(平成30年12月まで) ■(大東市・四條畷市)発掘調査・石垣測量調査の現地説明会を開催 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・学校法人四條畷学園・大東市・大東市教育委員会・四條畷市・四條畷市教育委員会)シンポジウム「関西城郭サミット2018in飯盛城 飯盛と堀」を開催 ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・大東市・四條畷市)『河内飯盛城跡2018-飯盛と堀-』を刊行
	12月 ■(大東市・四條畷市)(公財)日本城郭協会主催事業「お城EXPO 2018」参加(バシフィコ横浜)
	平成31(2019)
令和元 (2019)	2月 ▲(大東市・四條畷市)第8回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:四條畷市)
	5月 ■(大東市・四條畷市)第9回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市)
	7月 ■(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城2019」を開催 ■(大東市)免抵調査速報展『石垣が語る飯盛城-戦国期山城の考古学-』を開催
	8月 ■(大東市・四條畷市)『河内飯盛山 登山コースガイドマップ-続日本100名城 国史跡飯盛跡-』を刊行
	11月 ■(大東市・四條畷市)第10回飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会(開催:大東市) ■(NPO法人浜河泉地域文化研究所・学校法人四條畷学園・大東市・大東市教育委員会・四條畷市・四條畷市教育委員会)シンポジウム「関西城郭サミット2019in飯盛城 飯盛城研究の10年」を開催
	3月 ■(大東市・四條畷市)『飯盛城跡総合調査報告書』を刊行
	9月 ○(大東市)石垣応急保護措置 ○(大東市)樹木伐採2本(石垣11)
	10月 ●(大東市)NHK・FM送信所オイルタンク入替に伴う土試掘調査
	11月 ●(大東市)飯盛城跡石垣69測量調査を実施 ■(大東市立生涯学習センター「アクロス」)アクロス歴史文化カレッジ)シンポジウム「関西城郭サミット2020in飯盛城 飯盛城跡調査研究の到達点」を開催 ○(大東市)樹木伐採42本(桜池からX郭南側まで)
	1月 ◆(大東市・四條畷市)国に対して飯盛城跡の国史跡指定について意見具申を行う
令和2 (2020)	1~2月 ○(大東市)樹木伐採70本(石垣1・石垣69付近、VII郭北東斜面)
	4月 ■(大東市)石垣69測量調査速報パネル展示
	6月 ◆飯盛城跡の国史跡指定について国の文化審議会から文部科学大臣に答申
	7月 ■(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城2021」を開催
	1月
令和3 (2021)	1~2月 ○(大東市)樹木伐採70本(石垣1・石垣69付近、VII郭北東斜面)
	4月 ■(大東市)石垣69測量調査速報パネル展示
	6月 ◆飯盛城跡の国史跡指定について国の文化審議会から文部科学大臣に答申
	7月 ■(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城2021」を開催

年	出来事
令和4 (2022)	■(大東市)スポット展示『飯盛城築城～調査成果からみる城のつくりかた』を開催 ■(大東市・四條畷市)『飯盛城跡－石垣ガイド』を刊行 ○(大東市)樹木伐採20本(Ⅰ郭東斜面からⅧ郭までの道路沿い)
	◆飯盛城跡が国史跡に指定される ■(四條畷市)特別展示『「天下の支配者」三好殿－考古学からみた天下人三好長慶の軌跡と飯盛城－』を開催 ■(四條畷市)特別展開連イベント 飯盛城跡散策を開催
	●(大東市)飯盛城跡石垣測量調査を実施 ■(四條畷市)特別展開連イベント 飯盛城跡散策を開催
	■(大東市・四條畷市)飯盛城跡の現地見学会を開催
	◆飯盛城跡の管理団体に大東市・四條畷市が指定される
	■(四條畷市)市民総合センターで飯盛城跡出土遺物のスポット展示を実施 ■(大東市)『よみがえる飯盛城～「天下人」三好長慶 最後の居城』3DCGアリを公開 ●(四條畷市)大阪府立四條畷高等学校が所蔵する昭和42年度発掘調査出土資料の再整理を同校と協働で開始 ■(大東市・四條畷市)4月6日、第1回日本城郭協会大賞受賞 △(大東市・四條畷市)第1回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:大東市)
	■(大東市・四條畷市)飯盛城跡調査報告会「クローズアップ飯盛城2022」を開催 ■(大東市・四條畷市)『国史跡 飯盛城跡 石垣ガイド』を刊行 ■(大東市・四條畷市)『河内飯盛山 登山コースガイドマップ～続日本100名城 国史跡飯盛城跡～』(改訂版)を刊行
	■(大東市)テレビ大阪主催「第1回 大阪お城フェス2022」参加(グランフロント大阪)
	○(大東市)樹木伐採39本(Ⅸ郭北東斜面・Ⅰ郭東斜面)
	■(大東市)『国史跡 飯盛城跡 パンフレット』を刊行
	■(大東市)歴史跡指定 三好長慶生誕500年記念シンポジウム「国史跡飯盛城跡－歴史的価値と今後の活動を探る－」を開催 ■(大東市)『飯盛城主・三好長慶と大東の歴史－戦国時代編－』刊行 △(大東市・四條畷市)第2回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:四條畷市)
	◆史跡飯盛城跡の追加指定
	■(大東市・四條畷市)公財)日本城郭協会主催事業「お城EXPO 2022」日本城郭協会大賞記念講演(バシフィコ横浜)
令和5 (2023)	▲(大東市・四條畷市)第1回「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催 ▲(大東市・四條畷市)第3回「史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:大東市) ○(大東市)樹木伐採186本(X郭馬場)南斜面、桜池からX郭までの道沿い)
	▲(大東市・四條畷市)第2回「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催 ▲(大東市・四條畷市)第3回「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催 ○(大東市)樹木伐採2本(石垣6・7)
	▲(大東市・四條畷市)第4回「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催 ■(大東市)『国史跡 飯盛城跡散策マップ』を刊行 ◆史跡飯盛城跡の追加指定
	▲(大東市・四條畷市)第1回史跡飯盛城跡現状変更等取扱説明会の開催 ▲(大東市・四條畷市)第4回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:四條畷市)
	▲(大東市・四條畷市)第5回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:大東市)
	▲(大東市・四條畷市)「史跡飯盛城跡保存活用計画(原案)」のパブリックコメントの実施
	▲(大東市・四條畷市)第2回史跡飯盛城跡現状変更等取扱説明会の開催 ○(大東市)樹木伐採71本(石垣～X郭南側まで)
	▲(大東市・四條畷市)第6回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:四條畷市)
	▲(大東市・四條畷市)第7回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会(開催:大東市)

(氏名敬称略)

2. 計画策定の目的

飯盛城跡は戦国時代末期の曲輪・石垣等の城郭遺構が良好な状態で遺存している一方、自然災害や樹木による遺構の損傷、土壤排水機能の劣化による大規模な土砂崩れ等が発生しており、史跡保全の観点から対応を迫られる事態となっている。また、史跡に指定されたことで見学者が急増し、戦国時代を体験する歴史空間としての認知が進んでいる一方、見学者の踏圧等による遺構のき損が起こっている。さらに、史跡へのアクセス道の維持管理や誘導案内板及び遺構の説明板の不足、草木による遺構の被覆等史跡の活用における問題点が指摘されている。その他、飯盛城跡の周囲に位置する関連遺跡とのネットワークづくりや調査で得られたデータを活用した新たな情報公開・発信、さらに教育・文化面とともに地域活性化・観光面を含めたより一層の史跡の活用が必要といえる。

以上のことを踏まえ、貴重な歴史遺産を後世に確実に継承し、活用を図るために現状と課題を整理し、保存・活用の基本的な考え方や方針・方法、取り組むべき施策・事業の実施計画を定め、中・長期的な観点から取り組みが進められるよう「史跡飯盛城跡保存活用計画」を策定する。

3. 計画の対象範囲と実施期間

(1) 計画の対象範囲

本計画の中心となる主たる計画対象区域は、飯盛城跡の史跡指定地である。また、飯盛城跡の域においては追加指定の検討をする区域も存在することから、今後保護を要する未指定地も本計画の主たる計画対象区域に含めるものとする。

本計画では、飯盛城跡の支城跡を主たる計画対象区域と一体的な保存・活用をめざす関連地とする。さらに、飯盛城を中心とした交通ネットワークである推定登城道や周辺の街道、旧深野池の範囲を史跡と市域を結ぶネットワークとして保存・活用をめざす周辺区域とする。

計画の策定においては、上記以外の文化財や歴史的資源についても考慮し、関連文化財や歴史的資源を活用した史跡と市域全体を結ぶネットワークづくりや史跡の学習・情報発信に取り組むための既存の文化施設の活用を含めた総合的な計画を策定する。

なお、本書で使用する曲輪の名称は中井均の研究に基づくものであり、城の機能時の名称ではないことを付記しておく。

主たる計画対象区域	史跡指定地	史跡指定地及び史跡指定予定地	698,557.20 m ² (大東市域: 567,273.30 m ² 四條畷市域: 131,283.90 m ²) ※詳細な指定範囲は図 36 参照	本計画の中心となる区域。	図 1 参照
	史跡指定地外(関連地)	飯盛城の支城跡	茶臼山砦(龍尾寺)、龍間城跡、野崎城跡、南野砦跡、三箇城跡、田原城跡・千光寺跡、岡山城跡・砂寺内町	史跡指定地外だが、飯盛城跡と一体的な城郭機能を構成するため、主たる計画対象区域と一体的な保存・活用をめざす関連地。	図 1 参照
関連する計画対象区域	史跡指定地外(周辺区域)	飯盛城を中心とした交通ネットワーク	i 推定登城道 ii 東高野街道の西側に存在した旧深野池の範囲 iii 街道(清滝街道、東高野街道、中垣内越道)	史跡と市域全体を結ぶネットワークとして文化財や歴史的資源の保存・活用をめざす周辺区域。	図 2 参照

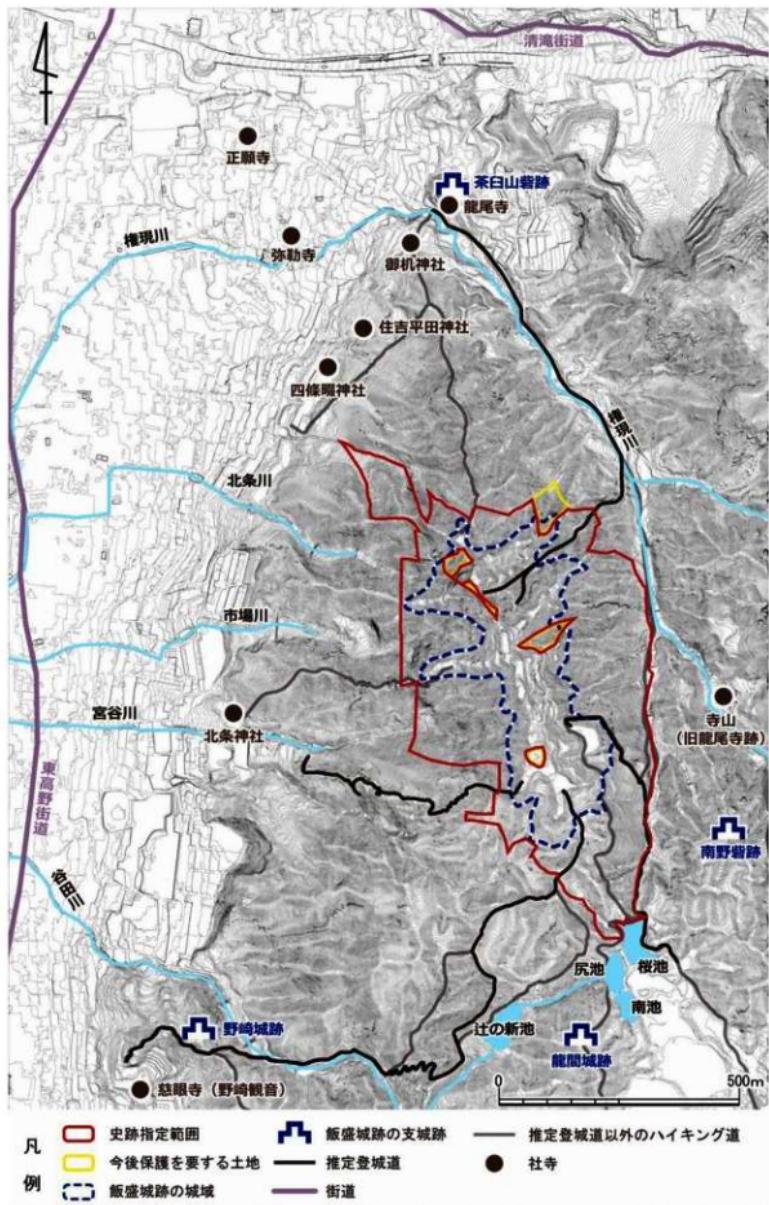


図1 計画対象範囲(主たる計画対象区域及び飯盛城跡関連区域)

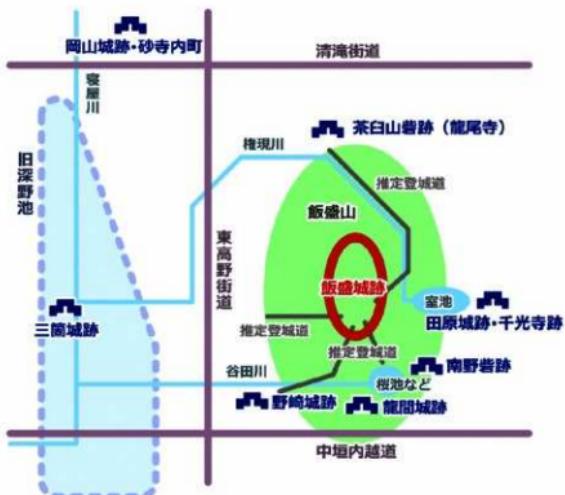


図2 計画対象範囲(概念図)

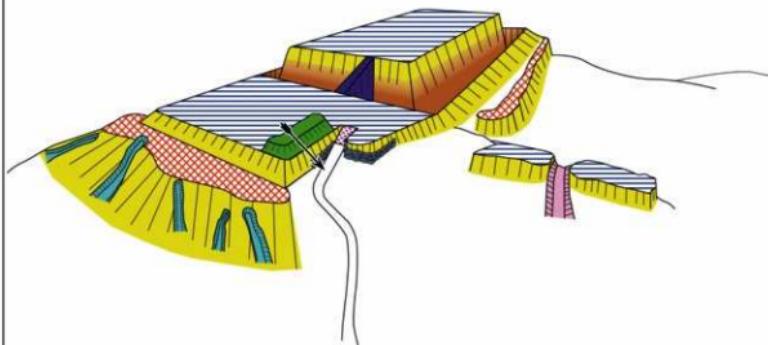
(2) 計画の実施期間

本計画の実施は令和6年(2024)4月1日から令和16年(2034)3月31日までの10年間とする。

【城郭用語】

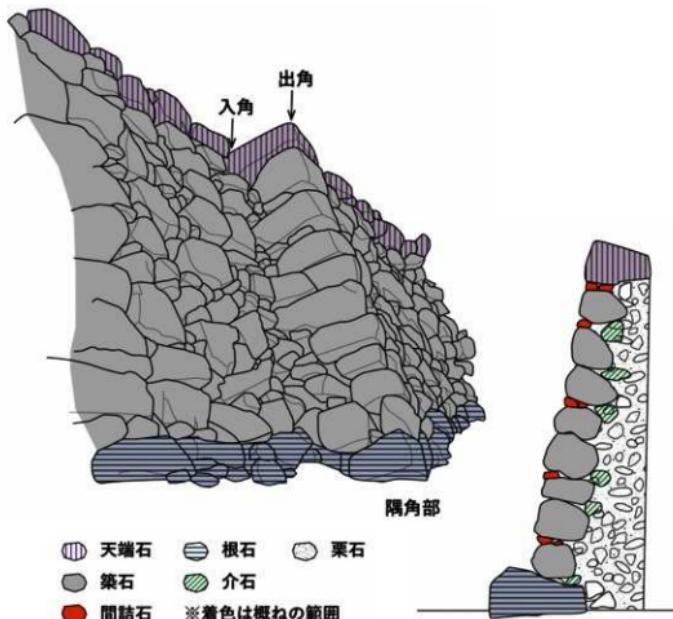
縄張り	城の平面プラン。縄張りを図化したものを縄張り図という
曲輪	防御構造で囲まれた人工的な平坦面
帯曲輪	長く設けられた曲輪
腰曲輪	ポイント的に設けられた曲輪
土塁	防御のために築いた土手
岸	人工的に作られた急傾斜
堀切	尾根伝いの侵入を防ぐために尾根を断ち切って作る空堀
空堀	斜面の水平移動を防ぐための空堀
堅堀群	堅堀とそれに沿うように土塁を交互に3条以上並べたもの
土橋	堀切に架けられた土の橋
虎口	城の出入口
横矢掛り	側面から敵を攻撃できるように土塁や石垣などの墨線を曲げたりする工夫

- 曲輪
- 土橋
- 虎口
- 横堀
- 帯曲輪・腰曲輪
- 堀切
- 切岸
- 空堀
- 土塁
- 石垣
- ↖ 横矢



【石垣の用語】

野面積み	自然石や整形していない石材を使用した石垣の積み方
天端 石	石垣の最上段に積む石材
築 石	石垣の立面を構成する石材
間詰 石	築石の隙間を埋めるために詰められた石材
介 石	築石などの裏面に接して支える役割をもつ石材
根 石	石垣の基礎になる最下段の石材
頭止め石	築石よりも前にせりだして据えた根石
裏 込 め	築石の背後に充填された栗石・砂利層。排水機能を持つ
栗 石	築石の背面に充填された石材。築石が背面から受ける土圧の緩衝機能を持つ
隅 角 部	石垣の墨線を曲げて作られた角。出角と入角で構成される
出 角	石垣の墨線を外側に曲げてつくられた凸部分の角
入 角	石垣の墨線を外側に曲げてつくられた凹部分の角
壁	石垣や土塀などのライン
矢穴 (痕)	矢(クサビ)で石を割るために石に彫られた矢を入れる穴



4. 専門委員会の設置と経緯

大東市と四條畷市では、飯盛城跡の歴史、構造等を解明し、その保存及び整備並びに活用に資するため、両市の条例に基づき、「大東市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」、「四條畷市飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会」を平成27年(2015)に設置した。

本計画策定にあたっては、必要な事項の意見聴取及び検討を行うために、「史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会」として、令和4(2022)年度に3回、令和5(2023)年度に4回、計7回開催した。

史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

氏名	所属	専門
<会長> 中井 均	滋賀県立大学名誉教授	考古学
<副会長> 内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 文化遺産部長兼歴跡整備研究室長	史跡整備
西形 達明	関西大学名誉教授 協同組合 関西地盤環境研究センター 顧問	地盤工学
土井 裕介	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 環境研究部自然環境グループ 主任研究員	森林生態学
天野 忠幸	天理大学文学部歴史文化学科准教授(令和4年度まで) 教授(令和5年度から) 大東市文化財保護審議会 委員	日本中世史
野島 稔	四條畷市立歴史民俗資料館 館長 四條畷市文化財保護審議会 委員	考古学

オブザーバー

氏名	所属	備考
渋谷 啓一	文化庁	文化財第二課 主任文化財調査官
木村 啓章	大阪府	文化財保護課 主査
北川 咲子	教育庁	文化財保護課 技師
石橋 博寿	大東市 地域代表	龍間区長
山本 重治		北条第1区長(任期令和4年度)
向井 望		野崎第1区長
山本 良雄		野崎第2区長
中村 歆治		産業・文化部産業経済室 総括次長
藤原 成典	大東市 関係部局	産業・文化部都市魅力観光課 次長
坂本 千里		産業・文化部観光振興課 課長
福田 悅子		政策推進部戦略企画課 課長
萩原 一行		政策推進部公民連携推進室 課長
田中 知子		政策推進部公民連携推進室 総括次長
三保木 貴幸		都市整備部都市政策室都市政策課 課長
渡邊 武志		都市整備部都市政策課 次長兼課長
村田 大亮		都市整備部都市政策室開発指導課 総括次長
永野 幸宏		都市整備部開発指導課 総括次長兼課長
原田 浩二		都市整備部都市整備室道路課 課長
渡邊 武志		都市整備部都市整備室みどり課 課長

氏名	所属		備考
三保木 貴幸		都市整備部みどり課 課長	令和5年度から
山本 真也		都市整備部都市整備室建築課 課長	令和4年度まで
小川 直樹		都市経営部資産経営課 課長補佐	令和5年度から
星野 光二		危機管理室 課長	
佐藤 康雄	四條畷市 地域代表	南野地区(畠中)	
井坂 良輔		南野地区(滝木間)	
鈴木 信一		総合政策部企画広報課 副事務課長(令和4年度)・次長兼課長(令和5年度)	
藤戸 学		総合政策部企画広報課 課長代理兼主任	
西野 英晃		市民生活部地域振興課 次長兼課長	
足立 聰		都市整備部都市政策課 次長兼課長(令和4年度)・次長兼課長兼主任(令和5年度)	
田中 寛久		都市整備部建設整備課 課長	
阪上 浩一		都市整備部建設管理課 課長	令和4年度まで
木邨 吉洋		都市整備部建設管理課 次長兼課長	令和5年度から
山根木 直樹		都市整備部危機管理課 課長	

大東市事務局

氏名	所属		備考
北田 哲也	大東市 産業・文化部	大東市産業・文化部 部長	
家村 幸一		生涯学習課 課長	
馬場 弘行		生涯学習課 上席主査	
佐々木 拓哉		生涯学習課 係員(令和4年度)・主査(令和5年度)	
李 聖子		生涯学習課 係員	
黒田 淳		生涯学習課 係員	
松迫 寿		生涯学習課 係員	令和4年3月から

四條畷市事務局

氏名	所属		備考
橋田 萬司	四條畷市 教育委員会	教育長	
阪本 武郎		教育部 部長	
花岡 純		教育部 次長	
神本 かおり		スポーツ・文化財振興課 課長	
村上 始		スポーツ・文化財振興課 上席主幹兼任主任(令和4年度)・副主幹(令和5年度)	
實盛 良彦		スポーツ・文化財振興課 主任(令和4年度)・課長代理兼任主任(令和5年度)	
田中 香里		スポーツ・文化財振興課 事務職員	

■第1回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（大東市）

【開催日時】令和4年5月30日(月)13時～15時

【会場】北条コミュニティセンター(いいもりぶらざ)

【主な議題】・飯盛城跡の国史跡指定の経緯

- ・飯盛城跡の指定状況と指定範囲
- ・保存活用計画策定について
- ・史跡飯盛城跡保存活用計画の構成とスケジュール
- ・史跡飯盛城跡保存活用計画策定に係る調査について

■第2回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（四條畷市）

【開催日時】令和4年10月24日(月)13時～14時30分

【会場】四條畷市役所 東別館 201会議室

【主な議題】・史跡飯盛城跡保存活用計画策定支援業務委託プロポーザルの結果について

- ・保存活用計画 第1章～第3章(案)
- ・関連事業について

■第3回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（大東市）

【開催日時】令和5年1月30日(月)13時～15時

【会場】北条コミュニティセンター(いいもりぶらざ)

【主な議題】・保存活用計画 第1章～第3章(修正案)

- ・保存活用計画 第4章～第6章(案)
- ・史跡の追加指定について
- ・関連事業について(飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ開催状況報告)
- ・飯盛城跡石垣6・7の土砂流出について

※文化庁調査官の石垣被害状況視察

■第1回史跡飯盛城跡現状変更等取扱説明会

【開催日時】令和5年5月20日(日)14時～15時

【会場】大東市役所南別館1階

【内容】地権者・権利関係者を対象に現状変更等取扱の概要説明

■第4回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（四條畷市）

【開催日時】令和5年5月29日(月)13時～15時

【会場】四條畷市役所 東別館 201会議室

【主な議題】・保存活用計画 第4章～第6章 確認

- ・保存活用計画 第7章～第9章(案)
- ・関連事業について(現状変更等の取扱い説明会開催方法報告)
- ・石垣6・7応急保護措置実施報告

■第5回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（大東市）

【開催日時】令和5年7月21日(金)13時～15時

【会 場】北条コミュニティセンター(いいもりぶらざ)

【主な議題】・保存活用計画 第7章～第9章(修正案)

・保存活用計画 第10章～第13章・資料編(案)

・パブリックコメント実施説明

■パブリックコメント

【意見募集期間】令和5年8月1日(火)～8月31日(木)

【意見件数】大東市3名 22件、四條畷市3名 29件

■第2回史跡飯盛城跡現状変更等取扱説明会

【開催日時】令和5年9月24日(日)14時～15時

【会 場】四條畷市役所東別館2階201会議室

【内 容】地権者・権利関係者を対象に飯盛城跡の現状変更の取扱基準について説明

■第6回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（四條畷市）

【開催日時】令和5年10月30日(月)13時～15時

【会 場】四條畷市役所 東別館201会議室

【主な議題】・保存活用計画第10章～第13章・資料編(修正案)

・パブリックコメント結果報告

■文化庁協議

【開催日時】令和5年11月6日(月)

【会 場】文化庁 京都庁舎

【主な議題】保存活用計画 内容の確認

■第7回史跡飯盛城跡保存活用計画策定委員会（大東市）

【開催日時】令和5年12月18日(月)13時～15時

【会 場】大東市役所 厚生棟2階B会議室

【主な議題】・文化庁協議を踏まえた最終案

・総括



図3 第1回委員会(大東市)



図4 調査官による石垣被害視察



図5 第4回委員会(四條畷市)

5. 上位計画・関連計画と本保存活用計画との関連

本計画は大東市・四條畷市で策定する計画のため、両市の上位計画に即するとともに、関連計画と調整を図った。以下、各市における本計画の関連について記載する。

令和2年(2020)に策定された大阪府文化財保存活用大綱の内容(めざすべき姿「歴史が輝き未来と織り成す魅力都市・大阪」、基本理念1「文化財の適切な保存・活用による次世代への確実な継承」、基本理念2「文化財の適切な保存・活用による継続的な地域の維持発展」)を勘案のうえ策定する。

(1) 大東市

大東市では、市民憲章(昭和46年[1971]制定)の中で「(わたくしたち大東市民は)伝統をたとび未来をそだて 心をあわせて文化のまちをつくりましょう」を掲げており、市民の生活の指針として伝統や文化を重んじることが記されている。

大東市における本計画の上位計画は、第5次大東市総合計画(令和3[2021]年度～令和12[2030]年度)が該当する。第5次大東市総合計画は、まちづくりの理念「あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり」の実現をめざし、総合的なまちづくりの理念と方向性を示したもので、第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和3年～令和7年[2025])と一体的に整理し、「幸せデザイン 大東」として策定している。

総合戦略では重点分野2「エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出」における課題として飯盛城跡の国史跡指定に向けた取り組みがあり、具体的施策(6)「まちに対する市民の愛着の醸成」の「文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承」の項目において飯盛城跡の国史跡指定の周知啓発を挙げるとともに、(7)「プランディングの強化と発信力の向上」の「飯盛城跡の国史跡指定を契機とした来街意欲の喚起と東部地域の活性化」の項目において、史跡にかかるコンテンツ等の充実化を挙げている。

その他、関連する計画として、大東市教育大綱、都市計画マスターplan、大東市景観計画、大東市国土強靭化地域計画、第2期大東市環境基本計画、大東市歴史的資源活用基本方針が挙げられる。

「大東市歴史的資源活用基本方針」では飯盛城跡と城主の三好長慶を文化・商業・観光の核とし、インバウンド・アウトバウンドの拡大とシビックプライドの醸成に寄与させる方針が示されている。大東市都市計画マスターplanでは飯盛城跡が位置する山地部地域の将来像及び地域づくりの基本方針を「生駒山系の緑豊かな自然環境と生活・レクリエーション活動の場が調和する地域」と定めている。

本計画は上位計画である「幸せデザイン 大東(第5次大東市総合計画及び第2期大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」に即するとともに、上記の関連計画・方針との調整を図って策定した。

(2) 四條畷市

四條畷市では、市民憲章(昭和50年[1975]制定)の中で「(わたくしたち四條畷市民は)豊かな伝統と歴史をまもり新しい文化をそだてます」を掲げており、市民の生活の指針として伝統や文化を重んじることが記されている。

四條畷市における本計画の上位計画は、第6次四條畷市総合計画(平成28[2016]年度～令和7[2025]年度)と四條畷市教育大綱(令和3年度～令和7年度)、四條畷市教育振興基本計画(令和4

[2022]年度～令和17[2035]年度)の3つの計画が該当する。第6次四條畷市総合計画は、まちの将来像として「自然と歴史をいくつしみ やすらぎ ぬくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷～すべては住みよいまちづくりのために～」の実現をめざし、総合的なまちづくりの理念と方向性を示したものである。四條畷市教育大綱は、将来を担う子どもたちの生きる力を育む観点から、子どもたちの育ち、学び、健やかな成長について重点を置き、教育に対する普遍的な理念と基本方針を定めるもので、四條畷市教育振興基本計画はこれまでの教育振興ビジョンに基づく取り組みのさらなる充実と発展に加え、将来を見据えた教育の展望を示したものである。

関連計画としては、四條畷市都市計画マスターplan、四條畷市国土強靭化地域計画、四條畷市産業振興ビジョン、四條畷市みどりの基本計画、四條畷市環境基本計画が挙げられる。

本計画は上位計画である第6次四條畷市総合計画、四條畷市教育大綱、四條畷市教育振興基本計画に即するとともに、上記関連計画との調整を図って策定した。

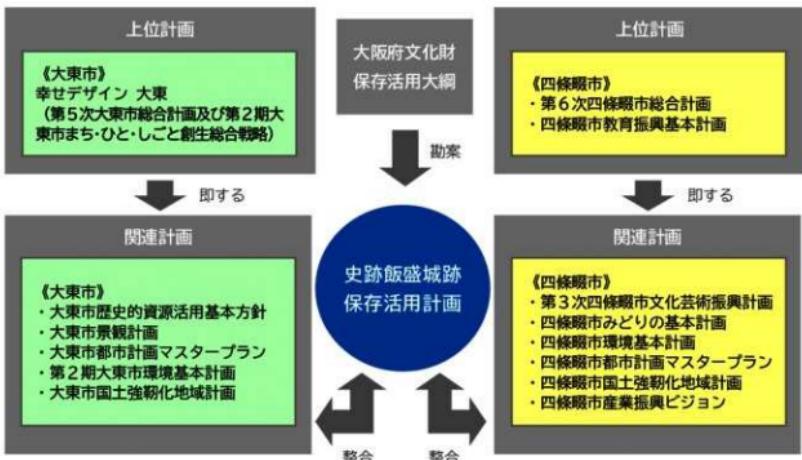


図6 計画の位置付け

表2 上位・関連計画での位置づけ(大東市)

計画(期間)	位置づけ(飯盛城跡に関する事項を抜粋)									
幸せデザイン 大東	第5次大東市 総合計画 (令和3[2021]年度～ 令和12[2030]年度)	<p>【まちづくりの理念】 あふれる笑顔 幸せのまち大東づくり</p> <p>【「重点分野2:エリアの価値を高める都市整備と都市空間の創出」の具体的施策】</p> <table border="1"> <tr> <td>(6)まちに対する市民の愛着の醸成</td><td>文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承</td><td>・飯盛城跡の国指定史跡の周知啓発</td></tr> <tr> <td>(7)ブランディングの強化と発信力の向上</td><td>飯盛城跡の国史跡指定を契機とした来街意欲の喚起と東部地域の活性化</td><td>・史跡のCG化・AR化 ・関連グッズの開発・販売 ・飯盛城跡へ誘導する案内表示の充実</td></tr> </table>			(6)まちに対する市民の愛着の醸成	文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承	・飯盛城跡の国指定史跡の周知啓発	(7)ブランディングの強化と発信力の向上	飯盛城跡の国史跡指定を契機とした来街意欲の喚起と東部地域の活性化	・史跡のCG化・AR化 ・関連グッズの開発・販売 ・飯盛城跡へ誘導する案内表示の充実
(6)まちに対する市民の愛着の醸成	文化・歴史に対する市民の誇りの醸成と次世代への継承	・飯盛城跡の国指定史跡の周知啓発								
(7)ブランディングの強化と発信力の向上	飯盛城跡の国史跡指定を契機とした来街意欲の喚起と東部地域の活性化	・史跡のCG化・AR化 ・関連グッズの開発・販売 ・飯盛城跡へ誘導する案内表示の充実								
第2期大東市 まち・ひと・しごと 創生総合戦略 (令和3[2021]年度～ 令和7[2025]年度)	<p>【飯盛城跡と三好長慶の時代】 《ハード》 ・今後「飯盛城跡、三好長慶、河内キリシタン」のセットで学術研究と遺物、遺跡の整備を進める。 《ソフト》 ・人々に「飯盛城跡、三好長慶、河内キリシタン」による「戦国最先端地域」の物語を浸透させる。 ・市民に対して飯盛城跡を中心とした「戦国時代の最先端地域だった大東市域」の物語を啓発する ・市外の歴史ファンに対して三好長慶と飯盛城跡を中心とした「戦国最先端地域」の物語を啓発する ・市外の歴史無関心者に対して、「知られざる謎の戦国史」として話題化。 上記ハード、ソフトの両輪を同時に回すことで、シビックプライドの形成と市外からのインバウンドを呼び込む。</p>									
大東市歴史的資源活用基本方針 (平成27年[2015]策定)	<p>【基本目標】 都市・自然・歴史が豊かに共生し、まちへの誇りを育む笑顔あふれる景観形成 【基本方針】 自然環境や歴史情緒あるまちなみを育てます。</p>									
大東市景観計画 (令和2年[2020]策定)	<p>【地域別構想：山地部地域】 《将来像》 生駒山系や歴史・文化遺産等の地域資源と、生活・活動の場が調和する緑豊かな地域 《都市施設の整備方針》 国史跡に指定された飯盛城跡については、土地利用検討ゾーンとの相乗効果を視野に入れつつ、本市の歴史的シンボルや観光資源として活用することで来街意欲の喚起につなげることをめざし、周辺エリアも含めたまちづくりの推進やアクセス性の向上を図ります。</p>									
大東市都市計画マスター プラン (令和4[2022]年度～ 令和13[2031]年度)	<p>【基本理念～めざすべき環境像～】 快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう 【「基本目標：人と自然との“わ”となる『だいとうの環境』」の主な施策】 自然環境との調和を図りながら、飯盛山などの生駒山系や山麓部における旧街道沿いのまちなみを巡るネットワークを形成します。</p>									
第2期大東市環境基本計画 (平成28[2016]年度～ 令和7[2025]年度)	<p>【基本理念～めざすべき環境像～】 快適でうるおいのある豊かな環境を創り、守り、育て、伝えていく まち だいとう 【「基本目標：人と自然との“わ”となる『だいとうの環境』」の主な施策】 自然環境との調和を図りながら、飯盛山などの生駒山系や山麓部における旧街道沿いのまちなみを巡るネットワークを形成します。</p>									

大東市国土強靭化地域計画 (令和5[2023]年3月改訂) (令和3[2021]年度～ 令和13[2031]年度)	<p>【計画策定の趣旨】 大規模自然災害等に対し「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「安全安心な地域・経済社会の構築」をめざす</p> <p>【防災に関する取り組み状況】 指定避難所等の指定、各種ハザードマップの作成、民間企業や他自治体等と各種の災害協定を締結するなどの取り組みを行っている。51地区で自主防災組織が結成され、各地区で防災訓練等の取り組みが行われている。</p> <p>【脆弱性評価結果・個別事業(具体的な取り組み)】 起きてはならない最悪の事態「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティへの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・喪失」に対する個別事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)文化財の防災対策の推進 (2)国史跡区域の地籍調査の実施 (3)文化財保護の推進 (4)地域の有形・無形文化財の継承の推進
--	--

表3 上位・関連計画での位置づけ(四條畷市)

計画(期間)	位置づけ(飯盛城跡に関する事項を抜粋)								
第6次四條畷市総合計画 (第1フェーズ: 平成28[2016]年度～ 令和7[2025]年度)	<p>【まちの将来像】 自然と歴史をいくつしみ やすらぎ ぬくもり にぎわいをそだてよう みんなの夢をつくるまち 四條畷へすべては住みよいまちづくりのために～</p> <p>【分野: 学び、文化、スポーツから働きかける夢づくり】 《施策5 歴史、文化の保存と継承》 ・市内に数多く存在する文化財や古くから受け継がれてきた伝統文化を次世代に伝えるため、住民が郷土愛を持って、それらの保護、継承、活用を担うための組織や人材を育成します。</p>								
四條畷市教育振興基本計画 (令和4[2022]年度～ 令和17[2035]年度)	<p>【基本理念】 みんなの学びが叶うまち～生涯 学び 夢 挑戦～</p> <p>【基本方針: 豊かな生涯学習活動と地域を創造する学びの支援】 《施策の方向性》 本市のさまざまなもので、郷土の歴史、文化を継承し、郷土への愛着を育むよう、四條畷の宝を市民に広く周知していくための体制を充実します。</p>								
第3次四條畷市文化芸術振興計画 (令和4[2022]年度～ 令和8[2026]年度)	<p>【計画の理念】 清いある市民の暮らしと文化の薫り高いにぎわいあるまちづくり</p> <table border="1" data-bbox="328 878 891 1233"> <tr> <td data-bbox="328 878 451 943"> 基本方針1 文化施設の充実 </td><td data-bbox="451 878 574 943"> (2)市の文化財、 文化芸術作品の 公開・展示 </td><td data-bbox="574 878 891 943"> ①文化施設およびその他の公共施設内で、市内で出土した市文化財や、市民や市内団体の文化芸術作品の公開・展示 </td></tr> <tr> <td data-bbox="328 943 451 1110" rowspan="2"> 基本方針4 文化財の 保護と活用 </td><td data-bbox="451 943 574 1110"> (1)歴史的文化遺産の保存・活用 </td><td data-bbox="574 943 891 1110"> ①文化遺産に触れる機会の創出 ②文化遺産の保存と継承、国史跡飯盛城跡保存活用の推進 ③歴史民俗資料館での多様な事業の実施(展示、講演会、企画展等) ④各小中学校における歴史民俗資料館の活用および郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業の実施、出前講座の活用検討 </td></tr> <tr> <td data-bbox="451 1110 574 1233"> (2)歴史的文化遺産を活かした観光の促進 </td><td data-bbox="574 1110 891 1233"> ①市の歴史的文化遺産や伝統行事について積極的に情報発信を行い観光振興に努める(広報誌・市HP・市公式YouTubeやSNS・パンフレット・チラシ等) ②歴史的文化遺産を活かすため、環境整備に努める(案内版、説明版、史跡めぐりルート整備・拡充、ボランティアガイド団体との連携) </td></tr> </table>	基本方針1 文化施設の充実	(2)市の文化財、 文化芸術作品の 公開・展示	①文化施設およびその他の公共施設内で、市内で出土した市文化財や、市民や市内団体の文化芸術作品の公開・展示	基本方針4 文化財の 保護と活用	(1)歴史的文化遺産の保存・活用	①文化遺産に触れる機会の創出 ②文化遺産の保存と継承、国史跡飯盛城跡保存活用の推進 ③歴史民俗資料館での多様な事業の実施(展示、講演会、企画展等) ④各小中学校における歴史民俗資料館の活用および郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業の実施、出前講座の活用検討	(2)歴史的文化遺産を活かした観光の促進	①市の歴史的文化遺産や伝統行事について積極的に情報発信を行い観光振興に努める(広報誌・市HP・市公式YouTubeやSNS・パンフレット・チラシ等) ②歴史的文化遺産を活かすため、環境整備に努める(案内版、説明版、史跡めぐりルート整備・拡充、ボランティアガイド団体との連携)
基本方針1 文化施設の充実	(2)市の文化財、 文化芸術作品の 公開・展示	①文化施設およびその他の公共施設内で、市内で出土した市文化財や、市民や市内団体の文化芸術作品の公開・展示							
基本方針4 文化財の 保護と活用	(1)歴史的文化遺産の保存・活用	①文化遺産に触れる機会の創出 ②文化遺産の保存と継承、国史跡飯盛城跡保存活用の推進 ③歴史民俗資料館での多様な事業の実施(展示、講演会、企画展等) ④各小中学校における歴史民俗資料館の活用および郷土教育副読本や郷土史カルタを用いた授業の実施、出前講座の活用検討							
	(2)歴史的文化遺産を活かした観光の促進	①市の歴史的文化遺産や伝統行事について積極的に情報発信を行い観光振興に努める(広報誌・市HP・市公式YouTubeやSNS・パンフレット・チラシ等) ②歴史的文化遺産を活かすため、環境整備に努める(案内版、説明版、史跡めぐりルート整備・拡充、ボランティアガイド団体との連携)							

四條畷市みどりの基本計画 (令和3[2021]年度～ 令和 22[2040]年度)	【基本理念】 豊かな自然、みどりに育まれ、ひと、まち、くらしに心和む 四條畷		
	基本方針1 市民と守る みどり	方向性①-1 豊かな 自然環境を守る	【施策 1】北生駒山地の豊かな自然環境の 保全
四條畷市環境基本計画 (平成 29[2017]年度～ 令和 8[2026]年度)	【基本施策：まち(6)景観や歴史的文化的遺産の保全】 ①文化財の保護 【基本施策：まち(3) 自然とのふれあいの推進】 ①自然とのふれあいの推進		
四條畷市都市計画マスター プラン (平成 29[2017]年度～ 令和 9[2027]年度)	【地域別構想：中部地域】 《まちづくりの方向性》 金剛生駒紀泉国定公園に位置づけられている豊かな自然環境の保全・整備を図りながら、自然とのふれあいなど恵まれた自然環境の活用を図ります。		
四條畷市国土強靭化地域 計画 (令和 3[2021]年度～ 令和 12[2030]年度)	【めざすべきまちの姿】 ～安心、安全に暮らせる つよく・しなやかなまち 四條畷～ 【(2)-⑩ 文化財保護対策の推進】 ・市内には、国の登録有形文化財、大阪府指定の有形文化財や史跡、天然記念物、市指定の有形文化財があることから、国、大阪府と連携を図り、文化財の所有者・管理者の防災意識を啓発し、消火栓の設置・改修、消火・避難訓練の実施、収容施設等の耐震化等を促進する。		
四條畷市産業振興ビジョン (平成 30[2018]年度～ 令和 9[2027]年度)	【産業振興に向けためざすべき将来像】 住みたい、住みつけたいと思える地域基盤を築くべく、産業から働きかける都 市 四條畷 【観光】 《基本戦略！「四條畷らしさ」を活かした誘客施策》 ・地域資源を活用した体験型イベントに対する支援・自然、歴史遺産や各種イベン トの情報発信・観光ガイドブックの製作・ハイキング道など誘客環境の整備・宿 泊施設との連携事業の推進		

第2章 史跡飯盛城跡を取り巻く環境

1. 大東市・四條畷市の概況

大東市・四條畷市は大阪府の北東部、北河内地域に位置する。両市の東は大阪府と奈良県の府県境にあたり、金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山を最高点とする生駒山地が約25kmにわたり南北に連なる。東は奈良県生駒市、西は寝屋川市と門真市、大阪市、南は東大阪市、北は交野市と接している。

四條畷市は東西7.3km、南北5.4kmの長さで総面積は18.69km²を測る。面積の約三分の一が生駒山地で占められており、人口は約5万人である。大東市は東西7.5km、南北4.1kmの長さで総面積は18.27km²を測る。面積の約二分の一は生駒山地の山間地となり、中部から西部にかけては低湿地平野となり、人口は約12万人である。

両市域内には国道170号(大阪外環状線)と府道大阪生駒線(阪奈道路)が通り、四條畷市域内には国道163号と第二京阪道路が通る。鉄道は大阪市内と京都府南部を結ぶJR学研都市線がとおり、四條畷市内には忍ヶ丘駅、大東市内には四条畷駅、野崎駅、住道駅が設けられており、大阪市内と奈良県、京都府方面をそれぞれつないでいる。



図7 史跡飯盛城跡の位置(国土地理院 白地図及び標準地図に加筆)

2. 自然環境

(1) 地形・地質

北河内地域の東側には、屏風状に切り立った生駒山系が位置する。東大阪市の生駒山(642m)以南は標高600m内外の山系が連なるが、その北側(大東市、四條畷市)は、標高が半減し300m内外の一段低い山地となる。いずれも花崗岩系の地質からなるが、生駒山周辺は硬質の花崗岩よりなり、飯盛山一帯は四條畷花崗閃緑岩と言われる斜長石が優占する岩石からなる。花崗岩の生成年代やそこでの風化の違いが現在の山地の標高や山容に影響を与えているものと考えられる。花崗岩には節理と呼ばれる規則正しい割れ目が発達することが多く、花崗岩の露岩から城郭の石垣用石材を得ることができる環境にある。

生駒山地の西側には河内平野が広がっており、山麓部を生駒断層が走ることから、山地の西斜面は、逆断層による急傾斜となり、麓には谷筋を流れる中・小河川によって形成された扇状地性の段丘が広がる。東斜面は西斜面とは対照的に緩傾斜の地形となり丘陵へと続く。

飯盛城跡一帯は寝屋川水系に含まれる。城跡北部には山塊を取り巻くように権現川が流れ、野崎付近では谷田川、さらに南部には鍋田川が流れ、いずれも山地内では急流、山麓部からは緩い河床勾配となって寝屋川本流に流れこむ。

生駒山地西麓の標高10m前後に東高野街道が南北に縦走し、その西側は標高1~3mの氾濫原・低湿地となる。この低湿地は現在市街化されているが、繩文海進によって形成された河内湾から河内潟、河内湖と変遷し、飯盛城跡が機能していた16世紀頃には河内湖の名残といえる深野池・新開池等の湖沼が広がっていた。

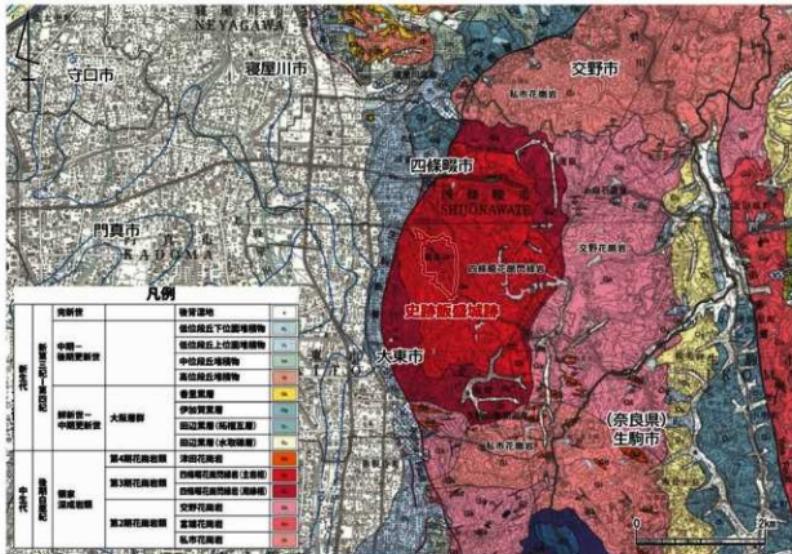


図8 地質分類図

(地質調査所[現 産総研 地質調査総合センター]5万分の1地質図幅「大阪東北部」[2001]に加筆)

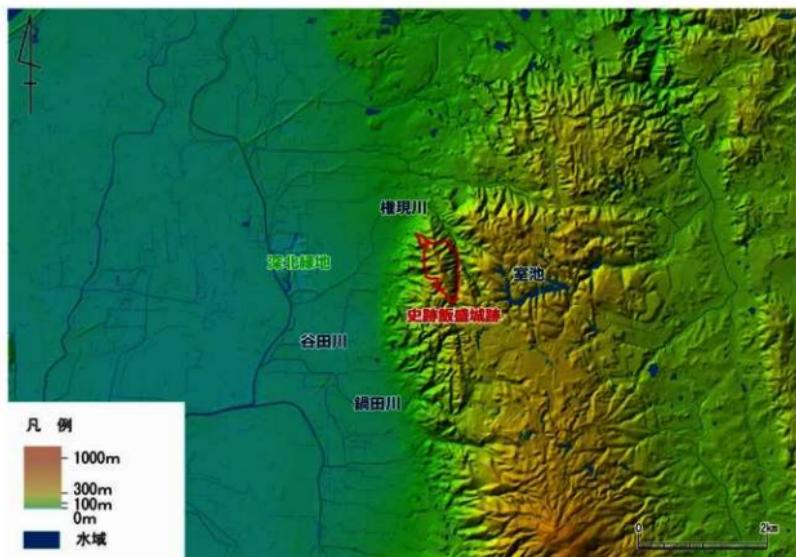


図 9 色別標高図(国土地理院色別標高図に加筆)

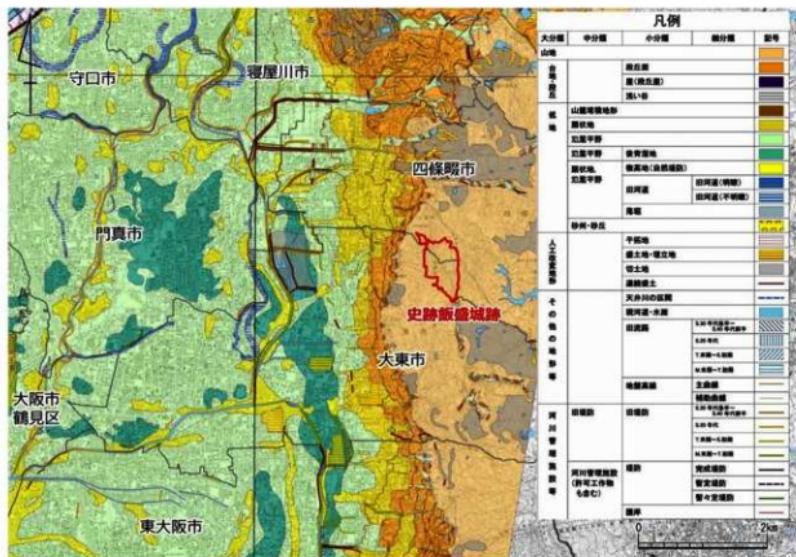


図 10 地形分類図(治水地形分類図 更新版[2007~2021年]に加筆)

(2) 気候

大東市・四條畷市は、温暖で年間を通じて降水量の少ない瀬戸内海式気候に属する。史跡飯盛城跡から最も近い気象観測地であるアメダス生駒山観測所(標高 626m)における 1991~2020 年の 30 年平均値をみると、年平均気温は 12.1°C、年間平均降水量は 1527.7mm である。

平成 30 年(2018)9月 4 日(台風 21 号)には最大瞬間風速 35.2m/s、平成 29 年(2017)10 月 22 日(台風 21 号)には日降水量 200.0mm を記録しており、強風や大雨等の自然災害による文化財のき損が危惧されている。この台風の時には、史跡飯盛城跡のある飯盛山においても倒木や土砂崩れ等の被害が生じた。

表 4 アメダス生駒山観測所(標高 626m)の 1991~2020 年の 30 年平均値

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
降水量 (mm)	52.2	64.8	111.8	114.2	161.3	213.6	199.2	146.4	166.5	155.4	81.6	60.6
平均気温 (°C)	0.9	1.5	5.0	10.5	15.2	18.7	22.5	23.6	19.9	14.4	9.0	3.6
日最高気温 (°C)	4.6	5.7	10.0	15.8	20.4	23.1	26.9	28.6	24.3	18.5	12.9	7.3
日最低気温 (°C)	-1.9	-1.8	1.0	6.3	11.3	15.5	19.7	20.5	16.9	11.4	5.9	0.6

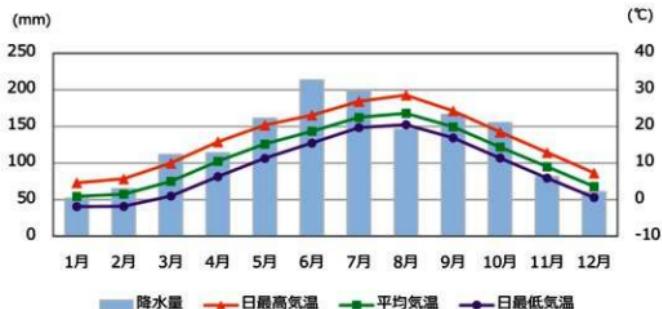


図 11 アメダス生駒山観測所(標高 626m)の 1991~2020 年の 30 年平均値

(3) 動植物

1) 植生

大東市・四條畷市の西部の市街地は都市開発によって植物の生育地はほぼ失われているが、東部の生駒山地には森林が広がっている。飯盛山は都市近郊に残る貴重な自然豊かな森林地帯であり、ハイキングなど自然の中でのレクリエーションを目的とした利用が多くみられる。また、緑豊かな飯盛山は市街地から視認しやすく、市内学校の校歌に歌われるほど市民に親しまれているシンボル景観となっている。

生駒山系の山々は、燃料材を得るために樹木伐採によってほとんどが禿山であったが、戦後の植林によって自然豊かな森林となった。昭和5年(1930)頃に撮影された写真を見ると、山頂付近にはアカマツが生育し、曲輪上にはあまり樹木が生えていなかったことが分かる。飯盛山付近において平成13(2001)年度に実施された環境省生物多様性センターによる第6・7回自然環境保全基礎調査植生調査の植生分布図を確認すると、山頂の尾根沿い付近はモチツツジーアカマツ群集となっているが、現在アカマツは少なくとも曲輪上には見られないため、植生が遷移していることが分かる。

「大阪府森林資源解析調査(令和2[2020]年度調査)」等によると、史跡飯盛城跡の立地する飯盛山においては、西側斜面は主に人為的影響を受けた二次林である落葉広葉樹林(コナラやクヌギ等)が多く分布しており、北東部を除く東側斜面は主に人工林である針葉樹林(スギ・ヒノキ)が多く分布し、北東部は常緑化が進んでいる広葉樹林(アラカシやヤブツバキ等)と一部竹林となっている。V郭(御体塚郭)やII郭(本郭)、VII郭(千疊敷郭)等主要な曲輪には、主にサクラが植栽されている。

林内をみると、落葉広葉樹林では下層植生や階層構造のある植生が見られるところがあるほか、一部ササが密生しているところがある。現在は、カシノナガキクイムシが媒介する病原菌によって、主にコナラやクヌギ等の大径木が枯死するナラ枯れが発生しており、飯盛山においてもその被害が見受けられる。下層植生のある林地の中低木層には常緑樹種が確認され、ナラ枯れ等によって植生遷移が進むと、落葉広葉樹林はシイやカシ等の常緑樹林に遷移していく可能性がある。一方で、北東部の広葉樹林や東斜面の人工林等では間伐等の手入れが行き届いていないため、林内が暗く、下層植生が十分に生育していないところがある。下層植生が衰退して、表土が草木や落ち葉で被覆されていない林内では、雨滴等の影響で表土の流出が危惧される。主要な曲輪に植栽されているサクラについては、枯死や衰退が進んでおり、乾燥しやすい岩盤上に植栽されているため、今後も枯死や衰退が進むことが考えられる。



図 12 西山麓より飯盛山を望む、昭和 5 年頃
(大阪府教育委員会提供)



図 13 III 郭から V 郭を望む、昭和 5 年頃
(大阪府教育委員会提供)



図 14 東側斜面の針葉樹林(人工林)



図 15 下層植生のある広葉樹林(二次林)

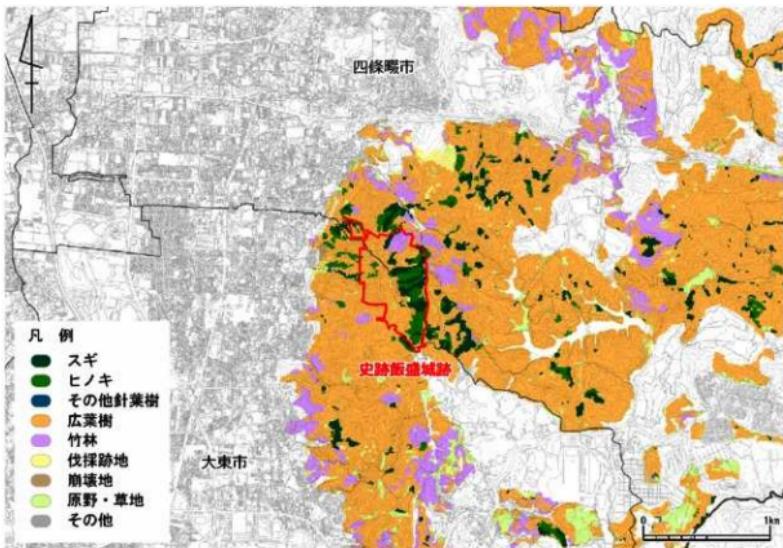


図 16 大東市・四條畷市の林相区分図(大阪府森林資源解析調査[令和 2 年度]に加筆)

2) 動物・昆虫

飯盛山は生駒山系に属し、連続する自然環境がある。周辺には、大阪府レッドリストで生物多様性ホットスポットBランクに選定されている室池等の水辺の環境もあり、様々な動物・昆虫が生息している。

飯盛山に近接している大阪府民の森「むろいけ園地」界隈を調査された『むろいけの自然』(NPO法人里山サロン、平成28年[2016]刊行)によると、多種多様な動物・昆虫が確認されている。ニホンノウサギやニホンリス、ニホンイシガメ、シュレーガルアオガエル等の種が確認されているほか、鳥類ではルリビタキ、アカゲラ、ヤマガラ、フクロウ等の70種が確認されている。昆虫も数多く確認されており、カブトムシやオオクワガタ、オニヤンマ、オオムラサキ、アサギマダラ等の種が確認されている。希少種としては、ホンドキツネ(大阪府の絶滅危惧I類)やカスマサンショウウオ(大阪府の絶滅危惧I類、環境省の絶滅危惧II類)、コサメビタキ(大阪府の絶滅危惧II類)等が確認されている。

イノシシの生息域でもあり、表土の掘り返しによる石垣等の遺構のき損が発生しており、見学者等への人的被害も危惧される。

表5 『むろいけの自然』(NPO法人里山サロン、平成28年刊行)掲載の動物

哺乳類	アライグマ科	アライグマ	鳥類	ヒタキ科	エゾビタキ、オオルリ、オジロビタキ、キビタキ、コサメビタキ、ジョウビタキ、シロハラ、ツグミ、トラブグミ、ルリビタキ
	イヌ科	ホンドキツネ		ヒヨドリ科	ヒヨドリ
	イノシシ科	イノシシ		フクロウ科	フクロウ
	ウサギ科	ニホンノウサギ		ホオジロ科	オオジ、カシラダカ、クロジ、ホオジロ、ミヤマホオジロ
	ジャコウネコ科	ハクビシン		ムシクイ科	エゾムシクイ、オオムシクイ、センダイムシクイ
鳥類	リス科	ニホンリス		メジロ科	メジロ
	アトリ科	アカウソ、アトリ、イカル、カワラヒワ、シメ、ベニヒワ、ベニマシコ、マヒワ		モズ科	モズ
	イワヒバリ科	カヤクグリ		イシガメ科	クサガメ、ニホンイシガメ
	ウ科	カワウ		スマガメ科	ミシシッピアカミミガメ
	ウグイス科	ウグイス		カナヘビ科	ニホンカナヘビ
	ウン科	ウソ		トカゲ科	ニホントカゲ
	エナガ科	エナガ		ヤモリ科	ニホンヤモリ
	カツツブリ科	カツツブリ		クサリヘビ科	ニホンクサリ
	カモ科	オシドリ、カルガモ、キンクロハジロ、コガモ、トモエガモ、ヒドリガモ、ホシハジロ、マガモ、ヨシガモ		ナミヘビ科	アオダイショウ、シマヘビ、ジムグリ
		カラス科		アオガエル科	シュレーガルアオガエル、モリアオガエル
		カワセミ科		アカガエル科	ウシガエル、トノサマガエル、ニホンアカガエル
	キクイタダキ科	キクイタダキ		ヒキガエル科	アズミヒキガエル
	キジ科	コジュケイ		イモリ科	アカハライモリ
	キツツキ科	オオガラ、アカゲラ、コゲラ		サンショウウオ科	カスマサンショウウオ
	クイナ科	オオバン	両生類	アガエル科	
	サギ科	アオサギ		アカガエル科	
	サンショウウクイ科	サンショウウクイ		ヒキガエル科	
	シギ科	イシギ		イモリ科	
	シジュウカラ科	シジュウカラ、ヤマガラ		サンショウウオ科	
スズメ科	スズメ				
	セキレイ科	キセキレイ、セグロセキレイ、タヒバリ、ハクセキレイ、ピンズイ			
	タカ科	オオタカ、ノスリ			
	ツバメ科	ツバメ			
	ハト科	オオバト、キジバト			

3. 歴史的環境

飯盛城が所在する飯盛山の西部は、古来より水域が広がり平野部が狭く山岳が迫っているため、狭い範囲に旧石器時代に始まる数多くの遺跡が所在し、東部は四條畷市の田原盆地に縄文時代からの遺跡が所在する。

旧石器時代 大東市の中垣内遺跡からナイフ形石器、四條畷市の讚良川床遺跡から握斧・ナイフ形石器・細石刃・削器・彫器、岡山南遺跡から木葉形尖頭器が出土していることから、両市の歴史は2万8千年前に始まると考えられる。

縄文時代 草創期では、大東市の北条遺跡・鍋田川遺跡や四條畷市の南山下遺跡・四條畷小学校内遺跡・木間池北方遺跡等から有茎尖頭器が出土している。早期では押型文土器が出土した四條畷市の田原遺跡、中期では四條畷市の南山下遺跡、中期から晩期では大東市の北新町遺跡・北条遺跡・鍋田川遺跡、四條畷市の砂遺跡、後期から晩期では四條畷市の更良岡山遺跡から北陸の大型彫刻石棒、ヒスイ製大珠、土偶等の祭祀用品、土器類や多量の石器類が出土している。四條畷市から寝屋川市に広がる讚良郡条里遺跡では縄文草創期末から各時期の遺物が出土している。

弥生時代 四條畷市の讚良郡条里遺跡では、縄文晩期の突帯文土器とともに弥生前期初頭の土器や炭化米が出土しており、北河内地域における稲作の初現を示す重要な遺跡である。また前期から後期までの水田や微高地の集落を検出している。大東市の中垣内遺跡や北条西遺跡では前期から中期の集落跡を確認し、北条遺跡では後期の竪穴建物跡を検出している。中垣内遺跡の東に位置する鍋田川遺跡でも後期の遺物が出土しており、集落の動向を検討するうえで重要な遺跡といえる。四條畷市の雁屋遺跡は弥生前期から後期にわたって続く拠点的集落である。前期では板付II式併行期の大型壺、中期では初頭から後葉までの方形周溝墓群を検出し、コウヤマキ・ヒノキ・カヤ製の木棺や男性の全身骨格が残存した木棺のほか、朱塗り土器・蓋付木製四脚容器やタンカ状木製品、鳥形木製品等が出土している。また、焼失竪穴建物跡や掘立柱建物跡、貯木施設も検出し、分銅形土製品やト骨・銅鐸の舌や播磨地域の土器等が出土している。後期では竪穴建物群跡や方形周溝墓等を検出し、丹後・近江・出雲・山陰地域系の土器類等他地域の遺物が出土している。鎌田遺跡でも中期の方形周溝墓が検出されている。このほか四條畷小学校内遺跡で前期の石敷き遺構、蔀屋北遺跡で中期の集落・方形周溝墓、中野遺跡で中期の方形周溝墓を検出している。

古墳時代 前期古墳としては、四條畷市の讚良川流域に築造された前期中墳の全長約87mの前方後円墳である忍岡古墳が挙げられる。中期から後期になると両市ともに各所で古墳を検出している。中期古墳としては、大東市の生駒山地西麓の河



図 17 雁屋遺跡出土人骨（四條畷市指定文化財）



図 18 堂山 1 号墳全景（西から）
（大阪府教育委員会提供）

内平野に派生する尾根上に築造された堂山1号墳が挙げられる。小規模ながら、初期須恵器や甲冑や刀、鎌等の多量の鉄製武器・武具を副葬した古墳であり、当時の有力な首長墓と考えられる。四條畷市の中期の忍ヶ丘駅前1号墳、墳長約70mの前方後円墳である後期初頭の墓ノ堂古墳が挙げられる。また清滝古墳群や大上古墳群、更良岡山古墳群、城遺跡等は中期から後期まで続く馬飼い集団の墓域とみられる。大上3号墳は全長約45mの帆立貝形古墳で、原位置を保つ葺石や円筒埴輪が出土した。清滝古墳群2号墳は直径20mの円墳で、周溝に馬が埋葬されていた。

前期の集落跡については、大東市の鍋田川遺跡、四條畷市の忍岡古墳に伴う集落を讃良郡条里遺跡や岡山南遺跡で検出している。中期から後期にかけては、大東市の北新町遺跡やメノコ遺跡、中垣内遺跡が挙げられる。北新町遺跡では中期の大型倉庫建物跡と水田跡を検出し、倉庫の戸口装置が出土している。これらの集落跡からは韓式系土器や鳥足紋タタキを施した陶質土器が出土しており、渡来系集団の影響が窺われる遺物が出土していることが特徴である。

四條畷市のJR忍ヶ丘駅周辺で検出した中期の集落跡では、忍ヶ丘駅前遺跡から人物埴輪・子馬形埴輪・水鳥形埴輪、南山下遺跡から馬形埴輪、岡山南遺跡から家形埴輪など多くの形象埴輪が出土している。

古墳時代における四條畷の特徴は、中期以降に渡来系の人々が多く居住して広範に馬飼が行われていたことが挙げられ、奈良田遺跡、中野遺跡、四條畷小学校内遺跡、城遺跡、大上遺跡、南野米崎遺跡等の集落跡から馬骨・馬齒をはじめ陶質土器、初期須恵器や韓式系土器等が数多く出土している。讃良郡条里遺跡からは5世紀初頭の馬骨、部屋屋遺跡では馬具や戸戸柱に再利用された準構造船、完全な姿の埋葬馬が出土している。鎌田遺跡では溝からスリザラや木鏡等の祭祀遺物、奈良井遺跡では方形周溝状の祭祀施設遺構から犠牲馬の首や人形・馬形土製品等が出土しており、生産遺跡として鎌田遺跡や讃良郡条里遺跡では水田跡を検出している。北口遺跡では緑色凝灰岩質の石核が出土し、中期に玉類の製作が行われたとみられる。

飛鳥・奈良・平安時代 大東市の北新町遺跡、寺川遺跡、元粉遺跡で奈良時代の集落跡を検出している。北新町遺跡では墨書き人面土器、寺川遺跡では「白麻呂」の墨書き土器が出土しており官衙の存在が推定される。北新町遺跡では10世紀後半から集落の形成が始まり、12~13世紀には溝団いの屋敷地が出現し集落は最盛期を迎える。同時期の山麓部に営まれた集落としては寺川遺跡、北条西遺跡、野崎条里遺跡がある。北新町遺跡は少なくとも14世紀初頭には廃絶を迎えたようである。

四條畷市の正法寺跡は7世紀に創建された寺院跡で、これまでの調査で中門、塔、講堂等の存在が確認されており、創建当時の掘立柱建物跡や平安時代の石積みあるいは瓦積みの基壇建物を検出



図19 北新町遺跡出土戸口装置
(大東市指定文化財)



図20 南山下遺跡出土馬形埴輪
(四條畷市指定文化財)

している。また回廊の南西部分と推定される位置から創建時の鶴尾片が出土している。讃良寺跡は7世紀の創建で、出土した正法寺跡と同様の素弁八葉蓮華文軒丸瓦の状態から、讃良寺の瓦が後に作られたと考えられている。寺院跡周辺では飛鳥から奈良時代の集落跡を検出しており、木間池北方遺跡では河川跡で土馬を使った祭祀が行われ、「□万呂」の墨書き器が出土している。讃良郡条里遺跡では小型海獣葡萄鏡が出土しており、有力者が祭祀に用いたとみられる。また同遺跡では奈良時代の条里制地割が検出されている。平安時代では中野遺跡や岡山南遺跡、讃良郡条里遺跡のほか、四條畷小学校内遺跡、木間池北方遺跡、蘿屋北遺跡等で集落を検出しており、中野遺跡では「日置」の墨書き器や、「應保二年如月廿日」(1162)の墨書き曲物井戸枠、岡山南遺跡の井戸からは「高田宅」「福万宅」等の墨書き器が出土している。

鎌倉・南北朝時代 鎌倉時代では、両市ともに各所において集落跡を検出している。大東市の御領遺跡は、北新町遺跡と入れ替わるように西部の低湿地において13世紀中葉に集落が営まれはじめ14世紀中葉以降には存続を終える。四條畷市の坪井遺跡では鎌倉時代の鍛冶炉・金床石を伴う鍛治工房跡と土壙墓や井戸を検出している。

南北朝時代の正平3年(1348)には飯盛山麓一帯において北朝の高師直軍と南朝の楠木正行軍が、『太平記』にある「四條畷の合戦」を繰り広げる。大東市の御領遺跡で検出した建物群は、その周囲に半町ほどの方形溝を巡らせており、焼土の広がりや一括廃棄された土器集積遺構からこの戦との関わりが指摘されている。四條畷市には、四條畷の合戦において戦死した楠木正行のものと、その一族の和田賢秀のものと伝わる墓があり、いずれも大阪府指定史跡となっている。

室町・戦国時代 16世紀になると生駒山地の支脈である飯盛山の山頂に飯盛城跡が築かれる。飯盛城跡は木沢長政の居城として文献上はじめて登場する。城主は交野郡出身の安見宗房を経て阿波出身の武将三好長慶が永禄3年(1560)に居城とし、三好政権の政治・文化の中心として機能した。飯盛城跡は長慶の跡を継いだ三好義繼が若江城に移った永禄12年(1569)頃に城としての機能を失ったと考えられる。飯盛城跡の周辺には支城である田原城跡や野崎城跡、龍間城跡が所在する。また、城郭遺構は未発見であるが、深野池の微高地には三箇城跡が所在していた。大東市西部の低地部に位置する西諸福遺跡から、天正13年(1585)銘の卒塔婆や荷札木簡が出土している。また、三好長慶が保護した河内キリストンの一人である田原城主田原礼輔(レイマン)のキリストン墓碑(天正九年銘)が、城主一族の菩提寺である四條畷市田原の千光寺跡から出土しており、大阪府指定有形文化財となっている。

四條畷市の讃良郡条里遺跡内において、16世紀中頃に大將軍社が創建され、明治44年(1911)に式内社の忍陵神社に合祀されるまで地域の尊崇を集めた。発掘調査では御正躰あるいは奉納されたとみられる柴垣柳樹双鳥鏡が出土したほか、近世から近代に属する大量の灯明皿が出土し、文献に記録されていた「百灯明」の祭りの存在が裏付けられている。

江戸時代 大東市の山地部には龍間石切場跡や北条石切場跡が確認されており、17世紀初頭には生駒山地西斜面の各谷筋で徳川大坂城石垣石材の採石が大規模に行われていたことが判明している。採石した石材は各谷筋を利用して搬出し、深野池から水運を利用して大坂城まで運ばれたとみられる。深野池は宝永元年(1704)に大和川の付け替えが行われたことで約300ヘクタールの広大な新田



図21 千光寺跡出土キリストン墓碑（大阪府指定文化財）

となった。この開発権は東本願寺難波御堂が取得し、河内屋北、深野北、深野(中)、深野南、河内屋南新田という5新田に分けられた。その後、深野南新田と河内屋南新田の所有権は大坂の両替商・平野屋又右衛門、助松屋忠兵衛、天王寺八重を経て文政7年(1824)に錢屋(高松)長左衛門へ譲渡された。この5新田のうち、深野南新田と河内屋南新田の管理・運営のために新田開発当初の18世紀初頭に平野屋新田会所が設けられた。

四條畷市は三好長慶の傍系にあたる三好為三が大坂の陣の頃から徳川秀忠に仕え、慶長9年(1604)に従五位下因幡守に任じられ「一任」と名乗っている。寛永2年(1625)に秀忠から南甲可村(四條畷市南野)・横小路村(東大阪市)・小山田村(河内長野市)、高向村(河内長野市)で二千二十七石を与えられ、その子孫が旗本として幕末まで領有した。南野の正願寺の山門には三好家の家紋である三階菱の瓦が葺かれている。また幕末には旗本三好家領の主要村落として南野村に代官所がおかれて、代官屋敷は『天保検地帳』から現在の雁屋南町に設けられたと考えられる。

明治以降 明治21年(1889)に公布された町村制法に基づき、大東市域では四條村、住道村、南郷村が成立する。昭和21年(1946)には四條村が四条町となり、昭和31年(1956)に南郷村、住道町、四条町が合併し大東市が発足した。その間昭和23年(1948)に飯盛城跡内に飯盛山妙法寺が建立され、その後池田勇人の命名で飯盛山楠公寺と名を改めた(同寺建立由来説明板による)。昭和47年(1972)7月豪雨により寝屋川の堤防が洪水で決壊し市域が水没する大東水害が発生した。この豪雨による土砂災害で慈眼寺(野崎觀音)の大書院が全壊するなど文化財にも甚大な被害を及ぼしている。この水害は教訓としてその後の大東市のまちづくりに大きな影響を与えている。

四條畷市域では甲可村と田原村が成立する。明治23年(1890)に四條畷神社が楠木正行を主神として創建された。その参拝客の用に供するためもあり、明治28年(1895)に浪速鉄道株式会社により片町 - 四條畷間に鉄道が開業して多くの人が参詣した。そのことにより「四條畷」の名称は全国各地で知られるようになり、昭和7年(1932)に甲可村から「歴史上有名なる」名称として四條畷村に改称した。昭和22年(1947)に町制施行して四條畷町となり、昭和36年(1961)に四條畷町と田原村が合併し、昭和45年(1970)に市制施行して四條畷市が発足した。



図22 平野屋新田会所跡

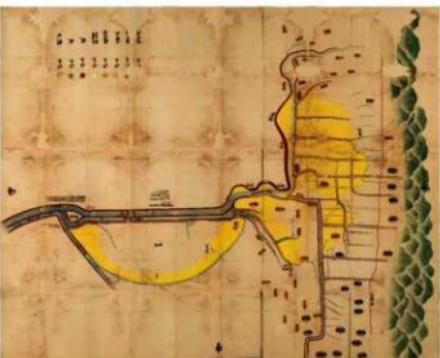


図23 深野新田周辺川堤絵図 (大東市指定文化財)

4. 社会的環境

(1) 人口

〈大東市〉

大東市の人口は、令和2年(2020)の国勢調査で119,367人であり、年少人口割合は11.9%、高齢化率は27.1%である。人口推移をみると平成12年(2000)の128,917人をピークに減少傾向にある。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(平成30年[2018]3月推計、※基準データ平成27年[2015]国勢調査)では、大東市の人口は2030年には105,528人、2045年には85,693人になると推計されている。

〈四條畷市〉

四條畷市の人口は、令和2年の国勢調査で55,177人であり、年少人口割合は12.7%、高齢化率は27.7%である。人口推移をみると平成22年(2010)の57,554人をピークに減少傾向にある。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(平成30年3月推計、※基準データ平成27年国勢調査)では、四條畷市の人口は2030年には48,488人、2045年には39,621人になると推計されている。

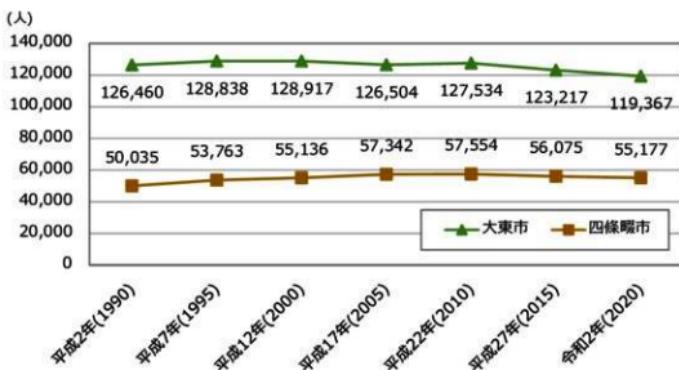


図 24 大東市及び四條畷市の人口推移(国勢調査)

(2) 都市計画・土地利用

大東市・四條畷市は北河内地域に属し、両市の東側には金剛生駒紀泉国定公園に含まれる生駒山地が南北に連なり大阪府と奈良県の府県境となっている。西側の平野部はJR学研都市線沿線にあり、大阪都心へ約20分という立地から市街地として発展している。

〈大東市〉

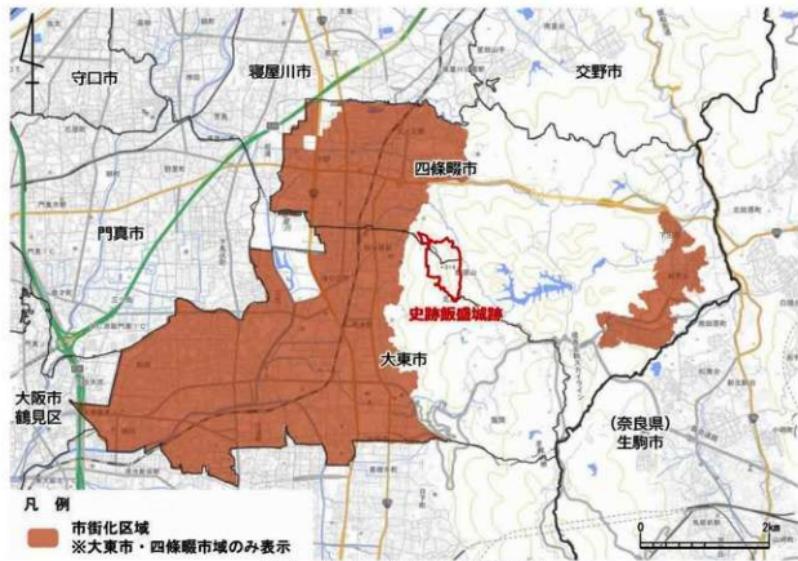
都市計画について、大東市全域を都市計画区域に指定しており、このうち 11.87km^2 を市街化区域、東部の山林等 0.64km^2 を市街化調整区域に指定している。飯盛城跡を含む周辺地域一帯は、市街化調整区域となっている。

土地利用現況(令和3年[2021]3月31日現在)は、市街地が 10.99km^2 (60.1%)と過半を占め、次いで山林が 0.34km^2 (18.7%)となる。市街地の内訳は、一般市街地、工場地の順に多い。

〈四條畷市〉

都市計画について、四條畷市全域を都市計画区域に指定しており、このうち西部の平野部と東部の田原地区の 6.09km^2 を市街化区域、中東部の山林等 12.60km^2 を市街化調整区域に指定している。飯盛城跡を含む周辺地域一帯は、市街化調整区域となっている。

土地利用現況(平成27[2015]年度調査)は、山林が 0.63km^2 (33.9%)と最も多く、次いで市街地が 0.56km^2 (30.3%)となる。市街地の内訳は、一般市街地、工場地の順に多い。



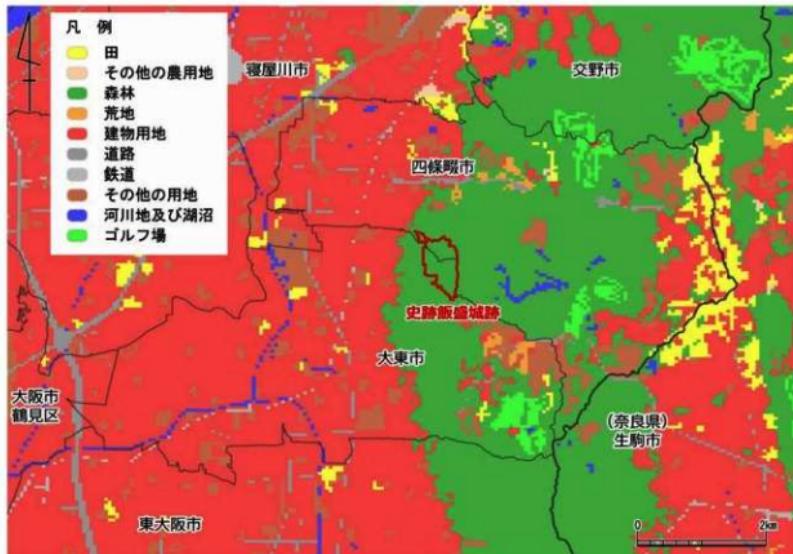


図26 大東市及び四條畷市の土地利用現況(令和3年度)
(国土数値情報 土地利用詳細メッシュデータ[50mメッシュ]に加筆)

(3) 交通

鉄道交通について、史跡飯盛城跡はJR学研都市線の四条畷駅と野崎駅が最寄り駅であり、大阪市内からもアクセスが良好である。ハイキングコースを利用すると飯盛山山頂までの徒歩での所要時間は、四条畷駅からは約100分、野崎駅からは約90分である。

道路交通について、飯盛山の西側には府道20号(枚方富田林泉佐野線、一部旧国道170号)及び国道170号(大阪外環状線)が南北、飯盛山の北側には国道163号が東西、飯盛山の南側には府道8号(阪奈道路)が東西に走っている。それぞれ、大阪府内や近畿地方の各都市を結ぶ幹線道路であり、広域的なネットワークを形成している。史跡には、南東側から史跡に近接する大東市立野外活動センターまで車でアクセスすることができ、史跡見学者用駐車場も整備されている。大東市立野外活動センターから飯盛山山頂までは徒歩約15分で行くことができる。JR住道駅を発着する近鉄バス生駒登山口行きバスを利用すると、途中の竜間バス停から徒歩約40分で行くことができる。



図27 飯盛城跡周辺の交通ネットワーク(主に大東市・四條畷市域)
(国土地理院標準地図に加筆)

(4) 産業

大東市・四條畷市はともに大阪市近郊の住宅都市であるが、大東市は企業立地が多くみられるところから、昼夜間人口比率は、他の近郊都市に比べ高い(令和2[2021]年度国勢調査)。

「平成28年経済センサス-活動調査」をみると、事業所総数は大東市が4,606件、四條畷市が1,862件、従業者数はそれぞれ51,173人、15,197人であり、大東市のストックが大きいが、両市ともほとんどが従業者数30人未満の中小企業で占められる。第一次産業従業者数は両市ともに少なく、大東市は第二次産業従業者数の割合が四條畷市より高い。

「令和元年度工業統計調査」によると、製造品出荷額は、平成28年(2016)時点で大東市約3,500億円と大きく、企業立地の少ない四條畷市では250億円程度にとどまっている。大東市では北西部に工場の集積地があり、機械・金属を中心にプラスチック製品、鉄鋼、バルブ等の製造が盛んである。

農業では、四條畷市が経営耕地面積73haと大東市を上回っている。四條畷市東部地域の田原地区は農地が多く、市の特産品「エコ河内原米」が生産されている。

商業では、四條畷駅前には栄通り商店街及び楠公通り商店街、野崎駅前には野崎参道商店街があり、それぞれ地域の賑わいの場になっている。平成28年の小売業商品販売額では、大東市で922億円、四條畷市で371億円となっている。

表6 大東市・四條畷市の主な産業指標

区分	大東市	四條畷市	資料
昼夜間人口比(夜間人口を100)	97.8	85.3	令和2年国勢調査
事業所数(件) 従業者数(人)	4,606 51,173	1,862 15,197	総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」
第一次産業 従業者数(人) 平成28年	79	38	//
第二次産業 従業者数(人) 平成28年	18,541	2,402	//
第三次産業 従業者数(人) 平成28年	32,553	12,757	//
製造品出荷額等(万円) 平成27年	35,118,479	2,501,632	令和元年工業統計調査
小売業商品販売額(百万円) 平成28年	92,232	37,134	商業統計調査、経済センサス・活動調査
経営耕地面積(ha)	52	73	2015年農林業センサス結果概要

(5) 観光・レクリエーション

「大阪府観光統計調査(平成22年[2010])」(※平成22年以降、調査は実施されていない)によると、東部大阪地域(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪市、八尾市、柏原市)は大阪府全体の観光客数の4~5%程度となっており、主要な観光地にはなっていないことがうかがえる。

史跡飯盛城跡の所在する飯盛山を含む一帯は、自然豊かな金剛生駒紀泉国定公園の区域内にあり、様々な自然レクリエーションの場となっている。飯盛山は、JR学研都市線沿線という交通アクセスの良さや山頂からの眺望も良好であることから、ハイキングの利用も多くみられる。

史跡飯盛城跡に近接している大東市立野外活動センターではキャンプ等の野外活動もすることができ、飯盛山の北東部にある府民の森縁の文化園むろいけ園地では、自然の中での散策だけでなく、スポーツ利用も楽しむことができる。

飯盛山のふもとには、住宅整備と合わせてレストランやショップなど、デザイン性の高い施設整備を行った「mori nekiエリア」が広がり、多くの人が賑わっている。

(6) 大東市及び四條畷市の指定・登録文化財

大東市には文化財保護法及び大阪府・大東市の文化財保護条例に係る指定・登録文化財が36件所在し、その内訳は国指定13件、府指定1件、市指定21件、国登録1件である。周知の埋蔵文化財包蔵地は60か所登録されている。

四條畷市には文化財保護法及び大阪府・四條畷市の文化財保護条例に係る指定・登録文化財が27件所在し、その内訳は国指定2件、府指定8件、市指定15件、国登録2件である。周知の埋蔵文化財包蔵地は51か所登録されている。

表7 大東市の指定・登録文化財(令和4年9月現在)

区分	指定等	分野	種別	名称	員数	指定年月日	備考
国	指定	有形(国宝)	美工(工芸品)	短刀 銘:高市口住金吾藤貞吉 (名物桑山保昌) 口享 二二年甲子十月十八日	1	S6.1.19	鍾倉
国	指定	有形(国宝)	美工(工芸品)	薙刀 銘:備州吉岡住左近得監紀 助光/元応二年<庚申>十一月日	1	S28.3.31	鍾倉
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:包永	1	S13.7.4 追加指定 S27.03.29	鍾倉
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	劍 銘:国吉	1	S17.6.26	鍾倉
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	猿啄捕月図鑑 銘:山城国伏見/ 住金家	1	S28.11.14	
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:国安	1	S28.11.14	鍾倉
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:景安	1	S30.2.2	
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	脇差 銘:日州古屋住国広作/天 正十四年八月日	1	S30.2.2	桃山
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:日州古屋之住国広山伏 之時造之 天正十 二年二月彼岸、太刀主日向国住姫 田新七 良藤原祐安	1	S30.2.2	桃山
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	睡布袋図二所物 小柄銘:宗祇(花押)	1	S33.2.8	
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:正恒(備中)	1	S36.6.30	鍾倉
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:助綱	1	S37.6.21	鍾倉
国	指定	記念物	史跡	飯盛城跡	1	R3.10.11	
国	登録	有形	建造物(建築物)	辻本家住宅主屋	1	H27.8.1	天保5年
府	指定	有形	美工(工芸品)	普原神社 短刀 銘:綱広 附:寄進状(1通)	1	S56.6.1	
市	指定	有形	建造物(建築物)	諸福天満宮本殿	1	S58.7.19	寛永20年 墨書き木札
市	指定	有形	建造物(工作物)	石造 九重層塔	1	S58.7.19	九層に復元 H17.12
市	指定	有形	美工(絵画)	正覺寺 痢本着色 阿弥陀如來絵像	1	H28.2.17	
市	指定	有形	美工(絵画)	専応寺 痞本着色 阿弥陀如來絵像	1	H28.2.17	
市	指定	有形	美工(絵画)	専応寺 聖徳太子立像	1	R1.9.19	
市	指定	有形	美工(彫刻)	石造 地蔵菩薩立像(延徳銘地蔵)	1	S58.7.19	
市	指定	有形	美工(彫刻)	石造 地蔵菩薩立像(永祿銘地蔵)	1	S58.7.19	
市	指定	有形	美工(彫刻)	慈眼寺 十一面觀音立像	1	H30.1.23	
市	指定	有形	美工(彫刻)	一石二段六地巒板碑	1	S58.7.19	
市	指定	有形	美工(彫刻)	一石十三仏碑	1	S58.7.19	
市	指定	有形	美工(書籍等)	平野屋新田会所文書	1	H28.10.18	
市	指定	有形	美工(書籍等)	深野新田周辺川堤絵図(平野屋新田 旧蔵)	1	R2.4.16	

区分	指定等	分野	種別	名称	員数	指定年月日	備考
市	指定	有形	美工(書籍等)	飯盛千匁第十百巻写本	1	R4.3.31	
市	指定	有形	美工(書籍等)	三好長慶書状	1	R4.9.8	
市	指定	有形	美工(考古)	弥生式大型短頸壺形土器	1	S58.7.19	
市	指定	有形	美工(考古)	北新町遺跡出土戸口装置	1	H3.4.1	
市	指定	有形	美工(考古)	北新町遺跡出土東大寺刻印平瓦	1	H22.3.26	
市	指定	有形	美工(考古)	北新町遺跡出土轡製勾玉	1	H22.3.26	
市	指定	有形	美工(考古)	北新町遺跡出土花枝双鳥文鏡	1	H22.3.26	
市	指定	有形	美工(考古)	北新町遺跡出土人面墨書き土器	2	H26.3.26	
市	指定	民俗	有形民俗	龍間の石工道具	一式	H27.3.24	
市	指定	記念物	史跡	堂山古墳群	1	H24.3.14	
市	指定	記念物	史跡	平野屋新田会所 千石蔵跡・道具 蔵跡・船着場跡・周濠跡	1	H31.3.25 追加指定 R5.03.09	

表 8 四條畷市の指定・登録文化財(令和4年9月現在)

区分	指定等	分野	種別	名称	員数	指定年月日	備考
国	指定	有形(重文)	美工(工芸品)	太刀 銘:包永	1	T13.4.15	鎌倉
国	指定	記念物	史跡	飯盛城跡	1	R3.10.11	
国	登録	有形	建造物(建築物)	大阪府立四條畷高等学校本館	1	H17.7.12	昭和9年～11年
国	登録	有形	建造物(建築物)	四條畷市立歴史民俗資料館展示室	1	H19.5.15	明治40年
府	指定	有形	建造物(工作物)	達坂 石造 五輪塔	1	S52.3.31	室町 延元元 「台石刻銘」
府	指定	有形	美工(考古)	住吉神社の石槽	1	S48.3.30	
府	指定	有形	美工(考古)	田原氏墓地出土 青磁襷腰香炉	1	H11.2.5	中国 南宋
府	指定	有形	美工(歴史)	千光寺跡出土 田原礼札キリシタ ン墓碑	1	H19.1.19	安土桃山
府	指定	記念物	史跡	伝和田賢秀墓	1	S45.12.7	
府	指定	記念物	史跡	伝楠木正行墓	1	S46.3.31	
府	指定	記念物	史跡	忍岡古墳	1	S47.3.31	
府	指定	記念物	天然記念物	四條畷楠木正行墓のくす	1	S46.3.31	
市	指定	有形	美工(彫刻)	正傳寺所蔵 菊美如来立像	1	H24.1.26	平安時代
市	指定	有形	美工(考古)	更良岡山遺跡出土 磁器製大珠	1	H21.12.24	織文時代後期
市	指定	有形	美工(考古)	雁屋遺跡出土 板付II式大型壺	1	H21.12.24	弥生時代前期
市	指定	有形	美工(考古)	城遺跡出土 磁器製形鉢勾玉	1	H21.12.24	弥生時代前期
市	指定	有形	美工(考古)	雁屋遺跡出土 双頭滴漏文木製四 脚容器	1	H21.12.24	弥生時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	南山下遺跡出土 馬形埴輪	1	H21.12.24	古墳時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	忍ヶ丘駅前遺跡出土 子馬形埴輪	1	H21.12.24	古墳時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	忍ヶ丘駅前遺跡出土 人物埴輪(頭 部)	1	H21.12.24	古墳時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	岡山南遺跡出土 家形埴輪	1	H21.12.24	古墳時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	岡山南遺跡出土 木製下駄	1	H21.12.24	古墳時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	忍ヶ丘駅前遺跡出土 琴を弾く人 物埴輪	1	H21.12.24	古墳時代後期
市	指定	有形	美工(考古)	雁屋遺跡 1号・2号方形周溝墓共 有溝内出土 朱塗り土器 一括	5	H22.12.24	弥生時代中期
市	指定	有形	美工(考古)	千光寺跡出土 3号墓遺物・6号墓 常滑燒大壺・刻印瓦	9	H24.12.24	鎌倉時代
市	指定	有形	美工(考古)	中野遺跡出土 2号井戸「應保二 年」銘曲物	1	H25.12.27	平安時代
市	指定	有形	美工(考古)	雁屋遺跡出土 組合せ式木棺・人 骨 一括	3	H26.12.26	弥生時代中期

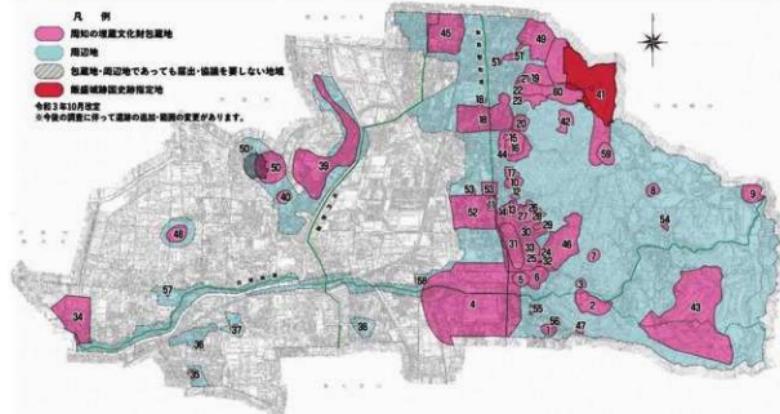


図28 大東市の埋蔵文化財の分布

表9 大東市の埋蔵文化財

遺跡番号	遺跡名称	種類	時代	遺跡番号	遺跡名称	種類	時代
1	若宮遺跡	散布地	弥生	30	十寺寺古墳	古墳	古墳
2	国宝高地性遺跡	散布地	弥生・近世	31	寺川古墳群	古墳	古墳後期
3	七ツ堀り古墳	古墳	古墳後期	32	大谷神社古墳	古墳	古墳後期
4	中道内遺跡	集落跡	縄文～中近世	33	寺川虎跡	集落跡	縄文～中世
5	元粉遺跡	集落跡	弥生～奈良	34	西諸福虎跡	集落跡	弥生～古墳・中近世
6	鍋田川虎跡	祭祀・集落跡	縄文～平世	35	灰塚虎跡	集落跡	平安
7	太鼓山虎跡	墓地	平安前期	36	灰塚堂上虎跡	集落跡	平安
8	竈門ハンサカ虎跡	散布地	弥生中期	37	水道局上水塚虎跡	集落跡	弥生～平安
9	電間虎跡	散布地	弥生中期	38	御供田虎跡	集落跡	中世？
10	福蓮寺虎跡	散布地	弥生・中近世	39	三箇虎跡	城館跡・集落跡	古墳～近世
11	メノコ虎跡	集落跡	古墳～奈良	40	水野虎跡	集落跡	古墳
12	峯垣内虎跡	散布地・古墳	古墳後期	41	飯盛城跡	城館跡	南北朝～戦国
13	市水道寺川配水場古墳	古墳	古墳後期	42	北条東古墳	古墳	古墳
14	瓦堂虎跡	社寺跡	飛鳥～白鳳	43	龍間石切浦跡	生産遺跡	中世末～近世
15	ヤタ山古墳	古墳	古墳・中世	44	野崎城跡	城館跡	南北朝～戦国
16	野崎虎跡	墓地	弥生	45	北新町虎跡	集落跡	縄文～近世
17	福蓮寺古墳	古墳	古墳・中世	46	大谷古墳群	古墳	古墳
18	北条西虎跡	集落跡・古墳	弥生・古墳	47	大坂城残石	生産遺跡	近世
19	夏谷古墳群	古墳	弥生～中近世	48	新田虎跡	散布地	弥生
20	大日軍古墳	古墳	弥生～古墳	49	基谷古墳群	古墳	古墳
21	北斎古墳	古墳	古墳	50	御領虎跡	集落跡	弥生～中世
22	北条南古墳	古墳	古墳	51	城ヶ谷虎跡	古墳・集落跡	縄文～中世
23	北条虎跡	古墳	弥生～中世	52	寺川虎跡	集落跡	弥生～古墳
24	城の頭上の段古墳	古墳	古墳後期	53	野崎条里虎跡	集落跡	弥生～中近世
25	城の越古墳	古墳	古墳	54	竈間マロウ虎跡	その他の墓	中世～近世
26	堂山上虎跡	散布地	古墳前中期	55	中垣内東虎跡	集落跡	古墳～中世
27	堂山下古墳	古墳	古墳後期	56	若宮東虎跡	集落跡	弥生～中世
28	堂山古墳群1号墳	古墳	古墳中期	57	諸福辻ヶ堂虎跡	散布地	中世
	堂山古墳群2号墳～8号墳	古墳	古墳後期	58	平野屋新田会所跡	会所跡	近世
	六地蔵古墳	古墳	古墳後期	59	龍間城跡	城館跡	戦国
				60	北条石切浦跡	生産遺跡	中世～近世

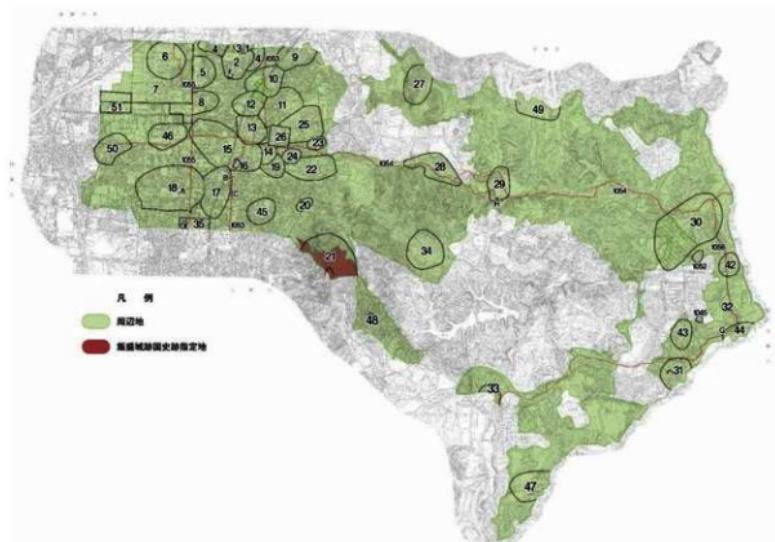


図 29 四條畷市の埋蔵文化財の分布

表 10 四條畷市の埋蔵文化財

遺跡番号	遺跡名称	種類	時代	遺跡番号	遺跡名称	種類	時代
1	諏良川床須跡	敷石地	旧石器	27	千菅敷流跡	集落跡	中世
2	更良岡山古墳群	古墳	古墳	28	上清瀧遺跡	集落跡・社寺跡	平安・中世
3	諏良寺跡	社寺跡	奈良・平安・中世	29	達原遺跡	集落跡	中世
4	更良岡山虎跡	集落跡	縄文・弥生・古墳・中世	30	田原虎跡	集落跡	縄文・弥生・中世
5	北口遺跡	集落跡	古墳・中世	31	八ノ井遺跡・田原城跡	集落跡・城跡跡	中世
6	砂遺跡	集落跡	縄文・古墳・中世	32	森福寺跡	社寺跡	平安
7	諏良郡条里遺跡	条里	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世	33	龍間遺跡	集落跡	弥生
8	南良岡山遺跡	集落跡	古墳	34	長谷虎跡	集落跡	奈良・平安
9	坪井遺跡	集落跡・古墳	古墳・中世	35	緑公遺跡	集落跡	中世
10	志ヶ丘駅前遺跡	集落跡・古墳	古墳・平安・中世	42	の郷遺跡	集落跡	中世
11	岡山南虎跡	集落跡	旧石器・縄文・古墳・平安・中世	43	寺口虎跡・千光寺跡	社寺跡・その他の墓	中世・近世
12	南山下虎跡	集落跡	縄文・古墳・中世	44	森山遺跡	集落跡	縄文・古墳・中世・近世
13	奈良井虎跡	集落跡・祭祀跡	古墳・中世	45	南野虎跡	集落跡	奈良・中世
14	四條畷小学校内遺跡	集落跡・古墳	弥生・古墳・奈良・平安・中世	46	鎌田虎跡	その他の墓・生糸産業跡	弥生・古墳
15	中野虎跡	集落跡	弥生・古墳・平安・中世	47	岩奥虎跡	集落跡	中世
16	墓ノ堂古墳	古墳	古墳	48	坂路城跡	城跡跡	中世
17	南野米崎遺跡	集落跡	古墳・中世	49	小松寺跡	社寺跡	平安
18	雁屋遺跡	集落跡・その他の墓	弥生・古墳・中世	50	慈星虎跡	集落跡	中世
19	木間池北方虎跡	集落跡・古墳	古墳・奈良・平安・中世	51	慈星北虎跡	集落跡	弥生・古墳・奈良・平安・中世
20	近世墓地	その他の墓	中世・近世	1045	上田原墓地	その他の墓	中世・近世
21	飯盛城跡	城跡跡	中世	1052	飯盛墓地	その他の墓	中世・近世
22	城遺跡	集落跡・古墳	古墳・奈良・平安・中世	1053	東高野街道	街道	平安・中世・近世
23	国中神社内虎跡	集落跡	中世	1054	清瀧街道	街道	平安・中世・近世
24	大上虎跡	集落跡・古墳	古墳・奈良・平安・中世	1055	河内街道	街道	平安・中世・近世
25	酒造古墳群	古墳	古墳	1056	古安街道	街道	平安・中世・近世
26	正法寺跡	社寺跡	古墳・奈良・平安・中世				

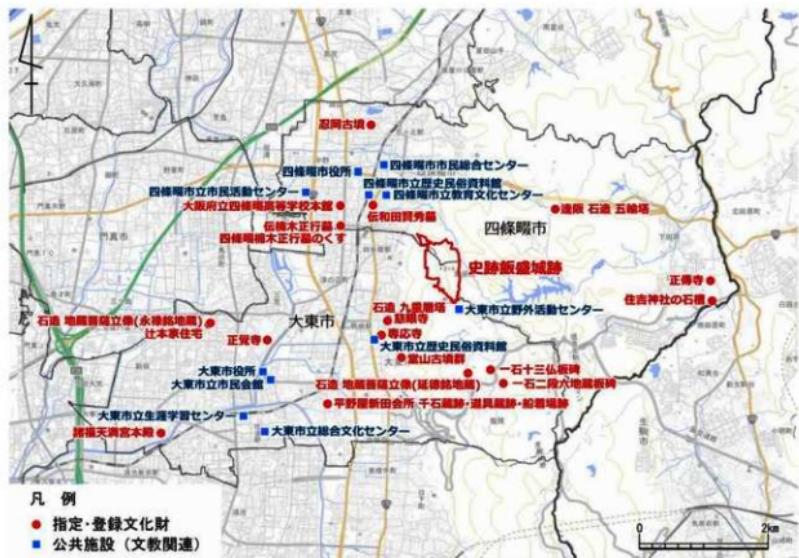


図30 大東市及び四條畷市の指定・登録文化財及び公共施設(文教関連)の分布
(国土地理院標準地図に加筆)

(7) 飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設

飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設として、社会教育施設(大東市)である大東市立歴史民俗資料館(歴史とスポーツふれあいセンター)と大東市立野外活動センター(キャンピィだいとう)、文化教育施設(四條畷市)である四條畷市立歴史民俗資料館がある。

両市の歴史民俗資料館では歴史や文化財についての展示解説と情報発信を行っており、飯盛城跡に関する解説等も行っている。大東市立野外活動センターはキャンプ等のレクリエーションを楽しめる施設であり、史跡飯盛城跡に近接していることから、飯盛城跡に関する情報の紹介等も行っていている。

表 11 飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設

大東市立歴史民俗資料館 (歴史とスポーツふれあいセンター)	【開館時間】9：30～19：30 【休館日】第1・第3火曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始	大東の歴史、文化財の学びや情報の発信拠点で、展示物の見学だけでなく、文化財や歴史散策コースを検索し、それを映像等で見ることもできる。
大東市立野外活動センター (キャンピィだいとう)	【宿泊】16：00～翌日10：00 【日帰り】10：00～16：00 【休館日】月曜日(宿泊予約のある場合および夏季期間を除く)、年末年始(※夏期期間中は本館が使用できない)	野外活動・集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るための施設で、キャンプサイトや野外調理場等アウトドアを楽しめる。
四條畷市立歴史民俗資料館	【開館時間】9：30～17：00 【休館日】月曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始(12/28～1/4)、特別展示準備期間	四條畷市内の遺跡の出土物を、イラストをまじえて展示したり、昔のくらしや道具等について勉強できる資料館である。 資料館には、民俗資料展示室(国登録有形文化財の土蔵)と埋蔵文化財展示室がある。



図 31 大東市立歴史民俗資料館



図 32 四條畷市立歴史民俗資料館

(8) 防災

飯盛城跡の立地する飯盛山は山地であるため、大雨や強風等による倒木やがけ崩れ等の自然災害の発生が危惧される。史跡飯盛城跡の一部区域には、土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)及び土砂災害警戒区域(急傾斜地、土石流)が指定されている。

飯盛山を含む生駒山系の西側山麓部を南北に走る生駒断層帯は活断層帯であり、30年以内にほぼ0~0.2%の確率で、M7.0~7.5程度の地震が発生するという可能性が指摘されている。また、南海トラフ地震や上町断層帯地震でも市域に影響を及ぼす可能性があり、それぞれ被害状況も想定されている。

地域防災計画では、災害発生時の応急対策として、両市ともに、速やかに文化財の被害調査を行い、文化財の所有者及び管理者に対して必要な指示や大阪府教育庁への報告を行うことが記されている。

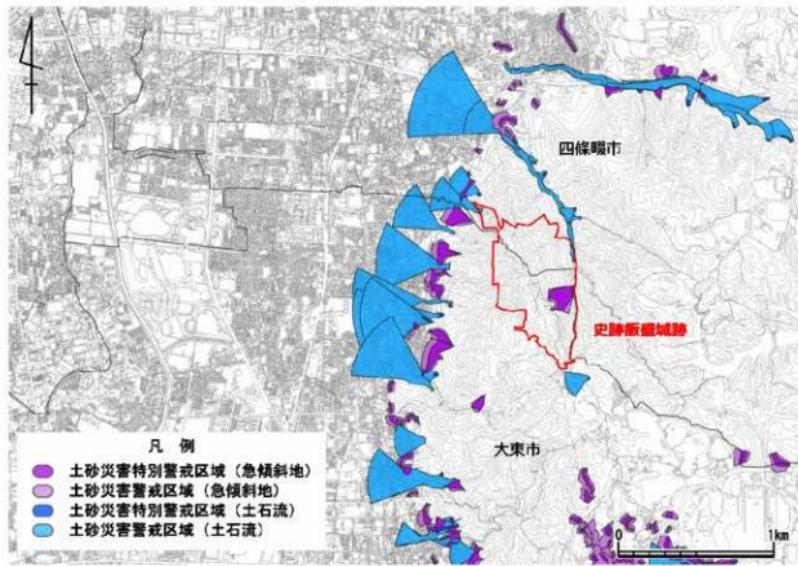


図33 飯盛城跡周辺のハザード状況

表12 飯盛山の災害履歴

災害発生年月日	災害内容	備考
昭和 28 年(1953) 9 月 25 日	台風第 13 号により権現川流域で山腹崩壊	『四條畷市史』第 6 卷による
昭和 44 年(1969)	毎年ハイカーによる火の不始末が原因で山火事	『四條畷町広報』第 96 号、1969 年 3 月による
昭和 45 年(1970) 3 月上旬	飯盛山中腹に怪しい出火	『四條畷町広報』第 109 号、1970 年 4 月による

昭和 45 年(1970) 4 月 2 日	飯盛山系火災により、四條畷市の山々は灰色と変り 焼損面積 5700 アール	『広報四條畷』第 90 号、1977 年 12 月による 『広報四條畷』第 105 号、1979 年 3 月による
	ゴミくずでいっぱいの飯盛山上	『広報四條畷』第 14 号、1971 年 8 月による
昭和 47 年(1972) 7 月 13 日	47 年 7 月集中豪雨により、飯盛山、室池付近ではガケくずれ、土砂くずれ、道路崩壊等→飯盛山登山禁止(その後神社からの旧道廃止)	『広報四條畷』第 29 号、1972 年 11 月による
	7・9 月の 2 回にわたる集中豪雨で被害を受けた四條畷神社東側の山ハダ	『広報四條畷』第 35 号、1973 年 5 月による
昭和 47 年(1972) 9 月 16 日	20 号台風により、飯盛山、室池付近ではガケくずれ、土砂くずれ、道路崩壊等→飯盛山登山禁止(その後神社からの旧道廃止)	『広報四條畷』第 29 号、1972 年 11 月による
	7・9 月の 2 回にわたる集中豪雨で被害を受けた四條畷神社東側の山ハダ	『広報四條畷』第 35 号、1973 年 5 月による
昭和 48 年(1973) 3 月 24 日	飯盛山麓の山火事(写真)	『広報四條畷』第 34 号、1973 年 4 月による
	山火事焼損面積 30 アール	『広報四條畷』第 105 号、1979 年 3 月による
平成 19 年(2007) 9 月 10 日	X 郭(馬場)楠公寺北側斜面崩落	
平成 22 年(2010) 9 月 16 日	桜池～X 郭(馬場)までの道路で落石	
平成 30 年(2018) 7 月 6 日	西日本豪雨により石垣 1 が一部崩落	
平成 30 年(2018) 9 月 4 日	台風第 21 号で飯盛山登山道一部損壊 曲輪法面崩壊、倒木被害	
令和 4 年(2022) 11 月 19 日	獣害により石垣 6・7 で土砂流出	



図 34 飯盛山麓の山火事
(昭和 48 年 3 月 24 日)



図 35 登山道損壊
(平成 30 年 9 月 4 日)

(9) 法規制

史跡飯盛城跡には、下記の法規制がかかっている。

表 13 史跡飯盛城跡の法規制

法律等	指定区域等	史跡指定地内における指定範囲	規制内容
文化財保護法	史跡	全域	文化財保護法第125条に基づき、史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合は文化庁長官の許可が必要となる。
自然公園法	金剛生駒紀泉国定公園(特別地域)	全域	建築物・工作物の新築・改築・増築や木竹の伐採、土地の形質の変更等には府知事の許可が必要となる。
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域	全域	建築物・工作物の新築・改築・増築や木竹の伐採、土地の形質の変更をする場合は府知事に届出が必要となる。
森林法	保安林	一部(参照図59)	立木の伐採や土地の形質の変更には府知事の許可が必要であり、伐採跡地には指定施業要件に従って植栽をしなければならない。
	地域森林計画対象民有林	全域	1 haを超えた立木の伐採や土地の形質の変更には府知事の許可が必要となる。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	四條畷市域	特別な場合を除き鳥獣の捕獲が禁止される。
	特定獣具使用禁止区域	大東市域	特定獣具を使用した鳥獣の捕獲等が禁止される。
砂防法	砂防指定地	全域	建築物・工作物の新築・改築・増築・除去、木竹の伐採や地引による搬出、樹根・芝草等の採取、土地の形質の変更等をする場合は府知事の許可が必要となる。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	全域	切土や盛土を伴う宅地造成に関する工事を行う場合は府知事に許可が必要となる。
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域	全域	宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装等を行う場合は府知事の許可が必要となる。
都市計画法	市街化調整区域	全域	開発行為を行う場合は府知事の許可が必要となる。なお、観光資源等の有効利用上必要な建築物等のための開発行為等一定の開発行為以外は、認められない。
景観法及び景観条例	大東市景観計画区域(※大東市景観条例)	大東市域	一定規模以上の建築物や工作物の新築等及び開発行為を行う場合は、それぞれの景観計画で定める景観形成基準に準拠する必要がある。
	大阪府景観計画区域(生駒山系区域)(※大阪府景観条例)	四條畷市域	

※今後保護を有する土地は周知の埋蔵文化財包蔵地であり、文化財保護法第92条または第93条に基づき、発掘調査や土木工事等を行う場合は、大阪府教育庁への届出が必要となる。

第3章 史跡飯盛城跡の概要

1. 指定に至る経緯

大東市と四條畷市は平成28年度より共同で「飯盛城跡」の調査を実施してきた。調査の結果、城郭史上の画期に位置づけられる貴重な遺跡であることが判明したことから、両市では、「飯盛城跡」をより良好な状態で保存し、また活用することにより未来へ残していくために、令和2年度に国に対して「飯盛城跡」の国史跡指定について意見具申を行った。これを受けて、令和3年6月18日に開催された国の文化審議会において「戦国時代の政治・軍事を知るうえで貴重」であるとして「飯盛城跡」を国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申され、令和3年10月11日に史跡指定の官報告示がなされた。令和4年2月3日に大東市・四條畷市が管理団体に指定された。

令和4年11月10日にはIX郭(南丸)を含む17,064.00m²、令和5年3月20日にはI郭(高櫓郭)からVII郭(千疊敷郭)にわたる35,300.00m²が追加指定された。

なお、指定に関する出来事は、表1に掲載している。

2. 指定と追加指定の状況

(1) 指定告示

①令和3年度指定

令和3年(2021)10月11日 文部科学省告示 第164号

名称 飯盛城跡(いいもりじょうあと)

種別 史跡

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 参考図のとおり

備考 参考図の詳細は大阪府文化財担当部局、大東市文化財担当部局及び四條畷市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

②令和4年追加指定

令和4年(2022)11月10日 文部科学省告示 第144号

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 大阪府大東市大字北條2260番1、2261番

③令和5年追加指定

令和5年(2023)3月20日 文部科学省告示 第18号

指定基準 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

地域 大阪府大東市大字北條2215番1、2216番1、2377番10

(2) 管理団体告示

令和4年2月3日 文化庁告示 第3号

大東市所在地 大阪府大東市谷川1丁目1番1号

四條畷市所在地 大阪府四條畷市中野本町1番1号

(3) 指定説明文

①令和3年度指定

飯盛城跡は、大阪府と奈良県の境を南北に連なる生駒山地の北支脈である飯盛山（標高314.3メートル）に築かれた戦国時代（16世紀中頃）の城跡であり、大阪府大東市・四條畷市にまたがって所在する。飯盛山の西斜面は生駒断層崖の急傾斜地形をなし、その麓には東高野街道が南北に走る。東斜面は緩傾斜の地形となり丘陵へ続く。山頂からは、北方向に比叡山・京都盆地、西には北摂の山並みから六甲山地、淡路島まで眺望でき、眼下には河内平野を一望できる要衝の地である。

飯盛城が記録に初めて現れるのは、享禄3年（1530）、細川晴元の被官で、北河内・北大和・南山城に勢力を及ぼした木沢長政の居城としてである。長政は畠山在氏を飯盛城に置いて河内守護に擁立し、天文5年（1536）に自身は大和信貴山城に移り、飯盛城は守護の屋形として機能した。しかし、天文11年に長政が太平寺の戦いで討ち死にし、翌年、飯盛城も落城した。その後、河内最大の勢力となった遊佐長教によって安見宗房が飯盛城に置かれた。宗房は弘治4年（1558）、大和の筒井城を追われた筒井順慶を保護しその後見として大和に出兵したことから、三好長慶と対立するようになった。

三好氏は守護大名細川氏の被官として仕え、細川氏に従って畿内で活躍するようになった阿波の武家である。応仁の乱以降次第に主家をしのぐ権勢を有するようになり、長慶の代には、天文18年に細川晴元を追放して政権を領導するに至った。同22年には將軍足利義輝を近江朽木に追放し、摂津の芥川城に拠り、永禄元年（1558）に義輝と和睦して、次いで河内に勢力を伸ばした。長慶は永禄2年から翌3年にかけて度々飯盛城を攻め、宗房らを退けた。

同年11月、三好長慶が飯盛城に入城した後は、飯盛城は京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の当時最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富な史料が残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。永禄7年、長慶は足利義輝との緊張が高まる中、飯盛城で死去し、後継ぎとなった義継は三好氏の内部抗争に翻弄され、三好三人衆により河内高屋城に移され、その後飯盛城に戻ることができたが、その政治的地位を喪失し、飯盛城も北河内から南摂津を治める城にすぎなくなった。義継が河内若江城に居城を移した永禄12年頃には、飯盛城は城郭の機能を失ったものと考えられる。

飯盛城跡に関する調査は、昭和初期の大阪府による史蹟名勝天然記念物調査を嚆矢とし、戦後の昭和30年代末～40年代前半には大阪府立四條畷高等学校地歴考古学クラブによる発掘調査、昭和63年、平成元年の大東市教育委員会による発掘調査が実施されていた。その後、大東市・四條畷市両教育委員会では、飯盛城跡の保存活用の機運の高まりを受け、平成24年度に城跡の測量調査を実施し、同28年度から同30年度にかけて地形測量調査、遺構分布調査、発掘調査、石垣調査、文献史料調査を実施した。

それらの調査成果によれば、城跡の範囲は山頂を中心として南北約700メートル、東西約400メートルの規模で、北・東・南側は堀切・豎堀、西側は自然地形によって城外と画されている。南北に延びる尾根沿いに展開する曲輪群はI郭（高櫓郭）南側の堀切を境に南北のエリアに分けられる。北エリアでは、尾根沿いに北に向かってI郭からVII郭の曲輪群が展開する。南エリアと比べ各曲輪の面積は狭く、曲輪間の比高も大きい。さらに南北尾根から東西に派生する尾根上に

もA～Fの曲輪群が展開している。一方、南エリアでは、VII郭(千畳敷郭)・IX郭(南丸)とそれらの東方にあるX郭(馬場)のいずれも広大な面積を有する曲輪が築かれていることが特徴である。これらから、北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として機能していたと推定することができる。イエズス会宣教師が城を訪問した際の記録でも、山上に上って歓待を受けており、これと符合するものと思われる。飯盛城では山麓に居館が想定されず、山城に居住していたと考えられる。城内の各曲輪は切岸で隔離されており、明確に虎口といえる場所は、IX郭東側の石垣が築かれた箇所のみであり、その虎口にも線の折れなど、複雑な構造はみられない。

多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、粗密はあるが城の全域に分布している。特に北エリアの曲輪群BやV郭付近、曲輪群Eに密集して築かれ、幾重にも大規模な石垣が築造されていた。石垣はII郭周囲やIII郭西側にも密集して築かれている。南エリアの石垣は、IX郭虎口部分の石垣とVII郭曲輪112の南斜面部分の石垣の3か所であり、北エリアの曲輪群に比べ石垣の分布は希薄である。分布調査・測量調査の結果では、石垣に積み直しや破壊の痕跡は確認されず、当時の遺構が良好に遺存しているものと考えられる。石垣は山内で採れる花崗岩を使用し、おおむね平滑面を表にそろえた野面積である。基本的には部分的に横目地が通り、間詰石の使用は少量で、根石は築石よりも小ぶりなものを用いている石垣が多くみられた。明確な隅角部を持つものは3か所のみで、いずれも算木積みではない。石垣は垂直に近い勾配で、段築により高さを確保している。平面形状が直線にならず、自然地形に即して石垣を築いている。

V郭(御体塹郭)では、外周に塙の側面を上に向けて並べて列状に立て並べ、その内側に小礫を敷き詰めた建物が検出された。出土遺物から、その構造は土壁で、瓦の出土量から棟のみに瓦を葺いた建物であったと想定される。V郭以外にも城内のほぼ全域から少量ながら平瓦等が見つかっている。また、V郭周辺では城内の移動路である城道も検出した。VII郭・IX郭では、曲輪内で礎石建物を検出し、日常用具が出土した。また、両郭では曲輪造成時の大規模な盛土を確認している。

このように、飯盛城跡は、戦国時代末期、初め木沢長政の居城として、その後は畿内とその周辺を押さえた三好長慶の居城となり、その重要な政治拠点・文化交流の場として機能していた城跡である。発掘調査等によって、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、山城居住を含む城内の機能を推定することも可能である。また、同期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例である。安土城に始まる高石垣や瓦葺で礎石建ちの天守をもつ織豊系城郭とは異なるものの、これに先行して石垣・礎石建物・瓦の3つの要素を導入した城郭としても希有である。我が国戦国時代末期の政治・軍事を知る上で重要なことから、史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

(月刊文化財令和3年9月号より抜粋)

※横書き用に表記の一部を改めている。

②令和4年追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高314メートルの飯盛山に築かれ、東西約400メートル、南北約700メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄3年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場し、その後、永禄3年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富

に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄12年頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居住空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で貴重である。

今回、飯盛城跡南エリアの最南端に位置し、櫓と推定される建物跡が検出され、土塁や切岸、畝状空堀群があるIX郭のうち、既指定地に隣接し条件の整った範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(月刊文化財令和4年9月号より抜粋)
※横書き用に表記の一部を改めている。

③令和5年追加指定

飯盛城跡は、戦国時代、畿内一円を支配した三好長慶が拠点とした山城跡である。標高314メートルの飯盛山に築かれ、東西約400メートル、南北約700メートルで西日本有数の規模を誇る。飯盛城は、享禄3年(1530)、木沢長政の居城として記録に初めて登場する。その後、永禄3年(1560)、三好長慶が入城した後は、京と畿内を支配した三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の文化交流の場ともなった。飯盛城に関する文献史料は、寺社文書や公家の日記、軍記物等、豊富に残されており、また、城を訪問したイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。長慶の死後、養子の義継が若江城に居城を移した永禄12年頃に城郭の機能を失ったものと考えられる。大東市及び四條畷市教育委員会による発掘調査等により、戦国時代末期の城郭遺構が良好に遺存し、北エリアの防御空間の郭群と南エリアの居城空間の郭群からなることや、城の全域に石垣が多用されていたことが確認された。山麓や周辺に居館が見いだせず、山城の城郭内に居住空間があったことは、イエズス会宣教師の記録にも残されている。我が国戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事の様相や、織豊系城郭の形成過程を知る上で重要であることから令和3年(2021)に史跡に指定された。

今回、南方からの入口となる虎口とその両脇にある石垣の箇所、南エリアで最大の郭であるVII郭(千疊敷郭)の主要部と西斜面、また北エリアの主郭であるI郭とII郭東斜面と石垣を含んだ帯曲輪、及び、北部のV郭西斜面の、既指定地に隣接し条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(月刊文化財令和5年2月号より抜粋)
※横書き用に表記の一部を改めている。

3. 指定範囲

史跡飯盛城跡は大東市大字北條と四條畷市大字南野に所在し、その指定範囲は次図のとおりである。

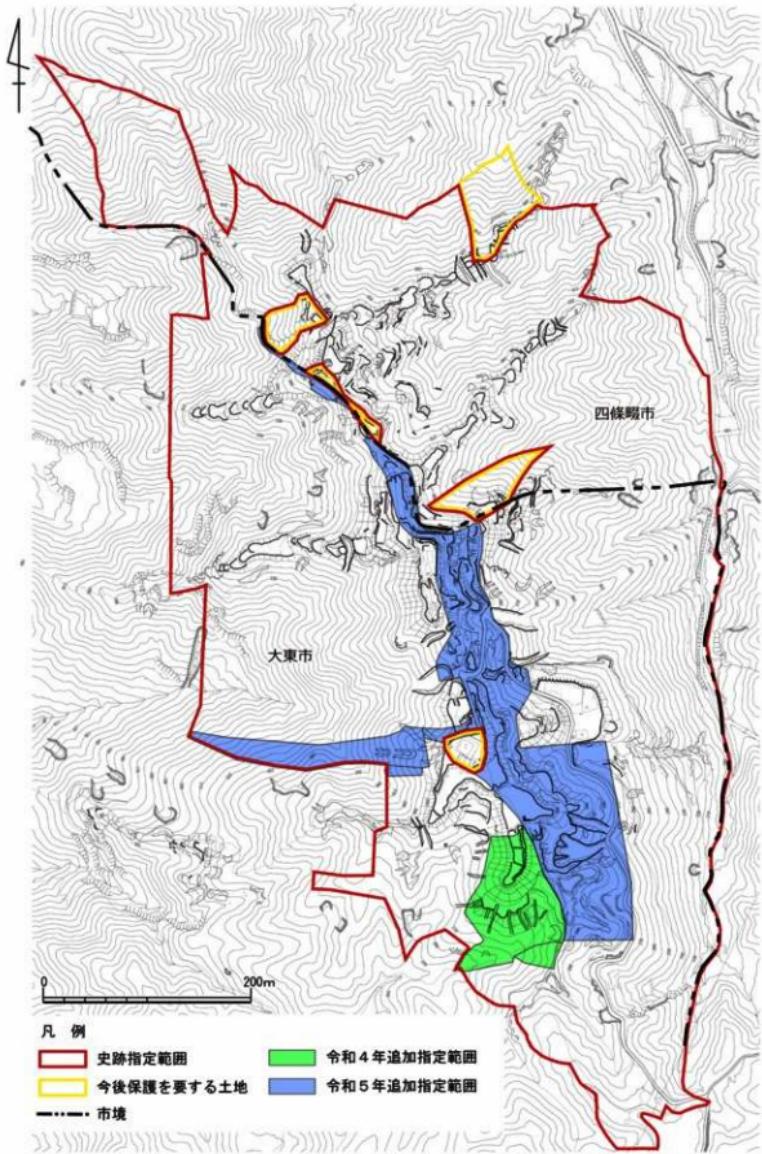


図 36 史跡飯盛城跡の指定範囲

4. 指定に至る調査成果

飯盛城跡の国史跡指定にあたっては大東市・四條畷市共同で平成28(2016)年度から令和元(2019)年度にかけて国庫補助金を受けて事業を実施している。国史跡指定をめざした調査では、飯盛城跡の歴史的価値を明らかにすることを目的として、考古学調査のほか、文献資料調査を含めた総合調査を実施し、その成果をとりまとめた『飯盛城跡総合調査報告書』を刊行した。

本節では総合調査で明らかになった飯盛城跡の調査成果の要点を整理し記載する。

(1) 考古学調査

飯盛城跡についてはこれまで文献資料や縄張り研究によって一定の評価はなされてきた。だが、詳細な地形測量に基づいた分布調査は行っておらず、考古学的な調査についても決して多くはなく、考古資料についても詳細な検討が行われていない状況であった。そのため、総合調査では城郭遺構の分布状況と域城を確認するため平成28年度に航空レーザ計測による測量調査を行い、詳細な地形図を作成した上で詳細分布調査を実施した。これらの調査によって遺構の詳細図を作成することができ、東西400m、南北700mの域城を確定することができた。城の機能についても遺構図から北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として利用されていたことを再確認した。特筆すべきは城郭遺構のうち、石垣の分布が把握できたことである。石垣はこれまで城の要所に限定的に築かれていると考えられていたが、調査の結果、城の全域に取り入れられていた可能性が高いことが明らかになり、飯盛城跡を特徴づける遺構であることが判明した。

1 城の構造

飯盛城跡の構造については、中井均による先行研究により、主郭に相当するⅠ郭(高櫓郭)の南側に設けられた主尾根を遮断する堀切によって北エリアの防御空間と南エリアの居住空間に分けられ、曲輪の機能に相違があったことが指摘されている。総合調査ではこの研究に基づいて測量調査と分布調査を実施し、以下の成果を得た。

北エリア 主尾根上にⅠ郭(高櫓郭)からⅥ郭が構えられており、各曲輪は面積が狭く、曲輪間の比高が大きくなっている。宗教的な性格を持つ可能性のあるⅤ郭(御体塙郭)の北には城内でも最大の堀切が構えられており、この堀切によって城の主要部分は隔てられていると見られる。主尾根から東西に派生する支尾根上には曲輪群Aから曲輪群Fが構えられており、西側は自然地形の急傾斜、東側は多重堀切(堀切3~5~11)として域城を限っている。また、各曲輪の斜面には多くの石垣が築かれていることが明らかになり、石垣は飯盛城跡を特徴づける遺構であることが明らかになった。

南エリア Ⅶ郭(千疊敷郭)・Ⅸ郭(南丸)・Ⅹ郭(馬場)で構成される。広大な面積を持つ曲輪が多く、傾斜の緩やかな東斜面には帯曲輪や腰曲輪が多く構えられている。北エリアと比較すると曲輪間の比高は小さくなっている。支尾根に曲輪群は築かれていません。Ⅸ郭の切岸の下には畝状空堀群が構えられている。石垣は虎口とⅦ郭の谷に築かれた曲輪斜面のみに築かれており、北エリアと比較すると非常に少ないといえる。

2 石垣

飯盛城跡を特徴づける遺構である石垣については、詳細分布調査及び測量調査を実施した。その結果、飯盛城跡に伴う石垣を32か所で確認している。多くの石垣は裏込めを持つ2mを超える高さの本格的な石垣であり、石垣の築かれた場所を見ていくと、北エリアの東斜面に集中していること

がわかる。特にV郭と曲輪群E、I郭(高櫓郭)・II郭(本郭)と曲輪群Bに多くの石垣が集中して築かれている反面、西斜面にはあまり築かれていません。また、城の出入口である虎口には大ぶりな石材が使用されている(石垣30・石垣41)。東斜面には権現川からの登城道の存在が推定されており、虎口とともに人の往来が多い箇所であったと考えられ、石垣は多くの人が通る登城道や虎口から見える位置を選んで築かれたと考えられる。

飯盛城跡の石垣の構築技術の特徴として、小ぶりな根石、顎止め石の利用、規格性のない石材の使用、少量の間詰石の利用、垂直に近い勾配、段築状石垣、折れ・隅角部の構築による石垣墨線の補強、隅角部は算木積みではないことが挙げられる。機能面の特徴としては曲輪斜面の保護、曲輪盛土の土留め、視覚的効果をねらった象徴性がある。石垣石材の入手先については、露岩の節理の間隔が付近に位置する石垣石材の大きさと近いことから、節理を利用して近くの露岩から石材を採石したと考えられる。

以上の調査成果から、飯盛城跡が織田信長による安土城に先駆けて本格的な石垣を導入した山城であることが明らかになった。

3 発掘調査

発掘調査は北エリアのV郭(御体塚郭)を四條畷市教育委員会、南エリアのVII郭(千疊敷郭)及びIX郭(南丸)、虎口を大東市教育委員会が実施した。

V郭(御体塚郭) 塙列建物跡を含む2棟の建物跡と特殊な灯明皿や瓦が出土したこと、宗教的な性格を持つ曲輪である可能性があることが明らかになった。

VII郭(千疊敷郭) 曲輪を造成する盛土造構や礎石を発見し、土師皿や調理具等の日常生活に使用する土器が出土した。居住空間である可能性が調査成果でも裏付けられた。

IX郭(南丸)・虎口 曲輪の最南端から櫓と推定される建物跡や礎石を検出しており、曲輪の構成及び発掘調査成果から虎口と一体となって南エリアの防御空間として機能したと推定される。虎口の発掘調査を行った結果、門跡等は検出しなかった。ただし、虎口に築かれた石垣規模・構造を明らかにすることことができた。



図37 V郭(御体塚郭)曲輪59出土遺物

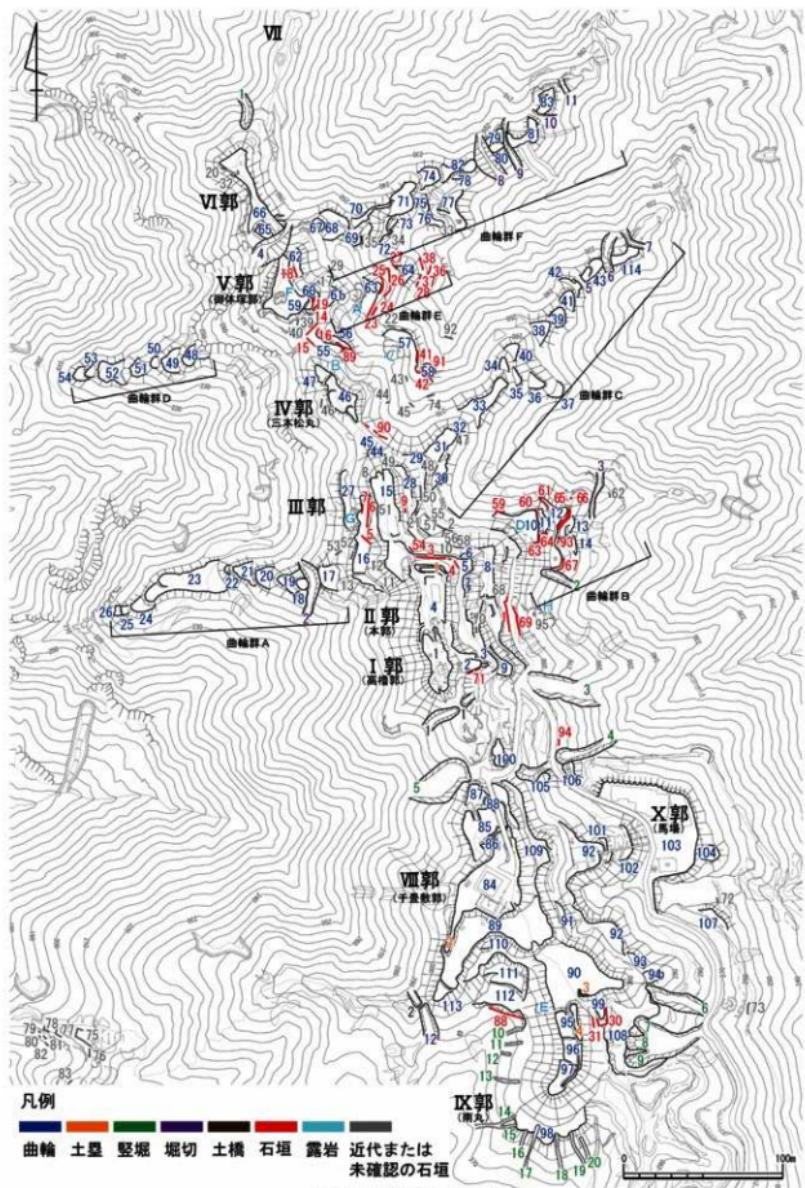


図38 飯盛城跡遺構現況図



図 39 V郭(御体塚郭)曲輪 59
埠列検出状況 第18-1トレンチ(東から)



図 40 V郭(御体塚郭)曲輪 59
完掘状況 第18-1トレンチ(西から)



図 41 石垣 14(右)・15(奥)・16(左)



図 42 石垣 23(上段)・24(下段)



図 43 石垣 89(右)上部の城道



図 44 VII郭(千疊敷郭)曲輪 90
第16-13・19トレンチ 础石検出状況



図 45 VII郭(千疊敷郭)曲輪 112
石垣 88 第18-9トレンチ



図 46 虎口石垣 30
検出状況 第18-8トレンチ



図47 IX郭(南丸)曲輪95
第17-6トレンチ 土壠4



図48 IX郭(南丸)曲輪97
第17-7トレンチ 碓石・焼土層検出状況



図49 IX郭(南丸)曲輪97
第17-4トレンチ拡張部 ピット2・3検出状況



図50 V郭(御体塹郭)曲輪59
出土遺物



図51 V郭(御体塹郭)曲輪59
出土遺物



図52 VII郭(千疊敷郭)曲輪89・90・112
IX郭(南丸)曲輪96・97 出土遺物



図53 VII郭(千疊敷郭)曲輪89・90・112
IX郭(南丸)曲輪96・97 出土遺物



図54 VII郭(千疊敷郭)曲輪89・90・112
IX郭(南丸)曲輪96・97 出土遺物



図 55 II郭(本郭)石垣 3・4



図 56 III郭 石垣 6・7



図 57 虎口 石垣 41



図 58 曲輪群B 石垣 65・66

(2) 関連資料調査

飯盛城は、木沢長政の居城として享禄3年(1530)に文献上、初めて登場する。その後、永禄3年(1560)に三好長慶が飯盛城に入城した後は、当時の日本の中心であった首都京都や五畿内を支配する三好政権の拠点として機能し、連歌や茶の湯等の最先端の文化交流の場ともなった。飯盛城については、寺社文書や公家の日記、軍記物等の豊富な史料が残っており、また、城を訪れたイエズス会宣教師を通じて、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。飯盛城は三好義継が若江城に居城を移した永禄12年(1569)頃に城郭としての機能を失うが、近世以降に刊行された地誌等の記録から、飯盛城跡が重要な城跡として認識されていたことがわかる。

(3) まとめ

測量調査と分布調査で明らかになった飯盛城跡の城域(東西400m、南北700m)は西日本有数の規模を誇る。また、以前より指摘されていたように北エリアは防御空間、南エリアは居住空間として機能していたことが調査成果からも想定される。多くの曲輪の周囲には石垣が築かれており、石垣は城の全域に分布していることも明らかになった。石垣については飯盛城跡を特徴づける遺構であり、戦国時代末期の石垣構築技術や年代を特定できる貴重な事例であるといえる。発掘調査では、礎石が出土し瓦が発見されたことから石垣・礎石建物・瓦を導入した城郭であることが判明した。調査成果から飯盛城跡の歴史的価値は以下の4点にまとめることができる。

- ・戦国時代末期の重要な政治拠点・文化交流の場として機能したこと
- ・戦国時代末期の城郭構造が良好に残存し、城の機能が推定できること
- ・戦国時代末期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例であること
- ・石垣・礎石建物・瓦を導入した城郭であること

飯盛城跡は織田信長によって完成される「織豊系城郭」に先行して石垣・礎石建物・瓦の3つの要素を取り入れた稀有な事例であり、城郭史上の画期に位置づけられる戦国時代末期の時代の変化を考察する上で、重要な遺跡といえる。

5. 指定後の調査

史跡指定後も継続的に調査を実施しており、I郭(高櫓郭)とII郭(本郭)の東側帯曲輪斜面に築かれた石垣69とIII郭の曲輪15西斜面に築かれた石垣6・7の石垣測量調査を実施している。

6. 指定地の状況

(1) 土地所有

大東市域の史跡指定地及び今後保護を要する土地については、大半が民有地又は社寺有地であるが、一部市有地である里道が含まれている。大東市が史跡の管理団体に指定されている。

四條畷市域の史跡指定地及び今後保護を要する土地については、大半が民有地であるが、一部市有地や里道が含まれている。四條畷市が史跡の管理団体に指定されている。

両市ともに筆界確定がなされていないため、地籍調査等必要な調査を進めながら公有化について検討していく予定である。

表14 大東市域の土地所有の状況(※今後保護を要する土地を含む)

所有者	面積(m ²)	構成比(%)	該当する地目
公有地(大東市所有)	267.30	0.05	里道
民有地(個人)	559,973.00	98.71	保安林、山林、雑種地
民有地(法人)	7,033.00	1.24	雑種地
合計	567,273.30	100.00	

表15 四條畷市域の土地所有の状況(※今後保護を要する土地を含む)

所有者	面積(m ²)	構成比(%)	該当する地目
公有地(四條畷市)	1,941.90	1.48	里道、河川敷
民有地(個人)	129,342.00	98.52	保安林、山林
合計	131,283.90	100.00	

(2) 土地利用

史跡指定地のほとんどは「山林」と「保安林」で占めており、一部「里道」や「河川敷」、「雑種地」が混じる土地利用となっている。

表 16 大東市域の土地利用の状況

地目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	86,821.00	15.30
保安林	442,140.00	77.94
里道	267.30	0.05
雑種地	38,045.00	6.71
合計	567,273.30	100.00

表 17 四條畷市域の土地利用の状況

地目	面積(㎡)	構成比(%)
山林	79,327.00	60.42
保安林	50,015.00	38.10
河川敷	1,487.00	1.13
里道	454.90	0.35
合計	131,283.90	100.00

表 18 大東市域の土地利用(地目)の状況(参考)

地番	地目	面積(㎡)	所有者	備考
大字北條 2067 番	保安林	2,380.00	個人	
大字北條 2129 番	保安林	793.00	個人	
大字北條 2130 番	保安林	1,586.00	個人	
大字北條 2131 番	保安林	1,983.00	個人	
大字北條 2132 番	保安林	317.00	個人	
大字北條 2133 番	保安林	555.00	個人	
大字北條 2134 番	保安林	396.00	個人	
大字北條 2135 番	保安林	1,586.00	個人	
大字北條 2136 番	保安林	119.00	個人	
大字北條 2137 番	保安林	793.00	個人	
大字北條 2138 番甲	保安林	2,181.00	個人	
大字北條 2138 番乙	保安林	198.00	法人	
大字北條 2139 番 1	保安林	3,123.00	個人	
大字北條 2139 番 2	保安林	49.00	個人	
大字北條 2140 番	保安林	1,983.00	個人	
大字北條 2141 番	保安林	634.00	個人	
大字北條 2142 番 1	保安林	1,864.00	個人	
大字北條 2142 番 2	保安林	119.00	個人	
大字北條 2143 番 1	保安林	773.00	個人	
大字北條 2143 番 2	保安林	19.00	個人	
大字北條 2144 番 1	保安林	1,110.00	個人	
大字北條 2144 番 2	保安林	79.00	個人	
大字北條 2145 番 1	保安林	267.00	個人	
大字北條 2145 番 2	保安林	49.00	個人	
大字北條 2146 番	保安林	238.00	個人	
大字北條 2147 番	保安林	2,380.00	個人	
大字北條 2148 番	保安林	5,553.00	個人	
大字北條 2149 番	保安林	1,586.00	個人	

地番	地目	面積(m ²)	所有者	備考
大字北條 2150 番	保安林	1,190.00	個人	
大字北條 2151 番	保安林	119.00	個人	
大字北條 2152 番 1	保安林	1,550.00	個人	
大字北條 2152 番 2	保安林	433.00	個人	
大字北條 2210 番 1	山林	9,917.00	個人	
大字北條 2211 番 1	山林	3,752.00	個人	
大字北條 2211 番 2	山林	214.00	個人	
大字北條 2212 番 1	山林	13,854.00	個人	
大字北條 2212 番 2	山林	426.00	個人	
大字北條 2213 番	山林	2,181.00	個人	
大字北條 2213 番 1	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2214 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2215 番 1	山林	5,811.00	個人	令和5年度追加指定
大字北條 2215 番 2	山林	535.00	個人	
大字北條 2216 番 1	山林	257.00	個人	令和5年度追加指定
大字北條 2216 番 2	山林	535.00	個人	
大字北條 2217 番 1	山林	568.00	個人	
大字北條 2217 番 2	山林	224.00	個人	
大字北條 2218 番	山林	2,380.00	個人	
大字北條 2219 番	山林	793.00	個人	
大字北條 2255 番	山林	1,190.00	個人	
大字北條 2256 番	山林	793.00	個人	
大字北條 2257 番	山林	4,760.00	個人	
大字北條 2258 番	山林	396.00	個人	
大字北條 2259 番	山林	2,380.00	個人	
大字北條 2260 番 1	山林	16,271.00	個人	令和4年度追加指定
大字北條 2260 番 2	山林	1,976.00	個人	
大字北條 2261 番	山林	793.00	個人	令和4年度追加指定
大字北條 2262 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2268 番	山林	555.00	個人	
大字北條 2269 番	山林	3,966.00	個人	
大字北條 2270 番	山林	396.00	個人	
大字北條 2377 番 1	保安林	406,135.00	個人	
大字北條 2377 番 7	雑種地	1,176.00	法人	
大字北條 2377 番 10	雑種地	29,232.00	個人	令和5年度追加指定
大字北條 2377 番 11	雑種地	4,429.00	法人	
大字北條 2377 番 12	雑種地	1,295.00	個人	
大字北條 2377 番 13	雑種地	317.00	個人	
大字北條 2377 番 14	雑種地	366.00	個人	
大字北條 2377 番 15	雑種地	330.00	法人	
大字北條 2377 番 16	雑種地	900.00	法人	今後保護を要する土地
大字北條 2129 番と大字北條 2151 番に挟まれ、大字北條 2146 番と大字北條 2145 番 2 に挟まれるまでの道路敷	里道	267.30	大東市	
合計		567,273.30		

表 19 四條畷市域の土地利用(地目)の状況(参考)

地番	地目	面積(m ²)	所有者	備考
大字南野 1861 番 1	山林	19,834.00	個人	
大字南野 1862 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1863 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1863 番 2	山林	1,487.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1864 番	山林	1,487.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1865 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1867 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1948 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1949 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1950 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1951 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1952 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1953 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1954 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1955 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1956 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1957 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1958 番	山林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1959 番	山林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1968 番 1	山林	5,950.00	個人	
大字南野 1968 番 2	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1969 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1970 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1971 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1972 番	山林	2,975.00	個人	
大字南野 1973 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1974 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1975 番	山林	1,487.00	個人	
大字南野 1976 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1977 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1978 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1979 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1980 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1986 番 1	保安林	892.00	個人	
大字南野 1986 番 2	保安林	595.00	個人	
大字南野 1987 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1988 番	保安林	2,975.00	個人	今後保護を要する土地
大字南野 1989 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1990 番 1	保安林	5,395.00	個人	
大字南野 1991 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1992 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1993 番	保安林	2,975.00	個人	
大字南野 1994 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1995 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1996 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1997 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1998 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1999 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 2000 番	河川敷	1,487.00	四條畷市	
大字南野 2001 番	保安林	1,487.00	個人	
大字南野 1865 番と 1948 番に挟まれ、大字南野 1863 番 2 と 1972 番に挟まれるまでの里道敷	里道	454.90	四條畷市	
合計		131,283.90		

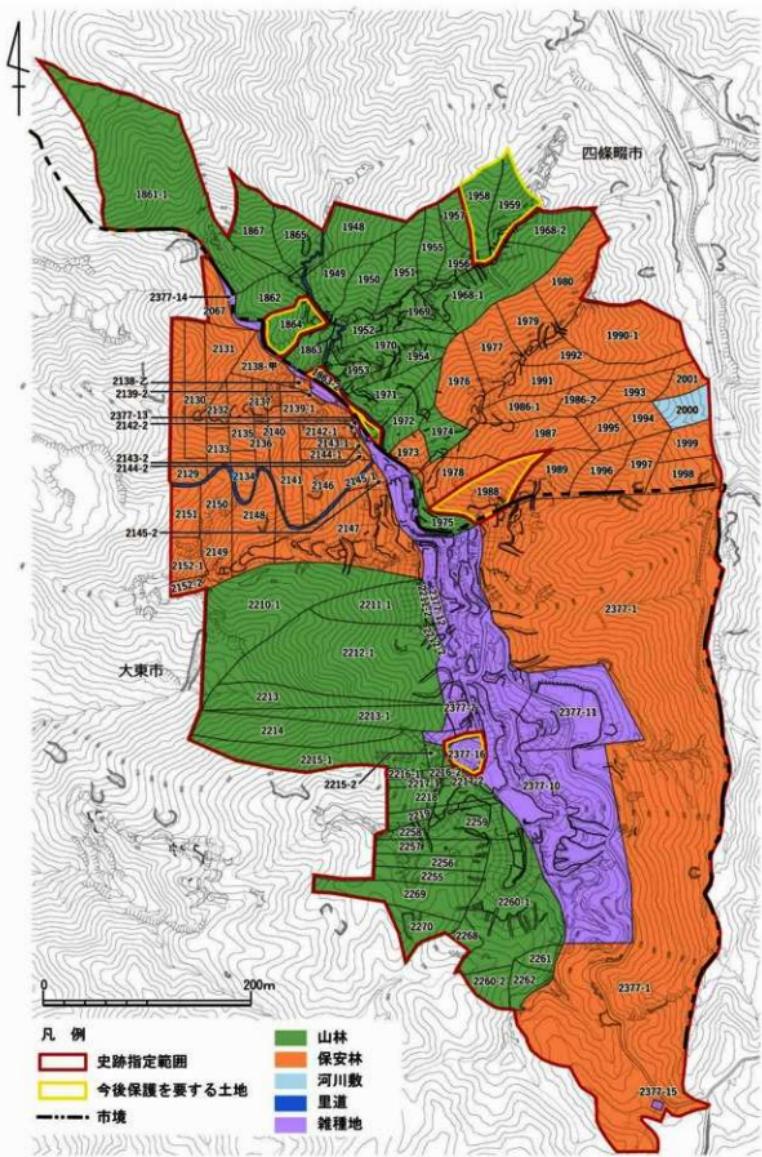


図 59 史跡飯盛城跡の土地利用(地目)の状況

第4章 史跡飯盛城跡の本質的価値

1. 史跡飯盛城跡の本質的価値

飯盛城跡が史跡に指定されたのは当該遺跡が我が国の歴史を理解するうえで欠くことのできないものであり、その学術的価値が認められたためである。指定説明文に史跡等の指定するに値する「本質的価値」の全容が明示されている。史跡等の本質的価値とは「史跡等の指定に値する枢要の価値」である。今後、史跡を適切に保存活用するためには、関係者間で本質的価値の共通理解を持つことが重要であるため、本章では指定説明文に明示された本質的価値を整理して明示する。なお、本質的価値の整理にあたっては、『飯盛城跡総合調査報告書』(令和2年[2020])の「第9章総括」を参照した。

i 戦国時代末期の重要な政治拠点・文化交流の場として機能したこと

享禄3年(1530)に木沢長政の居城として初めて文献に登場した飯盛城は、社寺文書や公家の日記、軍記物等の豊富な史料が残されている。国内のみならず、ヨーロッパで刊行された文献や地図でも紹介されている。城は永禄12年(1569)に機能を失った後も近世の地誌等に描かれるなど、重要な城跡として認識されていたことが窺われる。

ii 戦国時代の城郭遺構が良好に残存し、城の機能が推定できること

飯盛城跡は飯盛山山頂を中心に築かれた山城跡であり、城郭遺構が東西400m、南北700mの域内に良好な状態で遺存している。曲輪は114を数え、西日本でも有数の規模を誇る。また、遺構の構成から防御空間と居住空間という城の機能を推定することができる。

iii 戦国時代末期の山城における石垣の使用と構築技術を示す貴重な事例であること

飯盛城に伴う石垣の詳細分布調査・測量調査を実施した結果、城の全域で石垣が多用されることが判明した。石垣に改修や破却の痕跡が見られないことから、永禄期の石垣の構築技術を示す貴重な事例であるといえる。

iv 石垣・礎石建物・瓦を導入した城郭であること

総合調査によって飯盛城跡は石垣・礎石・瓦という織豊系城郭が持つ3つの要素を導入していたことが明らかになった。織豊系城郭とは異なる特徴は持つものの、共通する石垣・礎石・瓦という3つの要素を先行して取り入れた城は数少なく、稀有名な事例といえる。

以上を踏まえ、史跡飯盛城跡の本質的価値を総括的に明示する。

- ・戦国時代末期の畿内を中心とする政治・軍事を知る上で重要な三好長慶最後の居城
- ・深野池、新開池などの河内内海最奥に位置し、当時天下を支配した三好政権を象徴する山城跡
- ・戦国時代末期の築城技術・石垣構築技術を今に伝える革新の山城跡

2. 構成要素の特定

史跡の保存・活用にあたり、史跡の構成要素を把握・整理し、今後の取扱いの基本方針を示す必要がある。本計画では、史跡指定地だけではなく、第1章3.(1)で述べたように史跡指定地外の関連地や周辺区域も計画対象範囲に含めている。本章では、史跡の構成要素の整理・把握を行う。

飯盛城跡は様々な要素で構成されており、本計画の対象範囲は史跡指定地と史跡指定地外に大別される。そのうち、史跡指定地内は「A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素」と「B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素」、「C 史跡指定地内におけるその他の要素」、史跡指定地外は「D 周辺地における要素」に分けられる。また、「C 史跡指定地内におけるその他の要素」は「ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素」、「イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素」、「ウ 史跡の保存・活用に関わる要素」、「エ その他の要素」、さらに、「D 周辺地における要素」は、「オ 史跡の本質的価値に関連する要素」、「カ 史跡の歴史的経緯に関わる要素」、「キ 史跡の保存・活用に関わる要素」に分けられる。

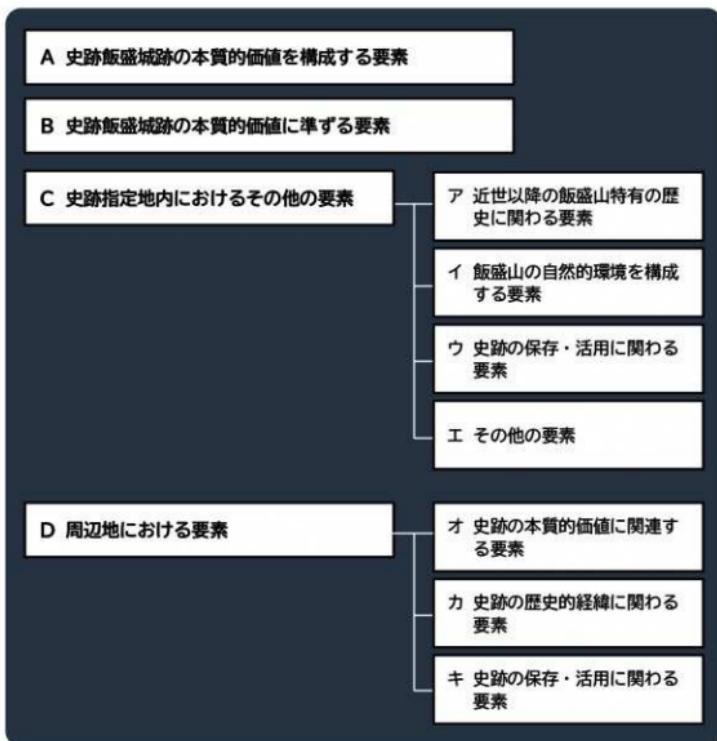


図 60 構成要素の分類

表 20 史跡飯盛城跡に関する構成要素

項目		諸要素
	A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛城の構造と機能を知る上で根幹となる城域内の城郭遺構 ・土地に埋蔵されていると想定される地下遺構
	B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等 ・飯盛城跡の眺望景観
史跡指定地内	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・近世の飯盛城や飯盛山に関する資料 ・近代の飯盛山開発に関する歴史遺産 ・近代の飯盛山開発に関する資料類
	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛山の自然的環境
	ウ 史跡の保存・活用に関する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン類 ・便益施設 ・管理施設 ・治山施設等
	エ その他の要素	<ul style="list-style-type: none"> ・公益施設等 ・個人・団体等が設置した工作物
史跡指定地外	オ 史跡の本質的価値に関連する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛城の防御のために築かれた支城跡 ・推定登城道
	カ 史跡の歴史的経緯に関する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・街道 ・旧深野池の範囲
	キ 史跡の保存・活用に関する要素	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板 ・史跡見学者用駐車場 ・生涯学習施設

A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素

諸要素	概要	
飯盛城の構造と機能を知る上で根幹となる城郭遺構(I郭～X郭、曲輪群A～Fを構成する遺構)	地上遺構	地上遺構として、曲輪(切岸を含む)、石垣、土壘、堀切、堅堀、畝状空堀群、土橋、虎口、露岩(磐座、採石場跡)が確認されている。
	地下遺構	地下に埋蔵されている遺構があり、発掘調査によって礎石や塼列建物跡、石組遺構等の地下遺構が確認されている。



図 61 曲輪 46



図 62 曲輪 90



図 63 石垣 3



図 64 石垣 41



図 65 土壘 4



図 66 堀切 4



図 67 堪堀 6

図 68 IX郭地下遺構
(礎石出土状況)図 69 V郭地下遺構
(塼列建物跡出土状況)

B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素

諸要素	概要
飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等	発掘調査によって、V郭(御体塙郭)では瓦、VIII郭(千疊敷郭)・IX郭(南丸)では日常用具等が出土している。三好長慶が居城していた時期の文献資料として、「三好長慶書状」や「飯盛千匁第十百韻写本」、「キサトゥス日本諸島実記日本図」等がある。
飯盛城跡の眺望景観	三好長慶が支配していた畿内を眺望できる景観が現在も継承されている。



図 70 出土遺物



図 71 三好長慶書状（大東市指定文化財）



図 72 飯盛千匁第十百韻 写本（大東市指定文化財）

C 史跡指定地内におけるその他の要素

ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素

諸要素	概要
近世の飯盛城や飯盛山に関する資料	飯盛城跡が重要な城跡として認識されていたことが分かる文献資料として、「河内国飯盛旧城絵図」等が挙げられる。
近代の飯盛山開発に関する歴史遺産	大正期の登山道整備に関わる歴史遺産
	南朝頭影事業や戦争に関する歴史遺産
近代の飯盛山開発に関する資料類	昭和初期の飯盛山上遊園地開発や近代の飯盛山の開発を示す資料として、絵はがきや飯盛山上遊園地案内、昭和5年頃に撮影された古写真等が挙げられる。



図 73 河内国飯盛旧城絵図(東京大学史料編纂所所蔵「美濃加納永井家史料」)



図 74 登山 300 回記念碑



図 75 飯盛山史蹟碑



図 76 小楠公銅像



図 77 国旗掲揚台



図 78 石垣 69

(飯盛城跡古写真)

(大阪府教育委員会提供)



図 79 II 部石垣 3, III 部石垣 54

(飯盛城跡古写真)

(大阪府教育委員会提供)

イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素

諸要素	概要
飯盛山の自然的環境	史跡飯盛城跡を含む飯盛山は、金剛生駒紀泉国定公園に含まれ、地形・河川等の地形的環境や樹木等の植生環境、昆虫等の生物環境など豊かな自然的環境を有している。また、飯盛山の立地特性から眺望景観にも優れている。



図 80 飯盛山の遠景



図 81 飯盛山の植生



図 82 展望台からの眺望

ウ 史跡の保存・活用に関わる要素

諸要素	概要
サイン類	案内板 公的に整備されたものとして、案内柱や保安林指定表示板、国定公園指定表示板、ハイキングの案内図が挙げられる。個人・団体等が設置した案内板も設置されている。
	説明板 I郭(高櫓郭)において、平成 22 年に飯盛城跡の説明板が設置されている。また、堀切・土橋や南丸等の個別遺構の説明板も設置されている。
	標柱 I郭(高櫓郭)において、「飯盛城址」と記された標柱が設置されている。
	注意看板 山火事注意の看板が設置されている。
便益施設	トイレトイレは楠公寺の前に 1箇所整備されており、令和 3 年にバイオトイレに改修している。
	ベンチ VI郭及びV郭(御体塙郭)において、擬木製のテーブルベンチが設置されている。
	展望台 II郭(本郭)において、大阪平野や大阪湾を一望できる展望台が整備されている。1階部は休憩場所として利用されている。
管理施設	舗装道路 史跡指定地南東部から楠公寺、FM送信所にかけての一部道路がコンクリートで舗装されている。
	登山道・階段 ハイキング道として利用されている登山道や、石や丸太を使用した階段が整備されている。
	排水施設 舗装道路沿いを中心に排水溝が整備されている。なお、近代の開発時に整備されたものの中には、排水施設として機能していないものがある。
	柵・手すり 道路沿いの一部箇所において、落下防止の柵や手すりが設置されている。
	近現代の石垣及び擁壁 近代の飯盛城跡の開発に伴って整備されたと思われる近現代の石垣や擁壁が登山道沿いを中心に点在している。
	電信柱 飯盛山東側の現川沿いから楠公寺、FM送信所、大東市立野外活動センターにかけて電線が引かれており、登山道沿いに電信柱が設置されている。
	二級基準点 平成 27 年度に 2箇所に設置している。
治山施設等	治山堰堤 山地の荒廃防止のために、治山堰堤が複数箇所整備されている。
	土留め 土砂流出によって崩壊した道路に対して、土留め工事が施されている。



図 83 案内柱



図 84 説明板



図 85 標柱



図 86 注意看板



図 87 トイレ



図 88 ベンチ



図 89 展望台



図 90 舗装道路



図 91 階段



図 92 排水施設



図 93 柵



図 94 近現代の石垣及び擁壁



図 95 近現代の石垣(石垣 2)



図 96 電信柱



図 97 治山堰堤

工 その他の要素

諸要素		概要
公益施設等 (付随する施設含む)	宗教施設	史跡指定地内に楠公寺や八大龍王白龍大明神といった社寺や、露岩を祀った黒龍大明神が挙げられる。
	墓地	楠公寺境内に墓地がある。
	FM送信所	VIII世(千畠敷郭)にあるFMラジオ(NHK-FM、FM大阪、FM802)の基幹送信所で、送信アンテナや局舎、立入防止のフェンス等が設置されている。
	送電塔	史跡指定地南東部において、送電塔が設置されている。
個人・団体等が設置した工作物		個人や団体等が活動の中で設置した工作物で、小屋やベンチ、照明施設、アマチュア無線設備、石碑、物置等がある。



図 98 楠公寺



図 99 八大龍王 白龍大明神



図 100 楠公寺墓地



図 101 飯盛山 FM 送信所



図 102 個人・団体等が設置した工作物



図 103 個人・団体等が設置した工作物

D 周辺地における要素

オ 史跡の本質的価値に関連する要素

諸要素		概要
飯盛城の防御のために築かれた支城跡		飯盛城を防御するために補助的な役割をもって築かれた支城や砦であり、茶臼山砦跡、龍間城跡、野崎城跡、南野砦跡、三箇城跡、田原城跡・千光寺跡、岡山城跡・砂寺内町が挙げられる。
推定登城道		飯盛城が城郭として機能していた当時に使用していたと推定される登城道で、4つのルートが考えられる。一部ハイキングコースとしても使用されている。



図 104 茶臼山砦跡



図 105 野崎城跡



図 106 推定登城道

力 史跡の歴史的経緯に関わる要素

諸要素	概要
街道	飯盛城跡周辺にある街道で、清滝街道や東高野街道、中垣内越街道が挙げられる。
旧深井池の範囲	飯盛城が城郭として機能していた頃に西側の平野部にあった池で、現在の深北緑地周辺部一帯である。



図 107 清滝街道



図 108 東高野街道



図 109 深北緑地

キ 史跡の保存・活用に関わる要素

諸要素	概要
飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板	飯盛山のハイキングコースとして利用されている登山道で、コース上には行先を示す案内板が設置されている。
史跡見学者用駐車場	令和4年に大東市立野外活動センターの近くに整備された史跡見学者用の駐車場である。
生涯学習施設	史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる生涯学習施設であり、大東市立野外活動センターや大東市立歴史民俗資料館、四條畷市立歴史民俗資料館が挙げられる。



図 110 飯盛山のハイキングコース



図 111 ハイキングコース上の案内板



図 112 史跡見学者用駐車場



図 113 大東市立野外活動センター



図 114 大東市立歴史民俗資料館



図 115 四條畷市立歴史民俗資料館

第5章 史跡の現状と課題

前章で整理・把握した史跡の構成要素について現状を把握・整理し、その中で明らかとなった課題について「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」に分けて記載する。

1. 保存管理

(1) 保存管理の現状

1) 調査・研究に関する現状

飯盛城跡は戦前から調査が行われており、平成24(2012)年度からは大東市・四條畷市による測量調査が継続的に行われている(参照:P2表1)。平成28(2016)年度からは大東市・四條畷市共同で国史跡指定をめざした総合調査(分布調査、測量調査、平面図作成、関連資料調査)を実施し、歴史的な解明や価値づけを進めた。その成果は令和2年(2020)に『飯盛城跡総合調査報告書』として刊行し、令和3年(2021)には国史跡に指定された。

ただし、地域が広範囲に及ぶたため未踏査部分があり、未確認の城郭遺構が残されている可能性がある。また、分布を把握している石垣について、立地や遺存状況から発掘調査の実施が困難であるため詳細な構造を把握できていないものがある。

2) 遺構保存に関する現状

史跡飯盛城跡には、城郭として機能していた当時の遺構(石垣や曲輪等)が現在まで継承されている。遺構の状態を見ると石垣は、急傾斜地・薄い土壤表土・樹林地といった立地にあることから、頻発する集中豪雨や台風等が誘因となって、一部石垣は崩壊や石材の散失が見られるほか、多くの石垣は膨らみ、樹根の侵入、石垣の腰回りでの土砂流出等のき損が生じている。また、大雨により曲輪法面が崩壊しているところもある。樹林には枯木や衰弱した大径木があり、表土の流出も進んでいることから、今後も遺構のき損が発生しやすい状況にある。また、イノシシの掘り返しによつて曲輪面や切岸の表土が荒らされているところが散見される。

崩壊を防ぐために応急処置を施している石垣はあるが、き損が発生した際の遺構の復旧対応が決まっておらず、迅速な対応はできていない状況にある。



図 116 ほぼ崩壊している石垣
(石垣 71)



図 117 ほとんど残存していない
石垣(石垣 27)



図 118 崩壊が進んでいる石垣
(石垣 89)

図 119 一部の石材が散失した石垣
(石垣 69)図 120 獣害により土砂が流出した
石垣(石垣 6・7)図 121 応急保護措置を施している
石垣(石垣 1)図 122 石垣面に樹木が生育
している石垣(石垣 69)

図 123 崩壊した曲輪法面

図 124 指定地内における倒木
(石垣 10 付近)

3) 日常管理・防災対策に関する現状

飯盛城跡域内の危険木の伐採は令和3(2021)年度から大東市が順次実施しているほか、倒木の除去、下草刈り等はボランティアによって行われている箇所もある。現在、飯盛山で活動しているボランティアは自然環境やハイキング道維持のための活動を主としており、文化財の観点からの維持活動は行われていない。史跡の維持管理は管理団体である大東市・四條畷市が各関係機関、関係団体と連携・調整を取りながら担っている。災害後の史跡の被害状況の確認は行っているが、石垣の構造や現況をとりまとめた台帳は作成しておらず、日常的な見廻り方法も確立されていない。

史跡指定地のほぼ全域が民有地であり、FM送信所や社寺、墓地等の宗教施設もある。土地所有者に対して、現状変更の取扱いに関する説明会を実施しており、史跡の保存に関する理解と適切な維持管理を促している。史跡指定地内において個人・団体等が花の植栽や工作物を設置しているところが一部みられる。

史跡指定地内には土砂災害警戒区域や砂防指定地等があり、治山事業等が行われている。災害発生時の登山道の崩壊に対する土留め工事等は行われているが、遺構保存を目的とした防災整備工事は実施していない。FM送信所に至る道については民有地であるが、土砂崩れ等が起こった場合、大東市とNHK、FM大阪の三者で復旧に関する協定を結んでいる。

図 125 個人・団体等による
花の植栽(曲輪 89)図 126 個人・団体等が設置した
工作物(曲輪 90)図 127 土砂流出発生箇所
(石垣 69)

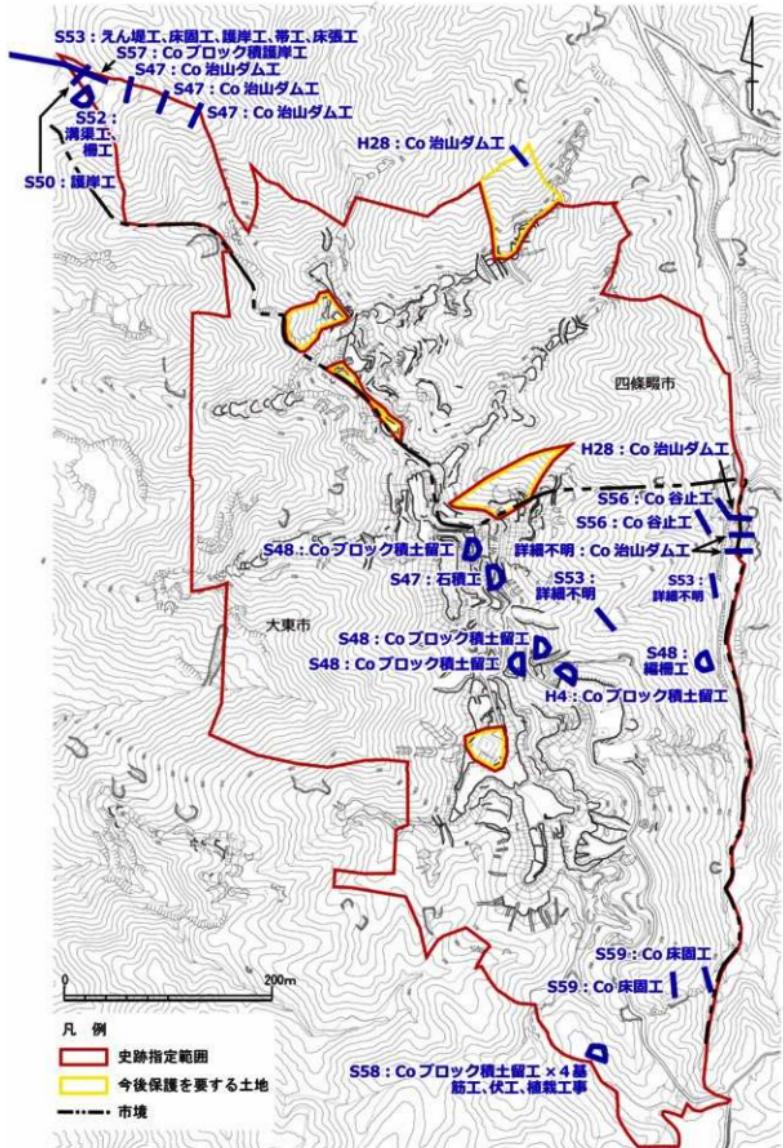


図 128 史跡指定地内における治山事業の位置

表21 史跡指定地内における治山事業等の主な履歴

時期	概ねの場所	事業内容
昭和 47 年(1972)	北西部斜面	治山ダム工(3箇所)
昭和 47 年(1972)	I 郭東側	石積工(治山事業)
昭和 48 年(1973)	楠公寺周辺	ブロック積土留工(2箇所)(治山事業)
昭和 48 年(1973)	II郭(本郭)東側	ブロック積土留工(治山事業)
昭和 48 年(1973)	権現川沿い	編柵工(治山事業)
昭和 50 年(1975)	北西部斜面	護岸工(治山事業)
昭和 52 年(1977)	北西部斜面	溝渠工・柵工(治山事業)
昭和 53 年(1978)	権現川沿い	治山事業(詳細不明)
昭和 53 年(1978)	東部斜面	治山事業(詳細不明)
昭和 53 年(1978)	北西部斜面	えん堤工、床工、護岸工、帶工、床張工
昭和 56 年(1981)	権現川沿い	谷止工(2箇所)(治山事業)
昭和 57 年(1982)	北西部斜面	ブロック積護岸工(治山事業)
昭和 58 年(1983)	南部斜面	ブロック積土留工(4基)、筋工、伏工、植栽工(治山事業)
昭和 59 年(1984)	南部斜面	床工(2箇所)(治山事業)
平成 4 年(1992)	楠公寺周辺	ブロック積土留工(治山事業)
平成 28 年(2016)	権現川沿い	治山ダム工
平成 28 年(2016)	北部斜面	治山ダム工

4) 自然環境・景観保全に関する現状

史跡飯盛城跡の全域は金剛生駒紀泉国定公園の区域内であり、自然豊かな環境にある。飯盛山を含む周辺の一帯は多様な生物の生息域となっており、植物や昆虫、鳥類の観察の場ともなっている。

また、史跡指定地のほぼ全域が樹林に覆われており、東斜面はスギ・ヒノキの人工林、西斜面は山麓部分に一部人工林があるが、多くは落葉樹林となっている。以前は里山林として機能していたが、現在は放棄され荒廃が進んでいる。一部樹林では、樹冠が閉鎖して林内が暗くなり、草本や低木等の下層植生が十分に生育していないところもある。生駒山系では近年ナラ枯れ被害が拡大しており、大東市は史跡指定地内のナラ枯れ発症木を含む危険木伐採等の対策事業を実施している。また、曲輪上には昭和 40 年代に植えられた桜があるが、立ち枯れているものが多く見られる。

景観阻害となる樹木が伐採されているⅡ郭(本郭)やⅥ郭では大阪平野や京都盆地を一望できる眺望環境が確保されている一方、Ⅶ郭(千疊敷郭)やⅨ郭(南丸)ではコナラやクヌギの大径木により景観が阻害されている。

史跡指定地を含む飯盛山の一部区域には竹林が分布しており、飯盛山山麓の大東市の市有地では北条里山再生プロジェクトとして竹の伐採等の活動が行われている。なお、竹林は遺構のある範囲からは離れているが、将来的に竹林の拡大が進むことで遺構への影響が懸念される。

表22 近年における史跡指定地内での樹木伐採(危険木伐採)の主な履歴

時期	市域	概ねの場所	伐採本数
令和 2 年(2020)9 月	大東市	石垣 11	2 本
令和 2 年(2020)11 月	大東市	桜池から X 郭南側まで	42 本
令和 3 年(2021)7 月	大東市	Ⅰ郭東斜面からⅧ郭までの道路沿い	20 本
令和 4 年(2022)1 ~ 2 月	大東市	石垣 1・石垣 69 付近、Ⅷ郭北東斜面	70 本
令和 4 年(2022)8 ~ 9 月	大東市	Ⅷ郭北東斜面、Ⅰ郭東斜面	39 本
令和 5 年(2023)1 月	大東市	桜池～X 郭南側まで	186 本
令和 5 年(2023)2 月	大東市	石垣 6・7	2 本
令和 5 年(2023)9 月	大東市	桜池～X 郭南側まで	71 本

5) 獣害対応に関する現状

飯盛山を含む一帯にはイノシシが生息しており、イノシシの掘り返しによって曲輪面や切岸の表土が荒らされているところがある。また、石垣の腰回り付近においても掘り返しが見られるところがあり、石垣の崩壊等が危惧される状況にある。

大東市では「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)」及び「大東市鳥獣被害防止計画」、四條畷市では「四條畷市鳥獣被害防止計画」に基づいて、イノシシの捕獲等の対策事業が行われているが、農作物等への被害軽減が目的であり、遺構保護を目的とした捕獲等は行われていない。



図 129 曲輪面の掘り返し(曲輪 89)



図 130 石垣付近での掘り返し(石垣 6・7)

6) 史跡指定・土地所有に関する現状

史跡指定地内の土地所有は 99%以上が民有地であり、大東市が里道、四條畷市が里道と河川敷を所有している。土地所有者の同意を得ながら史跡指定を進めているが、今後保護を要する土地として同意が得られ次第、史跡追加指定を進める区域も一部残っている。史跡指定地内は、地籍調査が行われておらず、筆界が確定していない。

(2) 保存管理の課題

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、史跡の保存管理に関する課題について検討する。

①調査・研究に関する課題	◆遺構把握のための分布調査の継続 未踏査・未測量の遺構について、分布調査を継続し飯盛城跡の状況をより詳細に把握する必要がある。
	◆石垣調査の継続 石垣の構造把握と分類のため調査を継続する必要がある。また、調査成果を踏まえて、今後、石垣台帳を作成・更新していくことが求められる。
◆遺構保存に関する調査の実施 保全対策の方針を検討するため、遺構保存のための地質調査や遺構の構造把握等の調査等を早期に実施する必要がある。	◆遺構保存に関する調査の実施 保全対策の方針を検討するため、遺構保存のための地質調査や遺構の構造把握等の調査等を早期に実施する必要がある。
	◆考古学調査の実施 飯盛城跡の状況を解明するために特定区域の発掘調査について検討する必要がある。

②遺構保存に関する課題	<p>◆遺構き損部分の復旧方法の検討 既にき損している遺構の復旧方法について検討する必要がある。</p> <p>◆遺構の保全やき損時の対応策の検討 今後遺構のき損が進まないようるために、遺構の保全対策方針を策定し、保全方法やき損時の対応策を検討する必要がある。</p> <p>◆遺構保存のための樹木・森林管理の検討 遺構をき損しかねない樹木の伐採や表土流出を生じにくくする森林管理の考え方について検討する必要がある。</p>
③日常管理・防災対策に関する課題	<p>◆石垣台帳の作成 石垣の特性や現況を踏まえて適切に維持管理するために、石垣台帳を作成する必要がある。</p> <p>◆遺構保存のための定期的な管理 遺構やその周辺部の現況を把握し、遺構保存のための早期対応ができるよう見廻り等の定期的な管理が必要である。</p> <p>◆土地所有者や活動団体等への遺構保存に関する理解促進 史跡を適切に管理するため、土地所有者や活動団体等に遺構保存に関する理解促進を進める必要がある。</p> <p>◆遺構の防災対策の検討 史跡指定地内には治山施設(治山堰堤)等が含まれており、土砂災害時の対応の検討が必要である。</p>
④自然環境・景観保全に関する課題	<p>◆樹木・森林環境の管理 将来的に遺構のき損を防ぎ、安全に散策・見学できるように、危険木の伐採や林床を明るくする間伐等の樹木・森林管理が必要である。</p> <p>◆眺望景観の維持 三好長慶も眺めた優れた眺望景観を維持するための樹木管理が必要である。</p>
⑤獣害対応に関する課題	<p>◆獣害対策の検討 イノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する必要がある。</p>
⑥史跡指定・土地所有に関する課題	<p>◆追加指定・公有化への対応 飯盛城跡の未指定地について追加指定を検討する必要がある。また、史跡指定地の地籍調査や公有化を検討する必要がある。</p>

(3) 構成要素ごとの保存管理の現状・課題の整理

表 23 構成要素ごとの「保存管理」の現状・課題

項目	諸要素	現状	課題	
A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	<ul style="list-style-type: none"> 未踏査のところがあるほか、分布を把握している遺構においても発掘調査・測量調査をしていないところがある。 崩壊やき損が生じている遺構がある。 石垣の構造等をとりまとめた台帳は作成していない。 遺構の周辺に遺構をき損しかねない危険木がある。 遺構保全やき損時の対策が定まっていない。 日常的な見廻り方法が確立されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認のための分布調査と考古学的調査の実施が必要である。 遺構の保全と復旧方法を検討する必要がある。 危険木に対して伐採等の対応を施す必要がある。 石垣台帳を作成する必要がある。 遺構の保存方法を検討する必要がある。 日常的な見廻り方法を検討する必要がある。 	
	地下遺構	<ul style="list-style-type: none"> 分布を把握している遺構においても発掘調査をしていないところがある。 イノシシによる地面の掘り返しや曲輪面への植樹による遺構き損が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 遺構確認のための分布調査と地下遺構確認のための考古学的調査の実施が必要である。 	
B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素	飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等	<ul style="list-style-type: none"> 総合調査等で調査しており、文献資料等は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続的に文献資料等を保存管理することが必要である。 	
	飯盛城跡の眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> 一部の箇所において、眺望景観が確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も眺望景観を適切に確保することが求められる。 	
C 史跡指定地内におけるその他の要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> 総合調査等で調査しており、資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続的に調査を実施、資料を収集するとともに資料類を保存管理することが必要である。 	
	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	大正期の登山道整備に関わる歴史遺産	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内にあり、保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。 設置者を特定し、保存管理の協力をお願いする必要がある。
		近代の飯盛山開発に関する歴史遺産	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内にあり、保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。 設置者を特定し、保存管理の協力をお願いする必要がある。
	近代の飯盛山開発に関する資料類	<ul style="list-style-type: none"> 総合調査等で調査しており、資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も継続的に資料類を保存管理することが必要である。 	

	イ 飯盛山の 自然的環 境を構成 する要素	飯盛山の自然的環境	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園として豊かな自然環境が保全されている。 ・遺構をき損しかねない樹木や安全上危険な樹木がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を保全しつつ、遺構や来訪者に対する危険木の伐採等を検討する必要がある。
ウ 史跡の保 存・活用 に関わる 要素	サイン類	案内板、 説明板、 標柱、 注意看板	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡境界標は設置していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後設置を検討する必要がある。
		トイレ、 ベンチ、 展望台	-	-
	管理施設	舗装道路 登山道・階段	-	-
		排水施設	<ul style="list-style-type: none"> ・機能不全となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能不全となっている施設の改修・撤去等を検討する必要がある。
		柵・手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺境内に設置されたものもあり、良好に維持管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対して史跡の保存・活用について理解促進を進める必要がある。
		近現代の石垣及び擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化や破損が進んでいるものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・修復や撤去等を検討する必要がある。
		電信柱	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者によって維持管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対して史跡の保存・活用について理解促進を進める必要がある。
		二級基準点	<ul style="list-style-type: none"> ・測量時の基準点として機能を発揮している。 	-
		治山施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の持つ機能を発揮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も史跡指定地内の防災対策のため、適切な維持管理と整備が必要である。
	公益施設等	土留め		
		宗教施設 墓地 FM送信所 送電塔	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺や民間事業者によって維持管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対して史跡の保存・活用について理解促進を進める必要がある。
	工 その他の要素	個人・団体等が設置した工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡指定地内に個人・団体等が設置した工作物がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人・団体等が設置した工作物の将来的な撤去を検討する必要がある。
D 周辺 地に おける 要素	オ 史跡の本質的価値 に関連する要素	飯盛城の防衛のために築かれた支城跡	<ul style="list-style-type: none"> ・野崎城跡は整備しているが、その他の支城跡は整備していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支城跡について、可能なものは整備を検討する必要がある。
	カ 史跡の歴史的経緯に 関わる要素	推定登城道	<ul style="list-style-type: none"> ・推定登城道のいくつかは、主要なハイキング道となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのアクセスルートとして、ハイキング道の定期的な点検・管理が必要である。
	キ 史跡の保 存・活用 に関わる 要素	街道、 旧深野池の範囲	-	-
	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板、史跡見学者用駐車場、生涯学習施設	-	-	-

2. 活用

(1) 活用の現状

1) 値値の普及・情報発信に関する現状

飯盛城跡に関するシンポジウムや展示等は平成22年(2010)より継続的に実施している(参照P2表1)。大東市・四條畷市教育委員会は共同で平成30(2018)年度から継続して「クローズアップ飯盛城」と題し調査報告会を開催している。飯盛城跡の価値を普及するために無料配布用パンフレット『国史跡飯盛城跡パンフレット』や『飯盛城跡一石垣ガイドー』等を刊行・配布している。総合調査の成果も積極的に報道提供しており、南エリアで石垣を発見した記事は新聞やニュースで大きく取り上げられている。

シンポジウムや展示、パンフレットの刊行等によって価値の普及や情報発信に努めているが、史跡飯盛城跡のガイダンス施設はなく、両市の歴史民俗資料館や大東市立野崎まいり公園等において展示紹介している。

本計画策定にあたっては、「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」と題して、市内在住・在勤・在学者を対象とした全4回のワークショップを開催しており、参加者から様々な活用アイデアを得るとともに普及啓発を図った。なお、ワークショップの詳細については資料編(P128～P137)に掲載している。

2) 周辺施設・文化財等とのネットワークに関する現状

史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設としては、両市の歴史民俗資料館と大東市立野外活動センターが挙げられる。飯盛城の近辺には、これらの公共施設のほかに、飯盛城の支城跡や街道等があるが、ネットワークは構築されていない。

3) 教育的活用に関する現状

小学校等の校外学習の一環として飯盛山ハイキングを取り入れることもある。ただし、城跡の見学ではなく、自然学習や健康づくりが目的となっている。社会教育の資源でもあり、講演会やシンポジウム等が開催されている。四條畷市では、昭和54年(1979)から毎月第2日曜日に四條畷神社から飯盛山山頂まで歩く「畷歩こう会」が開催されており、自然と触れ合いながら健康増進と参加者相互の交流を図っている。また、大阪府立消防学校が飯盛山を訓練の場として利用している。



図 131 飯盛城跡に関するパンフレット



図 132 「畷歩こう大会」の様子

4) 観光活用・シティプロモーションに関する現状

大東市は飯盛城跡と城主の三好長慶を重要なコンテンツと位置づけており、観光部局が三好長慶生誕500年記念動画を作成し市のPRを行っている。大東市での三好長慶の歴史や魅力を伝える活用として、毎年「三好長慶公武者行列 in 大東」と題し武者行列を開催しており、マンガ『飯盛城主・三好長慶と大東の歴史(戦国時代編)』の発行・販売も行っている。両市では『続日本100名城』指定後には、続日本100名城スタンプを設置している。大東市では全国的な城イベントや都市部等においてブース出展し、PR活動を展開している。令和2(2020)年度から飯盛城御城印を販売、令和3(2021)年度には国史跡指定記念として限定御城印を販売し、令和4(2022)年度(第1弾)・令和5(2023)年度(第2弾)には両市で販売し、好評を博している。

民間ではボランティア団体が協力し、三好長慶の関連する各市をリレー形式で結び、長慶ゆかりの城や寺院を紹介する動画を作成し、ホームページや大東市立歴史民俗資料館で放映している。

来訪者へのガイドは両市のボランティア団体が希望のあった団体・個人に無料で行っている。



図 133 「三好長慶公武者行列 in 大東」

5) 地域のまちづくり資源としての活用に関する現状

最寄り駅から史跡飯盛城跡に徒歩で向かう場合は、JR四条畷駅からは楠公通り商店街、JR野崎駅からは野崎参道商店街を通るルートとなる。四條畷商店会では、一部店舗において飯盛城の御城印の販売をしている。野崎参道商店街では、上記の「三好長慶公武者行列 in 大東」の会場となっているほか、御城印等の購入者や商店街主催による飯盛城跡ガイドツアー参加者へ商店街で使えるクーポンを配布する等の取り組みが行われている。飯盛城や三好長慶を活用した取り組みは、地域のまちづくり資源としての活用も行われている。



図 134 楠公通り商店街

(2) 活用の課題

史跡の活用に関する現状を踏まえ、史跡の活用に関する課題について検討する。

①価値の普及・情報発信に関する課題	<p>◆講演会や刊行物作成等の継続 広く情報発信することで史跡の本質的価値の理解促進につなげるために、展覧会・講演会や定期講座の開催、周知用刊行物の作成を継続的に実施する必要がある。</p> <p>◆ガイダンス施設整備の検討 史跡飯盛城跡の価値の普及を促進するために、史跡飯盛城跡の解説に特化した施設整備の検討が必要である。</p>
②周辺施設・文化財等とのネットワークに関する課題	<p>◆関連文化財を活かした見学ルートの設定 飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるために、両市の歴史民俗資料館や支城跡、文化財等とのネットワークの構築が必要である。</p>
③教育的活用に関する課題	<p>◆教育での現地案内・出張授業等の積極的な取り入れ 飯盛城跡をわがまちの歴史遺産として認識し、シビックプライド・郷土愛の醸成につなげるために、学校での郷土教育や社会教育の展開等を進める必要がある。</p>
④観光活用・サイプロモーションに関する課題	<p>◆三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを活かした取り組みの推進 より多くの人に飯盛城跡の価値や魅力を認知してもらうため、三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを魅力資源として、観光活用やサイプロモーションに資する情報発信や観光活用等を進める必要がある。</p>
⑤地域のまちづくり資源としての活用に関する課題	<p>◆地域のまちづくり資源としての活用の促進 身近な文化財を活用することは地域コミュニティの活性化や保存・活用の意識醸成につながることが期待できるため、地域のまちづくり資源としての飯盛城跡の活用を促進することが求められる。</p>

(3) 構成要素ごとの活用の現状・課題の整理

表24 構成要素ごとの「活用」の現状・課題

項目	諸要素	現状	課題
A 史跡飯盛跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	・安全に見学できる地上遺構が少ない。	・発掘調査報告書の刊行等で情報発信に努める必要がある。
	地下遺構	・見学できる地下遺構はない。	・発掘調査報告書の刊行等で情報発信に努める必要がある。
B 史跡飯盛跡の本質的価値に準ずる要素	飯盛跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等	・文献資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
	飯盛跡の眺望景観	・展望所からの眺望景観は飯盛山の中でも人気のスポットとなっている。	・飯盛跡における眺望景観の意味合いについて解説することが求められる。
C 史跡指定地内におけるその他の要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料	・資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	大正期の登山道整備に開わる歴史遺産	・見学等で活用されており、飯盛山の歴史を物語る重要な歴史遺産である。
		南朝鎌影事業や戦争に関わる歴史遺産	・見学等で活用されており、飯盛山の歴史を物語る重要な歴史遺産である。
	近代の飯盛山開発に関する資料類	・資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	飯盛山の自然的環境	・国定公園としてレクリエーションの場として利用されている。
ウ 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	案内板 説明板 標柱 注意看板 トイレ	-
		ベンチ 展望台	-
		舗装道路 登山道・階段 排水施設	-
		柵・手すり 近現代の石垣及び築壁 電信柱 二級基準点	-
		治山施設等	-
		治山堰堤 土留め	-

工 その他の要素	公益施設等	宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺や民間事業者によって管理運営されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対して史跡の保存・活用について理解促進を進める必要がある。
		墓地 FM送信所 送電塔		
オ 史跡の本質的価値に関連する要素	個人・団体等が設置した工作物	-	-	-
	飯盛城の防御のために築かれた支城跡 推定登城道	-	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡飯盛城跡とのネットワークは構築されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるためのネットワーク構築が必要である。
D 周辺地における要素	力 史跡の歴史的経緯に関わる要素	街道	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡飯盛城跡とのネットワークは構築されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるためのネットワーク構築が必要である。
		旧深野池の範囲		
	キ 史跡の保存・活用に関わる要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板 史跡見学者用駐車場 生涯学習施設	<ul style="list-style-type: none"> ・危険木や段木の損傷がみられる。 ・ハイキング道上に案内板がない。 ・令和3年に史跡指定地近辺に史跡見学者用駐車場が整備された。 ・両市の歴史民俗資料館等では、飯盛城跡の展覧会や情報発信等が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。 ・史跡へのアクセス道上のサイン整備を検討する必要がある。 ・史跡指定地内への車の乗り入れを減らすため、車利用者には史跡見学者用駐車場の利用を促す必要がある。 ・史跡の価値を普及するため、継続的に展覧会や情報発信等を行う必要がある。

3. 整備

(1) 整備の現状

1) 保存のための整備の現状

保存目的の整備としては、現状では、石垣応急保護措置や支障木の伐採など限定的であり、予防保全型の整備はこれまでほとんど行われていない。曲輪では法面が大雨による土砂崩れや見学者の踏圧等によるき損が起こっている箇所が多数ある。石垣では樹木が生育しているものや腰回り周辺部の表土流出が生じているものがあるが、急傾斜地・薄い土壤表土といった立地にあることから、重機等を使用した整備が難しい状況にある。このような状況にあるため、城郭石垣だと認められる石垣においても、対策が十分に講じられていない。

史跡指定地内には、これまで主に大正時代からのハイキング道整備や昭和時代の遊園地開発等が行われており、その際に整備された史跡の保存・活用とは関係のない構造物(擁壁や側溝等)が現在も残されており、劣化が進んでいるものもある。

2) 公開・活用のための整備の現状

(遺構の公開に関する現状)

飯盛城跡は飯盛山のハイキングコースの一部に組み込まれており、飯盛山でハイキングを楽しむ姿が多数みられる。平成29(2017)年度に続日本100名城に選ばれてからは飯盛城跡の見学者が増加し、休日は多くの人で賑わっている。

遺構はハイキング道から見ることができるが、安全に遺構を見学してもらうための特別な整備は行っていない。そのため、登山道沿いにない遺構や登山道沿い斜面下側の石垣等は見学することができない。遺構が見学できる立地にあっても、生育した樹木によって視線の妨げとなっているところがある。急傾斜地に立地するものについては公開が困難なものが多く、それらを見学するための施設は見学者の安全上整備していない。

令和4年(2022)4月に、史跡飯盛城跡の1560年代頃の様子を再現したCGアプリ『よみがえる飯盛城～「天下人」三好長慶 最後の居城』(監修：中井均滋賀県立大学名誉教授)を公開し、飯盛城の主要ポイントのVR閲覧を可能にしている。



図135 東側から見た飯盛城のCG

(見学環境に関する現状)

史跡指定地内には飯盛山のハイキングコースにもなっている登山道が整備されており、主要な郭を行き来することができる。国史跡に指定されたことで来場者が増加したこともあり、登山道の段木がすり減ったり、表土が流出したりしているところがある。また、ハイキングコースではない場所に新たな道ができるなど遺構のき損も生じている。



図136 土砂流出の進む登山道

史跡指定地内の登山道や展望台等の管理・便益施設の多くは、史跡指定以前に整備されたものであり、史跡指定後に整備されたものはほとんどない。便益施設としては、トイレやベンチ、展望台、史跡見学者用駐車場（※史跡指定地外）を整備している。トイレは楠公寺前にバイオトイレを整備しており、ベンチはV郭、VI郭に設置されている。展望台は、昭和33(1958)年度に野崎観音・飯盛山苑地整備事業としてII郭（本郭）に建設している。史跡見学者用駐車場は令和3（2021）年度に大東市立野外活動センター東側に整備し、16台が駐車可能（うち1台マイクロバス）である。



図 137 法面崩壊注意喚起の看板

（サイン整備に関する現状）

史跡飯盛城跡のパンフレットは配布・公開されているが、史跡指定地内に公的に整備されたサインも説明板・案内板ともにはほとんどなく、現在地と遺構の関係や遺構の特徴等を知ることが難しい。また、最寄り駅から飯盛城跡までのアクセス道に誘導看板は少なく、個人が設置したものに頼っている状態である。いずれも多言語対応していない。

展望台の1階部分には大東市の掲示板が設置されているほか、壁面は個人・団体等の情報発信の場となっており、様々なチラシや説明板等が掲示されている。



図 138 個人が設置した誘導看板



図 139 個人が設置した説明板



図 140 展望台1階部の掲示の様子

（アクセス環境に関する現状）

飯盛城跡の最寄駅はJR学研都市線の四条畷駅及び野崎駅であり、大阪市内の京橋駅からの所要時間は約15分である。また、国道170号（大阪外環状線）や国道163号など広域的な交通ネットワークを組む幹線道路もあり、交通アクセス環境はよい立地にある。令和3年に史跡見学者用駐車場が整備されたことから、史跡飯盛城跡近辺に車を止めることができ、史跡見学者用駐車場からII郭（本郭）までは徒歩約15分程度で行ける。

主要な登山口は最寄り駅から近距離にあり、登山道は複数存在している。主要なハイキングコースは、慈眼寺（野崎観音）から西側斜面を経て北尾根を登るルート、四條畷神社から西側斜面を登るルート、権現川沿いから東側斜面を登るルートがあり、これらのルートは最寄り駅から徒歩90分以上かかる。四條畷神社からのルートは北尾根が急傾斜地となっている。近鉄バス竜間停留所から登るルートでは約40分で行くことができる。登山道は段木が破損しているところもあり、一部通行に支障が生じているところがある。

(2) 整備の課題

史跡の整備に関する現状を踏まえ、史跡の整備に関する課題について検討する。

①保存のための整備の課題	<p>◆遺構の復旧 史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める必要がある。</p> <p>◆遺構の保全・防災対策 今後遺構のき損が進まないようるために、遺構の保存状態や立地等によって対応の違いを検討しつつ、石垣の腰回りの強化や遺構法面の土留めなど保全・防災対策の整備を進める必要がある。</p> <p>◆樹木の維持・管理 遺構をき損しかねない危険木を調査し、伐採等の対応を進める必要がある。また、表土流出を生じにくくするために、林床を明るくする間伐等の森林整備を進める必要がある。</p> <p>◆危険な構造物等の撤去の検討 史跡の保存と来訪者の安全を守るために、安全管理上問題のある擁壁や個人設置の工作物等の撤去を検討する必要がある。</p>
②公開・活用のための整備の課題	<p>◆見学環境の整備 史跡の価値を理解しつつ、安全に見学してもらうために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて来訪者に見せる遺構を検討し、安全に見学できる環境を整備する必要がある。</p> <p>◆管理・便益施設の更新 飯盛城跡を安全で快適な見学環境にするために、機能不全や老朽化している管理・便益施設の撤去・更新・移設等を検討する必要がある。</p> <p>◆サインの整備 来訪者に史跡の価値や魅力を効果的に伝えるため、案内板・説明板を整備する必要がある。また、飯盛城跡のアクセス道についても、説明板や見学ルートのサイン設置が必要である。</p> <p>◆史跡へのアクセス道の修復管理 山麓から史跡指定地へ安全にアクセスしてもらうために、アクセス道の定期的な点検とともに、道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。</p>

(3) 構成要素ごとの整備の現状・課題の整理

表 25 構成要素ごとの「整備」の現状・課題

項目	諸要素	現状	課題
A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素	地上遺構	<ul style="list-style-type: none"> 崩壊や石材の抜け落ちなど損が生じている遺構がある。 遺構の周辺に遺構をき損しかねない危険木がある。 安全に見学できる遺構が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める必要がある。 危険木に対して伐採等の対応を施す必要がある。 見せるポイントを定めるなどして安全に遺構を見学できる環境の整備が必要である。
	地下遺構	-	-
B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素	飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等	-	-
	飯盛城跡の眺望景観	<ul style="list-style-type: none"> 一部の箇所において、眺望景観が確保されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 眺望景観を保全するために景観に支障となりうる樹木の管理等が求められる。
C 史跡指定地内におけるその他の要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料	-	-
	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	大正期の登山道整備に開わる歴史遺産	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の上に設置されているものがある。 経年により破損しているものがある。
		南朝頃影事業や戦争に開わる歴史遺産	<ul style="list-style-type: none"> 経年により破損しているものがある。
	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	近代の飯盛山開発に関する資料類	-
		飯盛山の自然的環境	<ul style="list-style-type: none"> 石垣等の遺構をき損しかねない樹木や安全上危険な樹木がある。
	ウ 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	<ul style="list-style-type: none"> 市やボランティアが設置した誘導標識や説明板、山火事防止看板があるが、計画的に設置されたものではない。 史跡標柱が設置されていない。
			<ul style="list-style-type: none"> 市跡指定地内のサイン設計、管理計画を行い、説明板や誘導標識を撤去、新設する必要がある。 史跡標柱を設置する必要がある。
			<ul style="list-style-type: none"> 今後も日常的な点検と維持管理が必要である。 機能不全や老朽化している管理・便益施設の撤去・更新・移設等を検討する必要がある。
			<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内の登山道は一部舗装されており、アクセス道になっている。 段木の損傷やイノシシによる掘り返しがみられる。

D 周辺地における要素	工その他の要素	治山施設等	排水施設	・機能不全となっているものがある。	・今後も史跡指定地内の防災対策のため、適切な維持管理と整備が必要である。
			橋・手すり	・社寺に設置されたものもあり、良好に維持管理されている。	
			近現代の石垣及び擁壁	・劣化が進んでいるものもあり、来訪者の安全確保に危惧がある。	
			電信柱	—	
			二級基準点	—	
			治山堰堤	・各施設の持つ機能を発揮している。	
		公益施設等	土留め	—	
			宗教施設	—	
			墓地	—	
			FM送信所 送電塔	—	
		個人・団体等が設置した工作物	・史跡指定地内に個人・団体等が設置した工作物がある。	・個人・団体等が設置した工作物の将来的な撤去を検討する必要がある。	
		オ史跡の本質的価値に関する要素	飯盛城の防御のために築かれた支城跡	・野崎城跡は整備しているが、その他の支城跡は整備していない。	・支城跡について、可能なものは整備を検討する必要がある。
		力史跡の歴史的経緯に関わる要素	推定登城道	・推定登城道のいくつかは、主要なハイキング道となっている。	・史跡へのアクセス道の定期的な点検・管理が必要である。
			街道	—	—
			旧深野池の範囲	—	—
		キ史跡の保存・活用に関する要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板	・危険木や段木の損傷がみられる。 ・ハイキング道上に案内板がない。	・史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。 ・史跡へのアクセス道上のサイン整備を検討する必要がある。
			史跡見学者用駐車場	—	—
			生涯学習施設	—	—

4. 運営・体制の整備

(1) 運営・体制の現状

史跡指定地のほとんどが民有地だが、保存・管理や整備等に関する取り組みは、史跡飯盛城跡の管理団体に指定されている大東市・四條畷市が国・府・有識者の指導・助言を受けながら行っている。主に活用に関しては、地権者や関係部局、関係機関、地域住民の協力を得ながら取り組みを進めている。しかし、連携体制としては十分に構築できているとは言えない状況である。

防災については、飯盛山を火災から守るために消防組合と消防団等が連携して火災訓練を行っている。

山上の城郭遺構や登山道については、大東市・四條畷市が森林環境保全のための支障木・危険木の伐採を順次実施している。一部の箇所では、下草刈りや倒木の除去がボランティア活動として行われている。社寺・FM送信所といった公益施設等ではそれぞれが維持管理しており、FM送信所や送電塔の周辺地では電波障害となる支障木の枝打ち等が民間会社によって行われている。これらは行政・各団体が各自行っており、連携した作業にはなっていない。

観光ガイドについては、観光ボランティアが依頼を受けて行っているほか、地元のボランティアや城郭愛好家等が案内、解説を行っている。

飯盛城の城主であった三好長慶を活用の軸とした市民団体等も設立されており、歴史講演会や動画作成、市民サポーターの養成等が行われている。

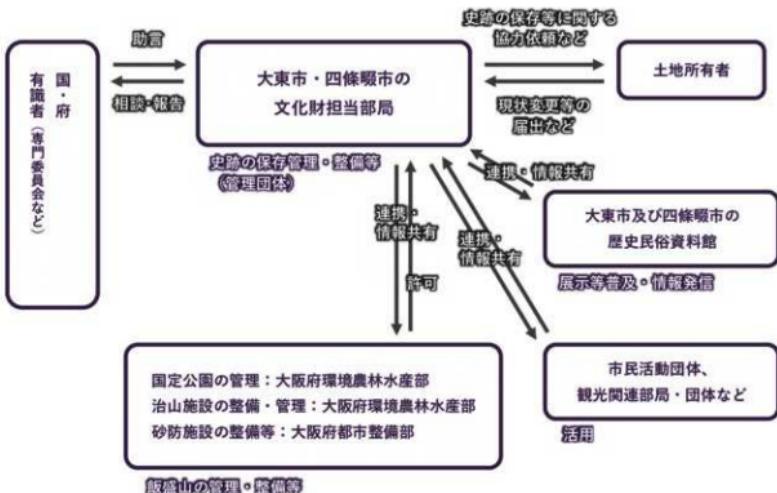


図 141 史跡飯盛城跡に関する体制の現状

(2) 運営・体制の課題

史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、史跡の運営・体制に関する課題について検討する。

運営・体制に関する課題	<p>◆史跡飯盛城跡を保存・活用する体制の構築 大東市・四條畷市は史跡飯盛城跡の管理団体の指定をうけているため、今後は保存・整備を中心的に担う必要がある。そして、国・府・有識者の指導・助言を受けながら、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・府内関係部局等との連携・協力を強化し、事業を推進する新しい体制を構築することが必要である。</p>
--------------------	---

第6章 保存・活用の大綱と基本方針

1. 大綱

本史跡の本質的価値については本計画で明らかにしたが、こうした本質的価値と特徴をふまえ、史跡を保存し後世に確実に継承するためには、関係各所と密に連携を取り、現状と課題を踏まえたながら計画的かつ実効性のある保存・活用・整備を推進する必要がある。

のことから、飯盛城跡にかかる史跡の適切な保存・管理・整備・運営体制について次のとおり大綱を定める。

飯盛城跡の本質的価値を確実に守り次世代に伝えるとともに
歴史から学び未来へ伝える地域・世代間交流の拠点としての公開・活用を行う

2. 基本方針

(1) 保存管理の基本方針

- ・調査研究を継続し、史跡飯盛城跡の本質的価値を明確化し周知する。
- ・飯盛城跡の遺構の適正な保存・管理を図るため各種遺構の基本的な保存・管理の方法を定める。
- ・現状変更等の取扱い基準を定めて適切な運用を図る。

(2) 活用の基本方針

- ・活用についての手法を研究し、生涯学習や学校教育、市民活動の場として提供し、世代間交流や地域づくりの拠点としての活用を図る。
- ・飯盛城跡と周辺に位置する支城跡等を結び、飯盛城跡の特性と合わせて戦国時代を体感できる歴史空間やレクリエーションの場としての活用を図る。

(3) 整備の基本方針

- ・史跡の本質的価値を構成する諸要素については今後の管理や活用方法を検討したうえで遺構保存のための整備を検討する。
- ・飯盛城跡の特性を活かし、学校教育や生涯学習の場としての活用、レクリエーションの場や観光資源としての活用など多面的な利用を想定した整備を検討する。

(4) 運営・体制の基本方針

- ・史跡の適切な保存・活用において関係者や市民・地域活動団体等の協働の取り組みを促進し、協力体制や人的ネットワークを構築する。
- ・史跡の保存・活用に関わる府内の連携体制を強化する。
- ・史跡への理解を促進するため、関係団体と連携し飯盛城跡の情報提供や交流活動に努める。

第7章 史跡の保存（保存管理）

1. 保存の方向性

（1）史跡全体の方向性

史跡飯盛城跡の本質的価値を確実に良好な状態で未来へと継承していくために、史跡飯盛城跡に関する継続的な調査研究、復旧等の遺構保存に関する対応、日常管理や防災対策によるき損等を未然に防ぐ対応、遺構の周辺環境を良好にするための自然環境・景観保全に関する対応、追加指定や公有化への対応を進める。また、現状変更等の取扱い基準を定め、史跡の本質的価値が損なわれない運用に努める。

（2）地区別の方向性

史跡指定地内は、場所ごとの特性に応じた保存・管理を行うために、保存・管理のための地区区分を設定し、別途方向性と方法を定めることとする。

地区区分は、城域のうち遺構保全のうえ公開活用を進める「公開活用エリア」、城域のうち遺構保全は進めるが安全上公開活用は行わない「遺構保全エリア」、城域に含まれない「山腹エリア」の3エリアに区分して、以下のとおり方向性を定める。

なお、地区区分の範囲はP92図142に掲載している。

○公開活用エリア

「公開活用エリア」は城域のうち史跡の本質的価値を見学・体感しやすいエリアであるため、本質的価値を構成する要素である遺構を保存するための遺構の保存措置、遺構の定期的な点検等の日常管理、き損等を未然に防ぐ樹木管理等を進めるとともに、見学環境の整備等を行う。

○遺構保全エリア

「遺構保全エリア」は史跡飯盛城跡の本質的価値に関わる遺構が分布する城域内ではあるが、立地上公開活用に適さないエリアであるため、本質的価値を構成する要素である遺構の保存措置、遺構の定期的な点検等の日常管理、き損等を未然に防ぐ樹木管理等の遺構保護整備を中心に行う。

○山腹エリア

城域ではない「山腹エリア」は主に樹林地となっているエリアであり、見学者の安全性を確保しつつ山地災害を軽減・防止するために、登山道の維持管理、災害に強い森林環境の整備、治山施設の整備等を進める。

（3）史跡指定地外の方向性

史跡飯盛城跡の本質的価値をより明らかにするために、飯盛城の支城跡等の調査研究、史跡として指定が望まれる区域の追加指定の検討等を進める。

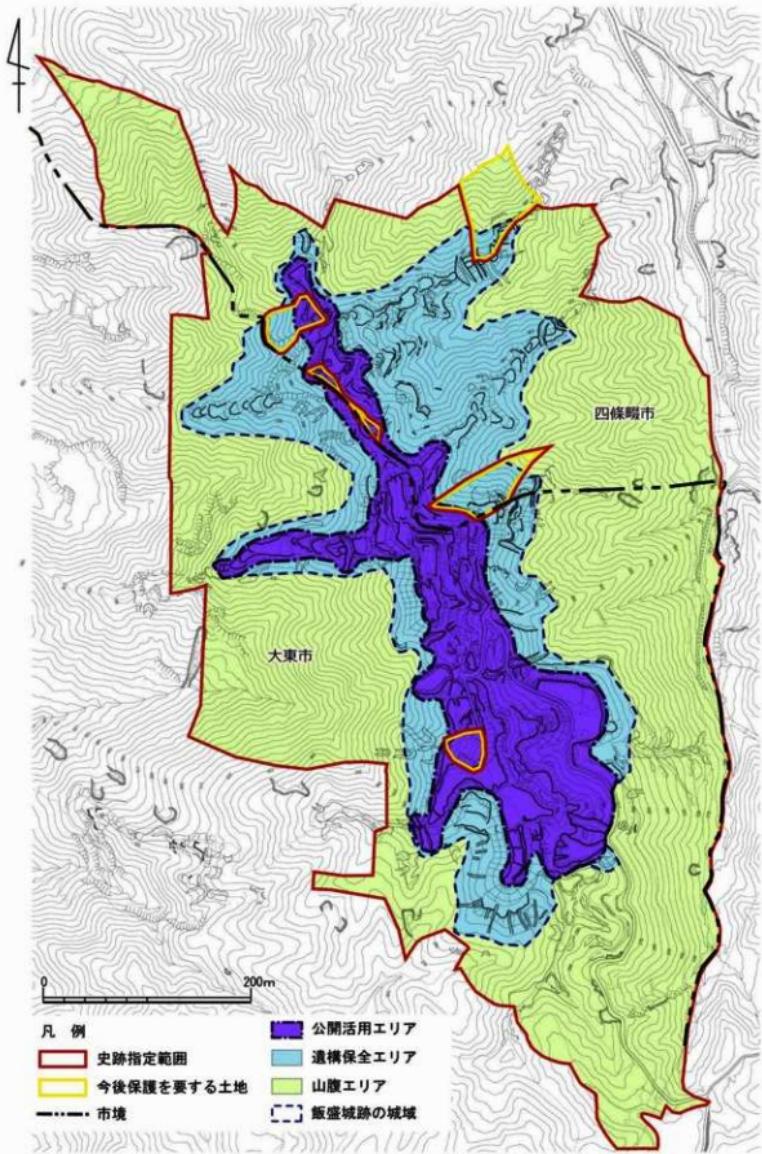


図 142 地区区分の範囲

2. 保存の方法

（1）史跡全体の方法

1) 調査研究

- ・史跡指定地内には未調査の遺構があるため、遺構把握のための分布調査を継続的に実施する。
- ・把握済みの遺構については測量調査や発掘調査等を行い、飯盛城跡の状況をより詳細に把握する。調査成果は、データとして保存整理するほか、今後作成する石垣台帳(P96 図 143)に反映する。
- ・遺構保存に関する地質や遺構構造把握等の調査を早期に実施する。
- ・飯盛城跡の状況を解明するための発掘調査については、地形条件による制約があるため、曲輪等の発掘調査が可能な特定区域での実施を検討する。
- ・調査研究にあたっては、必要に応じて国や府、有識者、研究機関等の助言や協力等を受ける。
- ・市が主体的に実施する調査研究に限らず、飯盛城跡に関する調査研究成果の情報収集に努める。

表 26 今後想定される現地発掘・測量調査

区分	大東市域	四條畷市域
短期計画 (令和 6 年度 ～令和 10 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●曲輪群 B 石垣測量調査 II 郭(本郭)石垣 3・4 測量調査 石垣 94 測量調査 ●III 郭 石垣 6・7 保存整備に伴う発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○曲輪群 E 石垣 22・41・42・43・44・45・74・90・91・92 の測量調査 ○V 郭(御体塹郭)曲輪 59 の建物跡確認調査 ○V 郭(御体塹郭)堀切 4 の構造確認調査
中期計画 (令和 11 年度 ～令和 15 年度)	<ul style="list-style-type: none"> ●石垣 1 保存整備に伴う発掘調査 ●VII 郭 谷部曲輪の発掘調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○V 郭石垣 17・19・29・39・40 の測量調査 ○VI 郭石垣 20・32 の測量調査 ○VI 郭曲輪 65・66 の発掘調査

2) 遺構保存

- ・遺構は現状保存を基本とする。
- ・既にき損している遺構の復旧方法について検討する。遺構の保存状態や立地環境、見学の可能性等から優先度を検討し、実施可能なものから順次復旧整備を進める。(→第9章「史跡の整備」)
- ・今後遺構のき損が進まないようにするために、地質や遺構の構造把握等の調査の成果を踏まえて、保全方法やき損時の対策方針を策定する。遺構の保存状態や立地環境、見学の可能性等から優先度を検討し、実施可能なものから順次保全対策整備を進める。(→第9章「史跡の整備」)
- ・遺構をき損しかねない樹木の伐採や表土流出を生じにくくする森林管理の考え方について検討する。枯損木や衰弱木等の危険木については、管理団体として所有者等の了解を得たうえで、可能な限り早期に伐採する。(→第9章「史跡の整備」)

3) 日常管理・防災対策

- ・石垣の特性や現況を踏まえて適切に維持管理するために、石垣の構造や保存状態等の基本情報を作記した基礎資料となる石垣台帳(P96 図 143～図 148)を作成する。石垣台帳は更新できるものとして、今後作成する石垣カルテや維持管理、整備事業等において活用する。
- ・遺構やその周辺部においてき損や劣化等の発生状況を早期に把握し、遺構保存のための早期に

対応できるようにするために、見廻り等の定期的な点検・管理を行う。点検にあたっては、石垣台帳を作成し、変化状況を確認できるようにする。

- ・史跡を適切に管理するため、土地所有者や活動団体等に本計画で定める現状変更等の取扱い基準について周知するなど、遺構保存に関する理解促進を進める。
- ・史跡指定地内には治山施設(治山堰堤)等が含まれており、大阪府等が実施する山地災害を防ぐ事業の実施に協力する。
- ・災害発生時に、早期に遺構保護のための対応ができるようにするために、応急措置等の対応方針を示す。(P107表31)

4) 自然環境・景観保全

- ・将来的に遺構のき損を防ぎ、安全に散策・見学できるように、危険木の伐採や林床を明るくする間伐等の樹木・森林管理を行う。特に、登山道沿いや遺構付近にある枯損木及び衰弱木は、可能な限り早期に伐採する。(→第9章「史跡の整備」)
- ・Ⅵ郭やⅡ郭(本郭)等からの眺望景観を維持するために、必要最低限の範囲内で樹木の伐採等を行う。(→第9章「史跡の整備」)

5) 獣害対応

- ・獣害対策として、侵入防止柵の設置や忌避剤の散布などイノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する。

6) 今後保護を要する土地の追加指定

- ・追加指定に向けて情報収集し、条件の整った土地より順次国へ申請を行う。

7) 史跡の公有化

- ・必要に応じて、史跡指定地の将来的な公有化や地籍調査の実施を検討する。

(2) 地区別の方法

○公開活用エリア

- ・曲輪や切岸、石垣等の城跡を構成する遺構を保全するため、定期的な点検を行い、き損が確認された場合には復旧方法を検討し対応する。
- ・測量調査を実施していない石垣の調査を継続して行う。
- ・遺構保護措置を検討するため地質調査、発掘調査等を実施する。
- ・森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。
- ・遺構のき損が確認された場合には見学者の安全確保のため速やかに復旧を行うこととし、復旧作業上、安全が確保できないと判断される場合には立ち入りを規制する。
- ・史跡指定地内の見学者の動線を検討し、踏み荒らしによる遺構の損壊を防ぐ。
- ・山頂からの眺望景観を維持するため、妨げとなる樹木の伐採を行う。
- ・全体排水計画を行い、雨水の浸水による遺構の損傷を防ぐ。

○遺構保全エリア

- ・急傾斜地であるため、見学者の入場規制対象地とする。
- ・曲輪や切岸、石垣等の城跡を構成する遺構を保全するため、定期的な点検を行い、き損が確認された場合には復旧方法を検討し対応する。
- ・測量調査を実施していない石垣の調査を継続して行う。
- ・遺構保護措置を検討するため地質調査、発掘調査等を実施する。
- ・森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。

○山腹エリア

- ・急傾斜地であるため、登山道以外は見学者の入場規制対象地とする。
- ・森林環境の調査を行い、自然環境や景観に配慮しながら斜面の土砂の流出を防ぐ森林環境を検討する。
- ・飯盛城跡を構成する新たな遺構が発見された場合、その保存・活用について検討する。

(3) 史跡指定地外の方法

- ・史跡指定地ではないが飯盛城跡を構成する土地について、追加指定に必要な情報を収集し、条件が整えば追加指定を検討する。
- ・史跡指定地外(関連地)である飯盛城の支城跡等については、一体的な保存・活用をめざすため、城の機能性や城跡を結ぶ城道等の調査研究を実施する。また、その保存状況に注視し、周知の埋蔵文化財包蔵地として適切な対応を行う。

石垣番号	地区	構造位置	位置図		
6・7	18B	Ⅲ郭 曲輪15西南面			
石垣面方位	地盤	横造			
西	地山 (花崗岩岩盤) 斜面 (傾斜量大 42度)	段築状石垣 (2段)			
規模		勾配			
延長(残存最大長)		高さ(残存最大高)			
1段目	2段目	1段目	2段目	1段目	2段目
19.82m	7.68m	1.9m	2.2m	70度	81度
岩質		石材加工技法	石積み技法	石材形状・規格性	加工痕跡等
花崗岩		自然石	野面積み	不整形・規格性なし	矢穴痕・加工痕は認められない
備考					
【状態・目地等】 (1段目) 崩壊部分を除き、天端石が残存、根石が一部露出している。基本的に横目地が通る。 (2段目) 部分的に天端石が残存。部分的に横目地が通る。					
【劣化(石材・構造・地盤等)】 ●地盤：表面には土壌化層が薄く堆積している。一部地山が露出しているが、目視による観察では風化が進み岩盤のマサ土化や剥落が起こっている。 ●石材：表面の風化や亀裂はみられない。 ●構造 (1段目) 南端で樹木根による石材の崩落がある他、生育樹木、切株による石材のズレやせり出し、土砂流出による根石の一部露出がみられる。令和4年にはイノシシの振り返しによる土砂流出被害により根石の一部が露出したため応急保護措置を施している。 (2段目) 北端で樹根による被害と考えられる石材のせり出しがみられる。天端はイノシシの振り返しにより表土が荒らされている。					
調査歴	災害歴	管理措置			
平成28年度 記録写真撮影	平成28年度 台風21号により石垣生育木幹折れ 曲輪上の倒木を石垣上より投棄している ことが判明				
平成29年度 規模計測、記録写真撮影 メタシェイプ作成					
平成30年度 記録写真撮影					
平成31年度 記録写真撮影	令和元年度 台風10号被害なし				
令和2年度 記録写真撮影					
令和3年度 写真測量調査		令和3年度 台風21号による倒木除去			
令和4年度 土砂流出部分メタシェイプ作成 記録写真撮影 石垣觀察所見作成	令和4年度 イノシシによる振り返しに より土砂流出	令和4年度 土砂流出応急保護措置 切株伐採 石垣面保護のため土嚢設置			

図 143 石垣台帳案(記入例: 石垣 6・7)-1

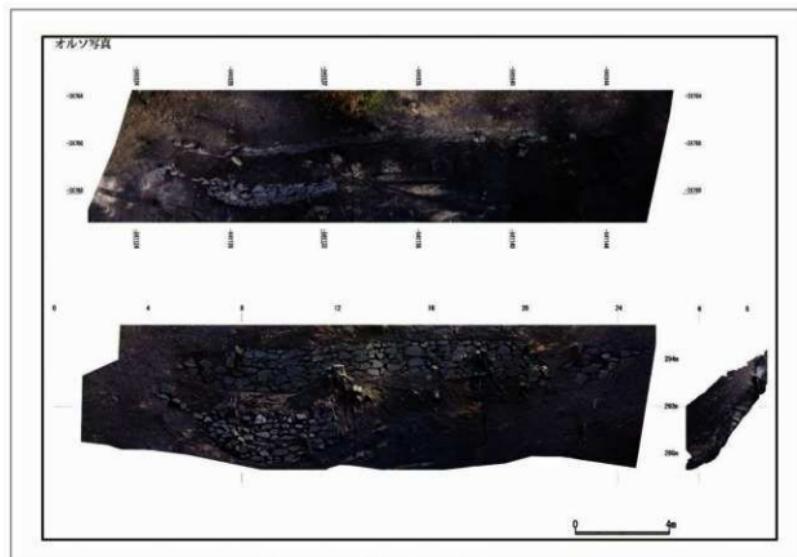


図 144 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-2

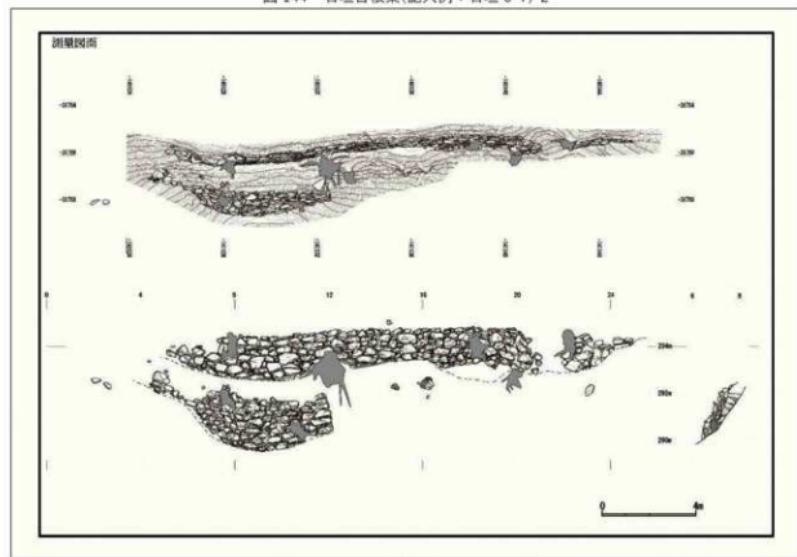


図 145 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-3

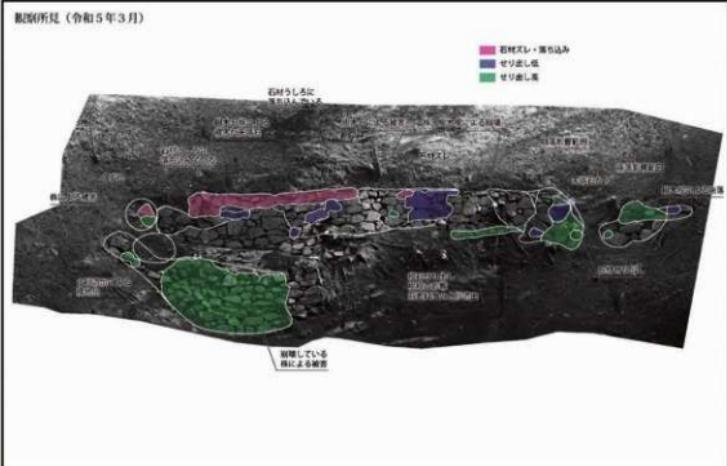


図 146 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-4

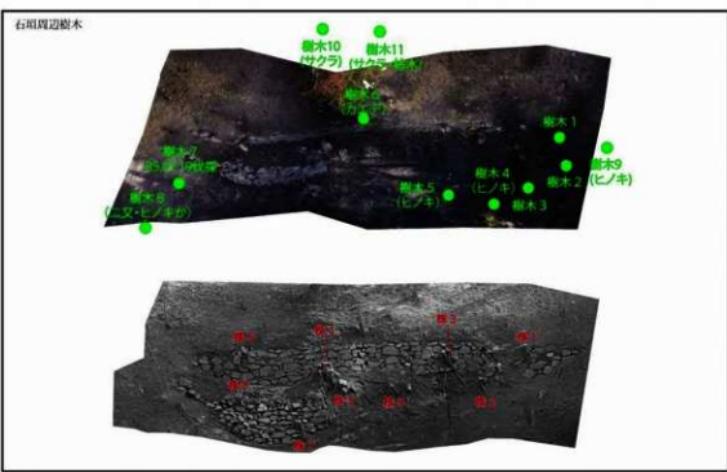


図 147 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-5



図 148 石垣台帳案(記入例：石垣 6・7)-6

3. 現状変更等の取扱い基準

(1) 現状変更等の概要及び法令上の許可基準

史跡指定地内において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき、国 の機関においてはあらかじめ文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない(文化財保護法第168条)。また、その他の団体等が史跡名勝天然記念物に関し現状変更をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない(文化財保護法第125条)。

文化財保護法第125条1項で規定する「現状を変更する行為」は作為的かつ物理的に変更を生じさせる行為(例:掘削を伴う工事や堀の埋め立て等)をさし、「保存に影響を及ぼす行為」については物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、将来にわたり支障をきたす行為(例:重量物を積載した車両の度重なる通行等)をさす。同項にはただし書きがあり、許可が不要な行為が規定されている。また、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に規定された現状変更については文化財保護法第184条第1項第2号の規定により都道府県又は市の教育委員会がその事務を行うとある。これらの許可基準については表27(現状変更等の許可を必要とする行為)・表28(現状変更等の許可を要しない行為)・表29(現状変更を許可できない場合)のとおりである。

以上を踏まえ、法令上の基準を整理し、史跡指定地内の現状変更等の取扱い方針を定めて史跡の価値が損なわれないよう厳密な運営に努める。

表27 現状変更等の許可を必要とする行為

権限を有するも の(届出先)	根拠法令と行為の内容	飯盛城跡で想定される行為
文化庁長官	<p>■文化財保護法第125条第1項 【現状変更】 ○土地の形状の変更を行う行為(造成等) ○建築物・工作物の新築・増築・除去等</p> <p>【保存に影響を及ぼす行為】 ○石材の薬剤処理 ○遺構の型取り ○史跡隣接地での工事に伴う指定地への影響</p> <p>*現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>*法施行令第5条第4項に基づく行為は除く</p>	<p>【現状を変更する行為】 ○建築物の新築・増築・改築・撤去 ○園路・広場の舗装及び修繕 ○地形・土地の形質の変更、掘削 ○発掘調査等学術調査、史跡の保存整備等 ○工作物(堀・柵・説明板・看板等)の設置・改修・撤去 ○草木の植栽 ○枯死した樹木・遺構の保存上悪影響がある樹木の伐根(文化庁長官の許可が必要か要事前協議)</p> <p>【保存に影響を及ぼす行為】 ○遺構の型取り ○地下遺構の直上又は建造物における重量物の搬入や通行、耐久構造を弱める行為 ○石垣等露出遺構の薬剤処理</p>
大東市 四條畷市 文化財担当部局	<p>■法施行令第5条第4項 ○小規模建築物(階数が2階以下、建築面積が120m²以下等。)で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築又は改築 ○工作物(建築物を除く。)の設置若しくは改修(改修にあっては、設置の日から50年を経過していないものに限る。)</p>	<p>○イベント等に利用される仮設建築物の整備(テント等) ○工事にかかる仮設建築物(2年以内)の整備(仮設トイレ等) ○既存道路の舗装 ○建築物以外の工作物(堀・柵・説明版・看板等)の設置・改修・除去(ただし「土地の形状の変更を行う行為、保存に影響を及ぼす</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の舗装若しくは修繕(土地の形状の変更を伴わないものに限る。) ○史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ○電柱、電線、ガス管、水管、下水道管等の工作物の設置又は改修 ○建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していないものに限る。) ○木竹の伐採 ○史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 	<p>行為」を除く)</p> <p>○木竹の伐採(枯損木、老朽木、危険木)</p>
--	--	---

表28 現状変更等の許可を要しない行為

区分	根拠法令と行為の内容	飯盛城跡で想定される行為
維持の措置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又是非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>○前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める</p> <p>■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条</p> <p>○き損等からの現状復旧</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。</p> <p>○き損等の拡大を防止する応急措置</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。</p> <p>○除去(復旧が明らかに不可能である場合)</p> <p>史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき</p> <p>■文化財保護法第127条</p> <p>*許可是必要ないが届出(文化庁長官)が必要な場合</p> <p>○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手する30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。</p> <p>○許可を受ける必要がある場合は除く</p>	<p>○き損からの現状復旧</p> <p>○き損の拡大を防止する応急保護措置</p> <p>○復旧が不可能な場合におけるき損部分の除去</p>

非常災害のため に必要な応急措 置	<p>■文化財保護法第125条(第1項ただし書き)</p> <p>○現状変更については維持の措置又是非常災 害のために必要な応急措置を執る場合、保 存に影響を及ぼす行為については影響の輕 微である場合は、この限りでない。</p>	<p>○立入禁止柵・看板等の設置</p> <p>○倒木・折損木、流出土砂の撤去</p> <p>○遺構のき損を防ぐための土囊やシート、保 護具の設置</p>
保存に影響を及 ぼす行為で影響 が軽微なもの	同上	
一般的な管理行 為	○日常管理	<p>○清掃</p> <p>○草刈り</p> <p>○樹木管理（剪定、枝打ちなど）</p> <p>○倒木、折損木の除去</p> <p>○史跡の保存・活用に資する既存の建築物の 修繕</p> <p>○楠公寺所有建築物の改修・修繕</p>

表 29 現状変更を許可できない場合

根拠法令	行為の内容
<p>■文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからま でに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の 事務の処理基準について（平成12年4月28日文部大臣 裁定）</p>	<p>○史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定 された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準 に反する場合</p> <p>○史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれ がある場合</p> <p>○史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じる と認められる場合</p>

（2）現状変更等の取扱い方針と取扱い基準

1) 飯盛城跡の現状変更等にかかる基本的な考え方

史跡の現状変更等の法令上の基準は3.(1)のとおりである。現状変更等に関する許可は許可権者である文化庁長官や大東市・四條畷市の文化財担当部局が法令で定められた基準や保存活用計画等に基づき判断をするものである。現状変更等の許可が必要かどうかについては、行為を行う者が大東市・四條畷市の文化財担当部局に事前に相談・確認することを基本とする。

現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準の運用については、必要に応じて国、府と協議し指導・助言を得ながら適切に対応する。さらに許可された行為については申請者に関係する法令等(自然公園法等)の遵守について周知を図ることとする。

以下では前章で示した保存・活用等の基本方針に基づき史跡飯盛城跡の現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準を定める。

2) 現状変更等取扱い方針

- 飯盛城跡の本質的価値の保存のため原則として史跡の保存・活用・調査研究を目的とするものを除き、現状変更是認めない。
- 史跡の保存・活用・調査研究を目的とする行為においても、現状を変更する場合は史跡の価値を損ねることがないよう、遺構を損傷しないこと、史跡に配慮した景観とすることに留意して実施しなければならない。
- 史跡の保存・活用を進めるうえで必要な行為については「事務処理基準(表29)」に示された「現状変更を許可できない場合」に該当するか判断することとし、必要に応じて遺構の保護や遺構残存状況確認のための試掘・発掘調査や大東市・四條畷市の文化財担当部局職員の立ち合い等の条件を付すこととする。また、重要な遺構が発見された場合は計画変更等の協議を行うものとする。

i 行為の対象に関する取扱い方針

史跡の調査や遺構の保存・活用に関わる行為、森林管理、防災のために必要と認められる行為、史跡の保存・活用のために必要となる便益施設や説明板・工作物の建設・設置・改修、既設の公益施設及び宗教施設維持のための行為、既設の建築物や工作物の取り壊し・撤去・移設を除き、原則として現状変更是認めない。

ii 行為の内容に関する取扱い方針

史跡の本質的価値を構成する要素の保存と景観への配慮の原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。

ただし、便益施設や既設の公益施設及び宗教施設の改修、それらの付帯施設や関連するインフラ整備については、改修等の行為が遺構や景観に影響を及ぼさないよう配慮を行うことを条件として認める場合がある。

3) 史跡飯盛城跡の現状変更等取扱い基準

本計画では、史跡指定地内における下記の行為についてその基準を定めることとする。

表 30 史跡区域内の現状変更等の取扱い基準

項目 エリア	公開活用エリア及び遺構保全エリア (飯盛城跡の城域)	山腹エリア
基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ○大東市・四條畷市の文化財担当部局に事前に相談・確認することを基本とする。 ○現状変更等の取扱い方針及び取扱い基準の運用については、必要に応じて国・府と協議し指導・助言を得ながら適切に対応する。 	
行為の内容に関する取扱い方針	<ul style="list-style-type: none"> ○史跡の本質的価値を構成する要素の保存と景観への配慮の原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は原則として認めない。 	
発掘調査	史跡の保存・活用を図ることを目的とした発掘調査で必要最低限なものは認める。	
遺構の保存整備・復元	発掘調査等の成果に基づいたものとし、国・府と協議してその実施を検討する。	
地形の改変・地盤改良	<p>原則として認めない。 ただし、史跡整備、遺構の保護、遺構復元等(盛土による遺構の保護・復元や園路の整備、石垣の崩壊を防ぐ地盤改良、堀の堆積土の除去等)、史跡の保存・活用のために必要なものについては内容を勘案して認める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遺構の保護や登山道整備に必要な地形の改変については、内容を勘案し、史跡と景観への影響がない最小限のものは認める。 ○治山事業等に伴う土地の変更・地盤改良については、工事着手前に所在する市の文化財担当部局と協議し、防災及び森林管理上やむを得ないと認められる場合は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
史跡の保存・活用に資する便益施設	<p>建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に必要と認められる小規模な建築物(管理用倉庫等)の新築・増築・移転について、本質的価値及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 ○改修・除去を認める。 <p>工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○史跡の保存・活用に必要と認められる工作物(説示標識、説明板、ベンチ等)の新設・増設・移転について、本質的価値及び景観に影響を及ぼさない場合は認める。 ○改修・除去を認める。 	
現状変更等の取扱い基準	<p>建築物の新築・建替え・増築・移転・撤去(便益施設を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築・増築・既存建築物の史跡指定地内における移転は原則として認めない。 ○既存大規模建築物については、建替えは原則として認めない。ただし、同位置・同規模である場合、国・府と協議し建替えを判断する。 ○既存小規模建築物については、同規模程度である場合、国・府と協議し建替えを判断する。 ○既存建築物の修繕、改修、模様替へは本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを認めめる。 ○既存建築物の撤去は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○既設建築物の史跡指定地外への移転は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 <p>工作物・土木構築物の新設・改修・移転・除去(便益施設を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新設・史跡指定地内における移動は原則として認めない。 ○ただし、防災や土地の管理、公共・公益上に必要と認められる工作物・土木構築物の新設・改修については本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○除去は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 <p>道路・園路の新設・改修・復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。 ただし、史跡の保存・活用に資するための新たな見学路の設置については、その位置と設置工法等、内容を勘案して認める。 ○公共交通上必要な道路の維持のための改修・復旧は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 <p>地下埋設物の新設・改修・除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として新設は認めない。 ただし、史跡の維持管理及び公共・公益上必要な地下埋設物の新設等は内容を勘案し、本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 ○既存地下埋設物の改修、除去については本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。 <p>墓石の新設・改修・除去</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として既存墓地外での新設は認めない。 ○既存墓地内での墓石の新設・改修、除去は、本質的価値と景観に影響を及ぼさない範囲で認める。 ○土地の形状変更を伴う行為については、原則認めない。 	
木竹の伐採・伐根	○史跡の保存・活用及び森林管理に必要だと認められる木竹の伐採は、原則として認める。	原則として新設は認めない。

	○原則として伐根は認めない。 ただし、遺構への影響がないものや、遺構保護措置を講じたものは認める。	伐根は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
植林・植栽	○遺構の保護や土砂流出の軽減、森林劣化対策等、史跡の保存に必要だと認められる植林・植栽以外は認めない。	森林管理上、必要な植林は本質的価値及び景観に影響のない方法で行うことを条件に認める。
その他	上記に当てはまらない史跡の保存・活用に必要と認められる行為については、必要に応じて国・府と協議のうえ判断する。	

※本表では、次の用語を下記のとおりの定義で使用する。

新築(新設)：これまで建築物・工作物(以下、建築物等)が建っていなかったところに建築物等を新たに建てること(移築してくることも含む)

増築：既存の建築物等に附属するものを建て加えること

建替え：既存の建築物等の一部あるいは全部を破却して、同位置・区域に建て直すこと

改修：既存の建築物等の建て直しや建て加えることをせずに、既存の建築物等では不足している機能性を強化すること

復旧：災害等でき損・劣化した箇所を元の状態に戻すこと

修繕：既存の建築物等の機能性はそのままにき損・劣化箇所を元の状態に直すこと

模様替え：既存の建築物の構造や規模、機能性を変えない範囲で内装のみを変えること

地盤改良：崩れやすい地盤を安定する地盤へと強化すること

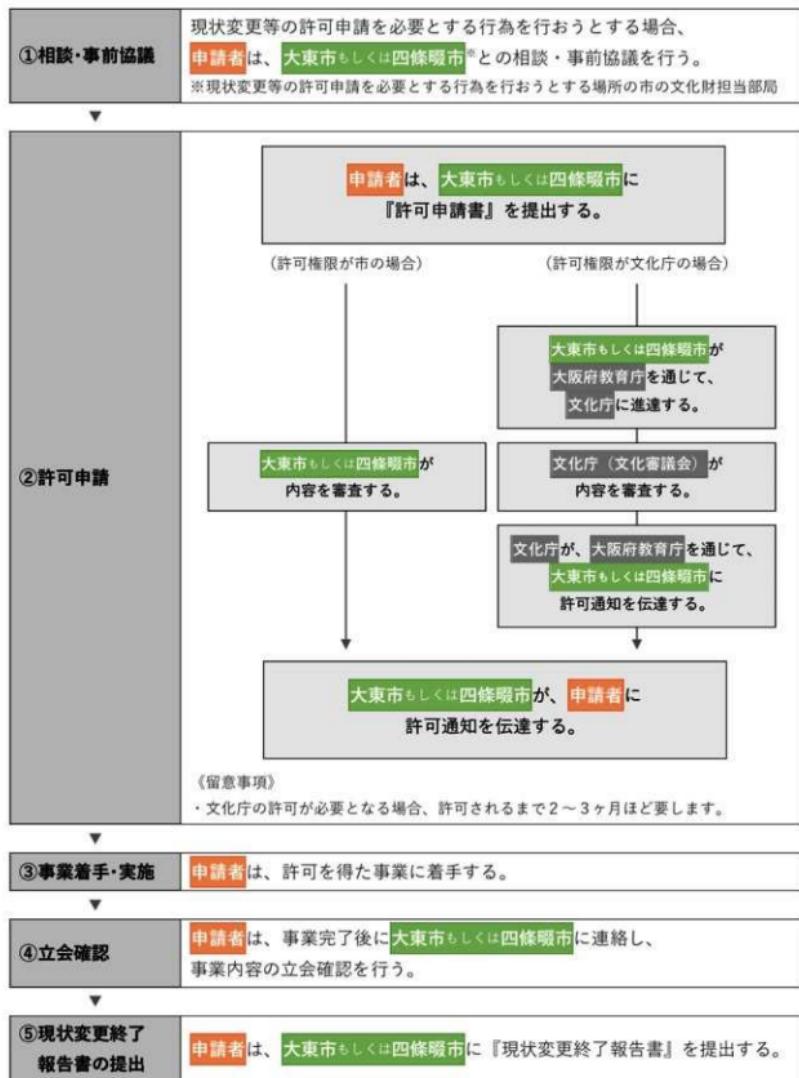
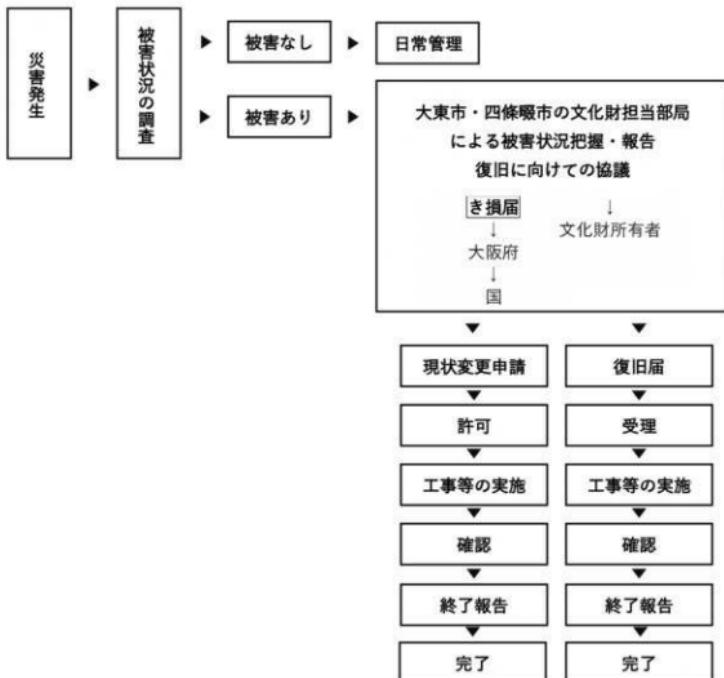


図 149 現状変更等の手続きフロー



※災害復旧においては文化財保護法による手続きだけでなく、自然公園法(金剛生駒紀泉国定公園[特別地域])、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(近郊緑地保全区域)、森林法(保安林、地域森林計画対象民有林)、砂防法(砂防指定地)による手続きも必要となる可能性もあるため、復旧事業の内容によっては管轄省庁等との調整が求められる。

図150 災害発生時における復旧対応フローチャート

表31 想定される応急措置イメージ

遺構保護に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 倒木など遺構のき損要因となっているものは除去する。 き損箇所は、必要に応じてブルーシート等で養生する。 流出した土砂は、必要に応じて補填する。
石垣保全に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 崩れた石垣が見学通路上や曲輪上等にある場合、記録を取りながら撤去する。 斜面下部に落下した石材は、可能な範囲で回収する。 さらなる崩壊等の防止のために必要な箇所に土嚢を設置する。 石垣上面部に陥没が発生していれば、不透水性のシートで被覆する。
見学環境に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 見学通路上に倒れた樹木等は除去する。 見学上危険な場所があれば、ロープ等で立ち入りを規制する。立ち入り規制区域を設定する際は、ホームページ等で公表する。

第8章 史跡の活用

1. 活用の方向性

史跡飯盛城跡の本質的価値を広く認知してもらい、シビックプライド醸成の場としていくために、先行事例等を研究し、価値の普及・情報発信、関連文化財を活かした見学ルートの設定、学校教育や社会教育での活用、観光活用・シティプロモーションの資源としての活用、地域のまちづくり資源としての活用を進める。

2. 活用の方法

(1) 価値の普及・情報発信

- ・飯盛城跡に関する情報は、様々な機関や三好長慶関連自治体等と連携しながら、WEBや広報誌等の多様な媒体を用いて積極的に情報発信する。
- ・史跡の本質的価値の理解促進につなげるために、調査研究成果等に関する展覧会・講演会や飯盛城跡に関する定期講座の開催を継続的に実施する。
- ・周知用刊行物は歴史的価値や構造の概要等を記したもののはか、子どもや歴史にあまり興味のない人でも理解しやすい内容のものも作成する。
- ・作成した周知用刊行物は調査成果を踏まえて定期的に更新する。周知用刊行物は両市のHPで公開するほか、史跡の適所や市役所、歴史民俗資料館、鉄道駅など多くの人の目につきやすいところに配架して、飯盛城跡の存在や価値の普及に努める。
- ・価値の普及・情報発信のツールとして、デジタルコンテンツを継続的に活用する。
- ・史跡飯盛城跡に関するガイダンス機能を有する施設として、大東市・四條畷市の歴史民俗資料館の機能を強化する。
- ・現地付近における飯盛城跡の情報発信の場としては、大東市立野外活動センター及び大東市立野崎まいり公園の活用を検討する。
- ・史跡の本質的価値の理解と普及を促進するために、史跡飯盛城跡のガイダンス機能を有する施設の将来的な整備を検討する。

(2) 周辺施設・文化財等とのネットワーク

- ・飯盛城跡の価値や周辺地域も含めた歴史に関する理解をより深めるために、大東市・四條畷市の歴史民俗資料館や支城跡、街道(清滝街道、東高野街道、中垣内越道)、旧深野池、その他文化財等とのネットワークの構築を検討し、周遊ルートの整備等を進める。
- ・飯盛山のふもとに広がる「mori neki エリア」を活用して自力で山頂を訪れることが困難な障害者や高齢者も飯盛城跡を楽しむことが可能となるようデジタルコンテンツの活用や施設等の検討を進める。

(3) 教育的活用

- ・飯盛城跡をわがまちの歴史遺産として認識し、シビックプライド・郷土愛の醸成につなげるために、学校での郷土教育や社会教育の展開等を進める。
- ・学校教育では、現在行われている飯盛山ハイキングに飯盛山の歴史を現地体験する機会を紹介し、郷土に対する愛着を育てる。小学生社会科副読本への掲載や小学生・中学生向けの散策マップ等を検討する。また、近隣の高等学校や大学と連携した授業の実施や研究の場の提供等を進める。
- ・社会教育では、調査成果を活用し、大東市・四條畷市の歴史民俗資料館、市立公民館、市立図書館と協力して、講演会やシンポジウム、展覧会を開催する。また、史跡指定地内での草刈りや美化活動等をボランティアと連携したイベントとして開催し、その活動を通して文化財に対する関心を育てる。

(4) 観光活用・シティプロモーション

- ・飯盛城跡の持つ価値や魅力を市民のみならず広く認知してもらうために、三好長慶など飯盛城跡に関する歴史ストーリーも含めた多様なPR、活用を展開する。
- ・飯盛城跡や三好長慶を市内の魅力資源として捉えて、観光部局やシティプロモーション部局、関連機関等と連携して、観光・シティプロモーションに資する情報発信や観光活用を進める。
- ・飯盛城跡や三好長慶をキーワードとして、府内外からの来場者を対象としたイベントを開催する。
- ・観光部局や観光ボランティア等と連携し、史跡案内ガイドの養成や誘導看板、説明板を適切に設置し、見学者の受入れ体制の充実に取り組む。
- ・飯盛城跡の歴代城主と関連する地域と連携し、広域的なネットワークを用いてさらなる相乗効果を図る。

(5) 地域のまちづくり資源としての活用

- ・飯盛城跡をわがまちの歴史遺産としての意識を高めるために、商店街や市民活動等において、飯盛城跡に関する歴史ストーリー等の活用を促進し、地域活性化につなげる。
- ・史跡飯盛城跡を地域のまちづくり資源として活用したいという方の相談を受け付ける体制を整える。

第9章 史跡の整備（整備基本構想）

1. 整備の目標

飯盛城跡は城郭研究者や文化財に関心を持つ人からはその歴史的価値を広く認知されてきていたが、それ以外の大多数の人からは城跡としてではなく、大東・四條畷市の景観的なランドマークやハイキングコースとしての飯盛山として広く認識されていた。近年には中世城郭の遺跡としての評価が見直されたことや、考古学や歴史学による研究の進展により飯盛城跡についての学術的価値が明確となり、国史跡指定後には城跡の見学者が増加している。

この貴重な歴史遺産である飯盛城跡を次世代により良い状態で確実に継承していくことが現代の私たちの役目であるといえる。そのため、飯盛城跡を地域の歴史的ランドマークとして顕在化を図り、人々が集い、楽しみ、親しむ、城の持つ多面的な魅力を広める場となるよう整備を行い、市民の理解・協力を得ながら郷土への愛着や誇りを育み、地域振興にも寄与する活用をめざす。そのため、整備の目標として以下の項目を定め、その実現に向けた取り組みを図る。

飯盛城跡の本質的価値の保全・次世代への継承

中世城郭の調査・研究を推進する場

地域の歴史的ランドマークとして顕在化・観光振興・地域振興への寄与

2. 整備の方向性

飯盛城跡の整備の実施にあたっては史跡の本質的価値を構成する遺構の保全と次世代への継承を大前提とする。

史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存し、次世代への継承につながる来場者の体験・学びの場となる環境を整えるために、他の城跡での整備事例を調査・研究し、保存のための整備と活用のための整備を進める。保存のための整備としては、遺構の復旧・遺構の保全・防災対策・樹木の維持・管理、危険な構造物等の撤去の検討を進める。活用のための整備としては、見学環境の整備・管理・便益施設の更新、サイン類の整備を進める。

遺構整備にあたっては、史跡指定地内に多くの遺構が存在しているため、見学可能とする遺構等を定めて優先度を検討する。（参照：P113「1）見学環境の整備」）

なお、整備にあたっては、車が通行できる道路が一部にしかなく、また急傾斜地や露岩が多く土壤層が薄い箇所があるため、立地による整備内容の制約があることに留意する。

史跡整備の具体的な検討にあたっては、本質的価値を構成する要素を保存すること、価値を伝える場にすること、来訪者の安全性を確保することに留意し、整備基本計画を別途定めることとする。

3. 整備の方法

（1）保存のための整備の方法

1) 遺構の復旧

- ・史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地環境等を踏まえて優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める。
- ・遺構の復旧にあたっては、伝統的工法を基本にして、必要に応じて現代工法の導入を検討する。
- ・破損・変形している石垣の復旧については、重機の進入が難しいことや土壌層の薄い急傾斜地があるため、土囊等で腰回りを強化するなどの応急措置で対応する。
- ・散失している石垣石材は、可能であれば回収し、元位置での復旧に努める。
- ・ほぼ崩壊している石垣(石垣 71)については、積み直しを検討する。

2) 遺構の保全・防災対策

- ・今後遺構の崩壊・破損・変形が進まないようにするために、遺構の保存状態や立地環境等を踏まえて優先度を検討し、段階的に保存対策整備を進める。
- ・石垣の崩壊を防ぐ腰回りの強化や土砂流出を防ぐ土留め工事等によって、保全・防災対策の整備を進める。
- ・遺構保全・防災対策にあたっては、現代工法の導入を検討する。
- ・獣害対策として、侵入防止柵の設置等のイノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する。

3) 樹木の維持・管理

- ・遺構周辺や見学園路、史跡へのアクセス道沿いにある危険木(枯損木、衰弱木等)を把握し、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで、維持・管理を進める。
- ・表土流出等の山地災害を生じにくくするために、林床を明るくする間伐等の森林整備を進める。
- ・三好長慶も眺めた優れた眺望景観確保するための伐採等を進める。
- ・樹木の維持・管理にあたっては、以下の考え方を持って行う。

樹木の維持・管理等にあたっての基本的な考え方

- ・樹木を伐採することで、遺構が崩れるリスクがあるため、必要最低限に留める。
- ・伐採にあたっては、必要に応じて遺構に関する調査を行う。
- ・伐採の必要性や手法等の検討にあたっては、必要に応じて樹木医や専門業者等に相談する。
- ・断幹や強剪定は樹勢を衰えさせる原因になりうるため、可能な限り避ける。
- ・基本的に伐根しない。
- ・伐採後、必要に応じて土壤の補填等を行い、腰回りの強化を施す。
- ・対象木が民有地の場合は、事前に所有者に承諾を得る。
- ・伐採等にあたっては、自然公園法や森林法(保安林)、砂防法等の法令を遵守する。

表32 樹木の維持・管理等に関する各対象地での対応の考え方

対象	対応の考え方
石垣上	<ul style="list-style-type: none"> 危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。 将来的な崩壊要因を取り除くため、幹周が小さい高木種や萌芽枝は伐採する。 大径木は石垣を根で抱えている可能性があり、伐採することで崩壊等の可能性を高める可能性があるため、枯損・衰弱していなければ基本的に伐採せず、生育状況を見廻りで確認する。 風倒木対策のため、樹冠部の枝葉が大きく重心が高くなっていると思われる樹木は、樹勢抑制制のための剪定の実施を検討する。 樹木が石垣の崩壊等を防いでいる場合があるため、石垣の隣接箇所での伐採にあたっては、伐採の必要性や手法等を慎重に検討する。
石垣周辺	<ul style="list-style-type: none"> 危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。 遺構の保存に影響を及ぼす樹木については伐採対象とする。 風倒木対策のため、樹冠部の枝葉が大きく重心が高くなっていると思われる樹木は、樹勢抑制制のための剪定の実施を検討する。 樹木が石垣の崩壊を防いでいる場合があるため、石垣の隣接箇所での伐採にあたっては、伐採の必要性や手法等を慎重に検討する。
曲輪上	来訪者が見学可能な「公開活用エリア」において、危険木(枯損木、衰弱木等)は伐採する。
史跡へのアクセス道沿い	危険木(枯損木、衰弱木等)は必要に応じて伐採する。
眺望景観	眺望景観を阻害している樹木は伐採する。
広葉樹林	<ul style="list-style-type: none"> ナラ枯れしている樹木は伐採する。 山地災害の発生しにくい森林をめざすため、林床が暗く、下層植生が発達していないところでは、間伐を検討する。 ブナ科の樹木(コナラ、クヌギ等)を間伐対象とする際は、なるべくナラ枯れにかかりやすい大径木を優先的に伐採する。
針葉樹林	<ul style="list-style-type: none"> 山地災害の発生しにくい森林をめざすため、林床が暗く、下層植生が発達していないところでは、間伐を検討する。 適正な管理が難しい場合は、多様な樹種で構成される広葉樹林への転換を将来的に検討する。
竹林	将来的に竹林が遺構付近まで拡大してきた場合、侵入防止対策等の竹林管理を検討する。(※一部、市民活動で管理されている。)

4) 危険な構造物等の撤去の検討

- 史跡の保存と来訪者の安全を守るために、史跡指定地内にある安全管理上問題のある擁壁や個人設置の工作物等の撤去を検討する。
- 工作物等を撤去する際は、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで実施する。



図151 史跡指定地内にある擁壁

5) 史跡指定地内におけるその他の要素(C)ア近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素の調整・移設・整備等の検討

- 史跡指定地内の構成要素(C)アについては本質的価値を構成する要素(A)との調整を行うとともに必要に応じて移設、整備を検討する。
- 移設・整備にあたっては、大東市・四條畷市が管理団体として所有者等と調整したうえで実施する。

（2）活用のための整備の方法

1) 見学環境の整備

- ・急傾斜地等の地形的特性があるため、見学可能とする遺構を定め、その他の遺構については安全上非公開（立入禁止）とする。
- ・史跡の価値を理解しつつ、安全に見学してもらうために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて、見学可能とする遺構を設定する。
- ・見学可能とする遺構については、危険木の伐採等によって見学の安全性を確保したうえで、案内板・説明板を整備するほか、見学するうえで阻害となっている下草や樹木の伐採等も検討する。
- ・見学可能とする遺構の条件は以下のとおりとする。

見学可能とする遺構の条件

- ・「公開活用エリア」内に存在する。
- ・ハイキング道から安全に見学できる環境を確保できる
- ・遺構に関する調査が既にされており、パンフレット等で紹介している。

- ・史跡の価値をより理解してもらうために、調査成果を活用したデジタルコンテンツ上での遺構の公開を継続的に行う。

2) 管理・便益施設の更新

- ・来訪者の安全確保や快適な見学環境のため、トイレやベンチ、展望台、史跡見学者用駐車場等の管理・便益施設の定期的な点検と維持管理を行う。
- ・機能不全や老朽化している管理・便益施設については、撤去・更新・移設等を検討する。
- ・現在、機能不全や老朽化していない管理・便益施設については、適切な維持管理に努め、劣化等が進んだ際は将来的に更新を検討する。



図152 排水機能のないU字側溝

3) サインの整備

- ・来訪者に史跡の価値や魅力を効果的に伝えるため、見学可能とする遺構を主として、「公開活用エリア」内に案内板・説明板を整備する。
- ・史跡指定地内のみならず、最寄り駅から飯盛城跡にアクセスするハイキング道において、説明板や見学ルートの誘導標識等サイン類を設置する。
- ・史跡指定地内に設置されている機能性が十分ではないサイン類の更新、撤去等を検討する。
- ・サイン類の整備にあたっては、多言語化や統一的なデザイン等を検討する。

4) 史跡へのアクセス道の修復・管理

- ・来訪者の安全確保のために、危険箇所の確認など史跡へのアクセスとなるハイキング道の定期的な点検を行い、アクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の維持管理を行う。

表 33 石垣整備の優先度の考え方について

分類	方向性	石垣例	優先度	
			保存のための整備	活用のための整備
(1) 城郭石垣だと認められる石垣 (本質的価値を構成する石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・本質的価値を構成する石垣として、石垣の修復など保存のための整備を最優先する。 ・破損・変形によって価値が損なわないように、周辺環境の整備等を優先的に行う。 ・登山道沿い等から見学可能なものについては、公開活用のためのサイン類整備等を行う。 	<p>石垣 No.1、3、4、6、7、9、14、15、16、18、19、30、31、54、69、71、94</p>  <p>石垣 69</p>	最優先	高
(2) 城郭石垣の可能性がある石垣 (本質的価値を構成する石垣の可能性のある石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣の構造把握と分類のため調査を実施する。 ・保存ための整備は行うが、「(1)城郭石垣だと認められる石垣」より整備の優先度は下げる。 	 <p>石垣 92(写真左側)</p>	中	-
(3) 近現代の石垣 (本質的価値ではない石垣)	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者の安全確保のための修理を実施する。 	 <p>石垣 2</p>	低	-

4. 整備のイメージ

ここでは前節までの整備の方法を踏まえて、整備基本構想段階の整備のイメージを「城域」、「史跡指定範囲及び今後の保護を要する土地」、「山麓から史跡指定範囲」、「山麓施設」に分けて示す。

整備の方向性を踏まえ、「城域」及び「史跡指定範囲及び今後保護を要する土地」で行う活用整備については誘導標識・説明板の設置や遺構を見学できる環境の確保の検討、眺望確保のための樹木管理を中心とし、保存整備については遺構保全のための対策を検討する。「山麓から史跡指定範囲」及び「山麓の施設」においては、史跡までのアクセス道に誘導標識の設置、既存の施設のガイダンス機能強化、支城や街道との周回ルート等について検討を行う。

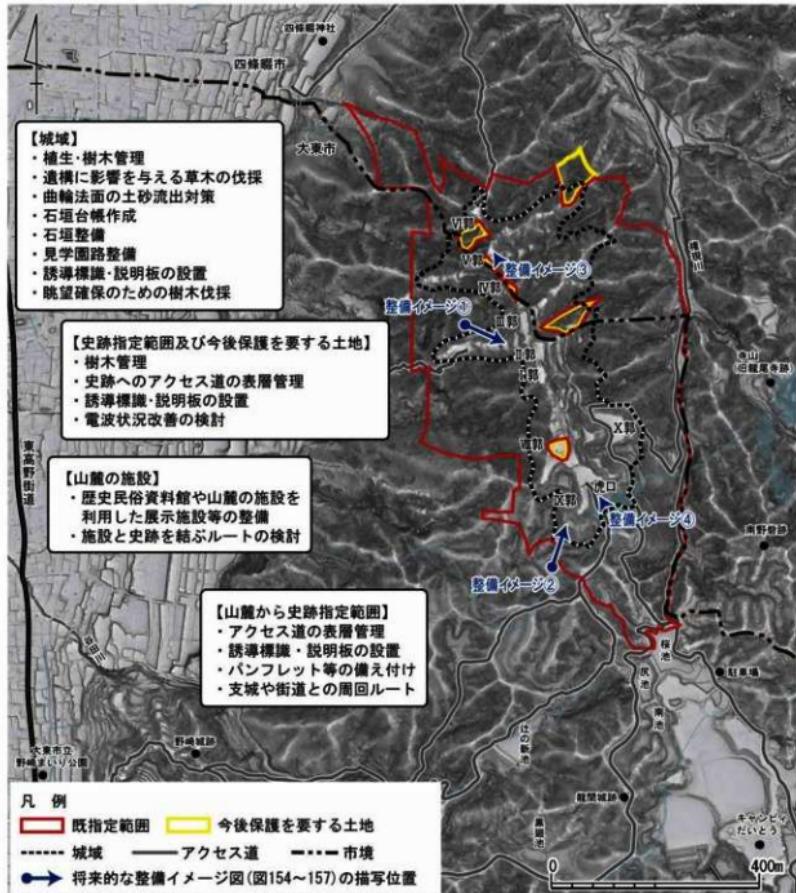


図 153 整備事業の実施検討箇所(一部)

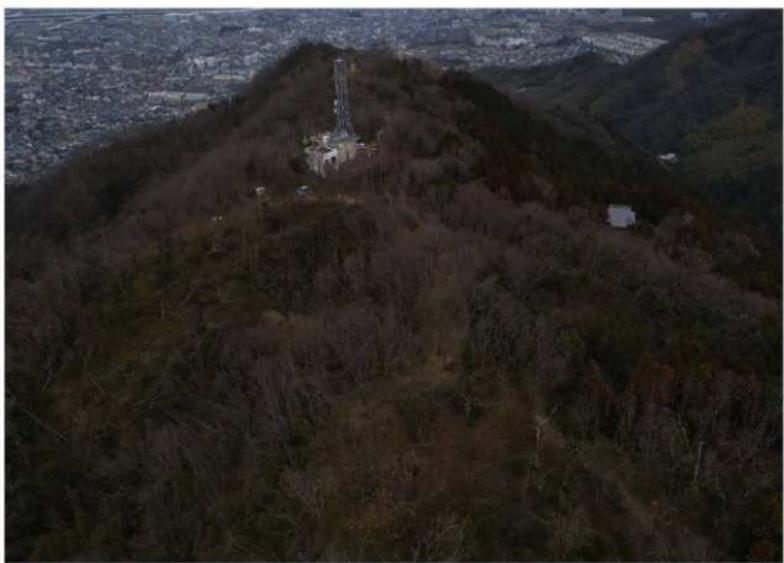


I郭・II郭の現状



I郭・II郭の将来的な整備イメージ

図 154 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ①



VIII郭・IX郭の現状

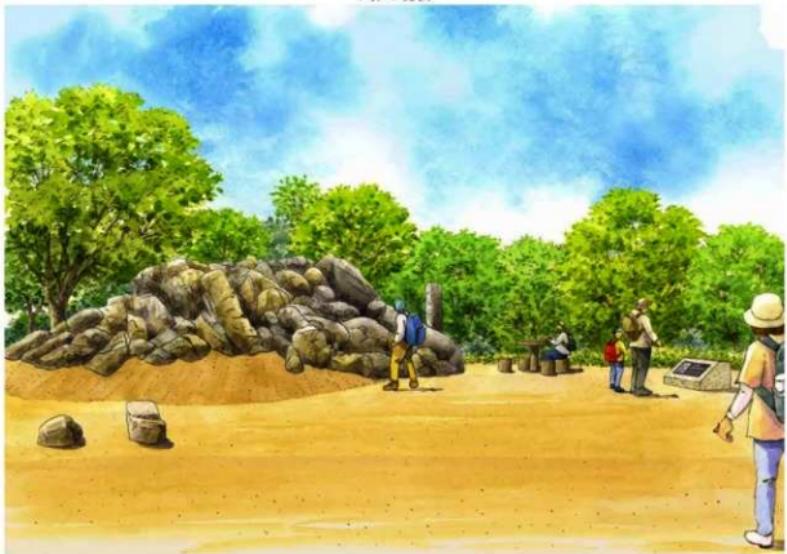


VIII郭・IX郭の将来的な整備イメージ

図155 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ②

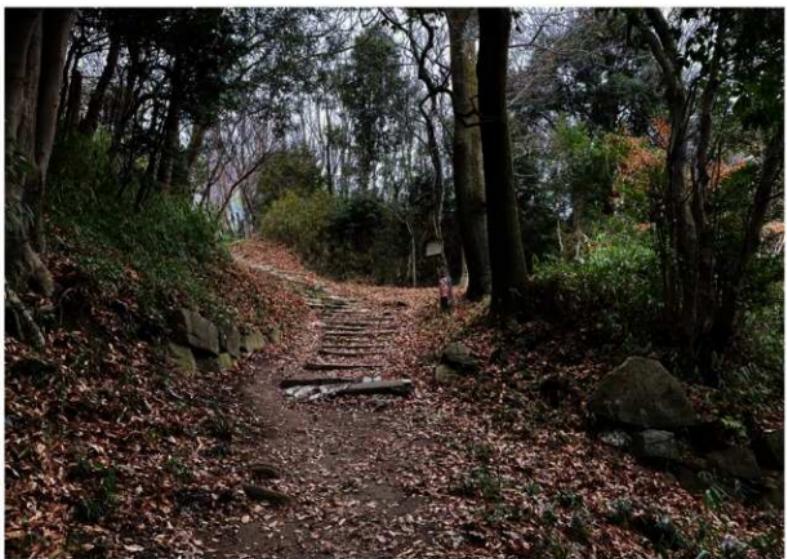


V郭の現状

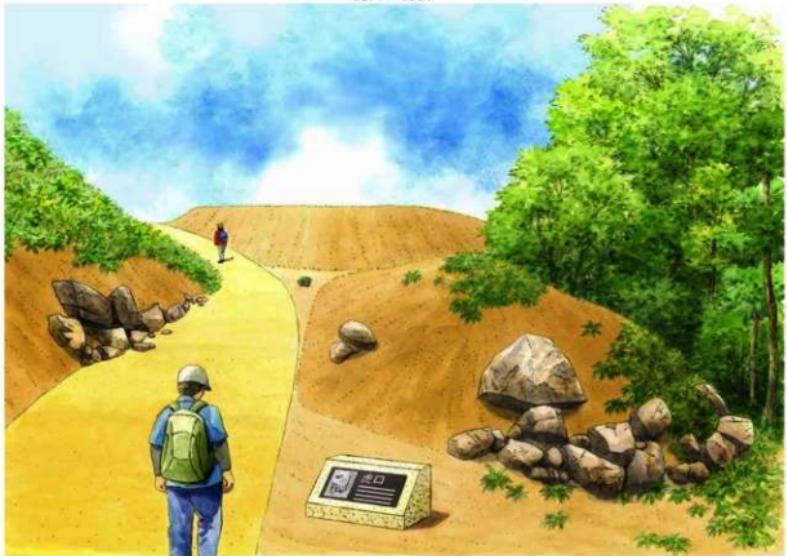


V郭の将来的な整備イメージ

図 156 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ③



虎口の現状



虎口の将来的な整備イメージ

図157 長期計画を踏まえた将来的な整備イメージ④

第10章 運営・体制の整備

1. 方向性

史跡飯盛城跡の保存と活用を推進していくために、管理団体である大東市・四條畷市が中核となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・府内関係部局等との連携・協力を強化し、日常管理等や災害時といった保存管理での運営・体制、史跡の価値の普及や観光活用等の活用での運営・体制の構築を進める。

2. 方法

大東市・四條畷市が管理団体として中核となり、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・府内関係部局等との連携体制を構築する。保存・活用の推進にあたっては専門職員を配置して、必要に応じて、文化庁及び大阪府教育庁文化財保護課の指導・助言を受ける。

(1) 保存管理(日常管理等)のための運営・体制

- ・保存管理(日常管理等)にあたっては、管理団体として大東市・四條畷市の文化財担当部局が主体となる。民有地内の整備を伴う事業実施にあたっては、土地所有者・権利関係者の同意を得たうえで実施する。
- ・指定地内の土地所有者・権利関係者に対しては、本計画で定める現状変更等取扱い基準等を順守した適切な維持管理を求める。
- ・草刈りや清掃等の日常の維持管理については、市民活動団体等の協力を得る。
- ・調査研究や保存管理について、必要に応じて、有識者(専門委員会等)や文化庁、大阪府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。また、保存管理に関する現状等を報告する場として、飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会を継続的に開催する。
- ・国定公園の管理及び治山施設の整備・管理については大阪府環境農林水産部、砂防施設の整備等については大阪府都市整備部と連携し、整備事業等の情報共有を行う。

(2) 保存管理(災害対応)のための運営・体制

- ・被害状況の確認は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が行う。き損届は、大阪府教育庁文化財保護課を通じて、文化庁へ提出する。
- ・応急措置及び復旧整備は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が、土地所有者・権利関係者の同意を得て実施する。
- ・復旧手法等について、必要に応じて、有識者(専門委員会等)や文化庁、大阪府教育庁文化財保護課に相談し、技術的な助言等を受ける。

(3) 活用のための運営・体制

- ・基本的な考え方として、多様な主体による取り組みと連携体制の構築によって、飯盛城跡の活用を促進する。
- ・飯盛城跡に関連する資料類の展示や解説等は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が主体とな

- って、両市の歴史民俗資料館や大東市立野外活動センター、大東市立野崎まいり公園等で行う。
- ・史跡指定地外(関連地)や史跡指定地外(周辺区域)の活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局が、各文化財等の所有者・管理者の協力を得て実施する。
 - ・飯盛城跡の価値や魅力についての情報発信・普及啓発は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や観光振興部局、シティプロモーション担当部局、民間団体等多様な主体・連携によって実施する。
 - ・学校教育での受け入れ等の教育的活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や学校教育担当部局の連携によって実施する。
 - ・市民講座等の社会教育での活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や社会教育担当部局の連携によって実施する。
 - ・飯盛城跡や三好長慶をはじめとする歴代城主の歴史ストーリーの観光活用は、大東市・四條畷市の文化財担当部局や観光振興担当部局、シティプロモーション担当部局、民間団体等多様な主体・連携によって実施する。また、三好長慶関係自治体との連携によって広域的展開を図る。
 - ・飯盛城跡や三好長慶をはじめとする歴代城主の歴史ストーリーの地域のまちづくり資源での活用は、地域住民や市民活動団体等の主体・連携によって実施する。
 - ・飯盛山のハイキング利用促進は、大東市・四條畷市の山林関連部局や観光部局、民間団体等の主体・連携によって実施する。

第 11 章 施策の実施計画の策定・実施

1. 施策の実施計画の策定

本章では第 7 章から第 10 章に定めた「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制の整備」の方法の各項目を整理し、実施する期間を示す。

施策の実施期間は第 1 章 3. (2) で示した令和 6(2024) 年度～令和 15(2033) 年度の 10 か年を前期(短期計画)と後期(中期計画)に分けて取り組むこととし、総括表に示す。なお、保存管理については、長期的な観点からの方針決定や事業計画、調査が必要なことから、中期・長期計画を示すことをとする。

●短期計画(令和 6 年[2024]～令和 10 年[2028])

史跡活用のための環境整備及び早急な保護を要する遺構の調査・整備を優先的な目標とし、史跡の日常点検や運営体制の構築をめざすとともに、これらと連動しながらこれまでの調査成果や取り組みをもとに保存・活用を図る。

●中期計画(令和 11 年[2029]～令和 15 年[2033])

短期計画で積み残した取り組みや生じた課題を踏まえて、中期で取り組む施策の着実な実施をめざす。遺構保護整備や樹木管理については、長期的な観点からの方針決定や実施方法の検討が必要であるため、短期計画で得られた成果をもとに優先順位を決定し実施する。

●長期計画(令和 16 年[2034]以降)

将来的に整備を検討する範囲も対象として、令和 16(2034) 年度以降の実現をめざし、両市の総合計画の改訂に合わせて計画の見直しを行う。

表 34 実施計画総括表

区分	施策	短期計画 (令和 6 年度～令和 10 年度)	中期計画 (令和 11 年度～令和 15 年度)
保存 管理	調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○調査研究へ取り組む体制を確保する。 ○「石垣台帳」作成し、石垣の測量調査を実施する。 ○継続的に資料調査に取り組む。 ○石垣や地下遺構の構造把握等の調査を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「石垣台帳」の作成を継続するとともに「石垣台帳」による石垣の適正な保存管理を継続する。 ○短期における取り組みを踏まえ、生じた課題に応じて発掘調査等の考古学調査の実施を検討する。
	遺構保存	<ul style="list-style-type: none"> ○既にき損している遺構の復旧方法について検討する。 ○保全方法やき損時の対策方針を策定する。 ○危険木を伐採する。 ○実施可能なものから順次復旧整備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○樹木の維持・管理や森林管理の考え方について検討する。
	日常管理・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「石垣台帳」作成する。 ○土砂災害時の対応を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○短期における取り組みを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を行いながら維持管理を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ○見廻り等の定期的な点検・管理を行う。 ○土地所有者等に遺構保存に関する理解促進を進める。
	自然環境・景観保全	<ul style="list-style-type: none"> ○登山道沿いや遺構付近にある枯損木・衰弱木を伐採する。 ○眺望景観確保のために樹木伐採等を行なう。
	歴史対応	<ul style="list-style-type: none"> ○歴害対策の方法を検討する。
	今後保護をする土地の追加指定	<ul style="list-style-type: none"> ○追加指定に必要な情報を収集する。
	史跡の公有化	<ul style="list-style-type: none"> ○土地公有化の可能性を検討する。 ○地籍調査の実施を検討する。
	現状変更への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用計画に記載された現状変更等の取扱い基準に従い、国・府と協議のうえ、適切に対応する。
活用	価値の普及・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイダンス機能を有する施設として、大東市・四條畷市の歴史民俗資料館の機能を強化する。 ○調査成果等に関する展覧会・講演会や販盛城跡に関する定期講座の開催を継続的に実施する。 ○作成した周知用刊行物は調査成果を踏まえて定期的に更新する。
	周辺施設・文化財等とのネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットワークの構築を検討し、周遊ルートの周知・整備等を進める。
教育的活用	教育的活用	<ul style="list-style-type: none"> ○小学生・中学生向けの散策マップや小学校社会科副読本への掲載等を検討する。 ○学校での郷土教育や社会教育の展開等を進める。 ○講演会やシンポジウム、展覧会を開催する。
	観光活用・シティプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ○歴史ストーリーも含めた多様な活用を展開する。 ○観光部局やシティプロモーション部局、関係機関等と連携して、情報発信や観光活用を進める。 ○府内外からの来場者を対象としたイベントを開催する。 ○ガイドの養成や誘導看板の設置等、来場者の受け入れ体制の充実に取り組む。 ○広域的なネットワークづくりを行う。
	地域のまちづくり資源としての活用	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のまちづくり資源として活用したいという方の相談を受け付ける体制を整える。
整備	遺構の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ○優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める。 ○破損・変形している石垣の復旧について、応急措置で対応する。
	遺構の保全・防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○優先度を検討し、段階的に保存対策整備を進める。 ○土留め工事等によって、保全・防災対策の整備を進める。 ○歴害被害抑制のための方法を検討する。
	樹木の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ○危険木(枯損木・衰弱木等)を把握し、伐採を進める。 ○眺望確保のための伐採等維持・管理を行う。 ○間伐等の森林整備を進める。

	危険な構造物等の撤去の検討	○危険な構造物等の撤去を検討する。	
	見学環境の整備	○見学可能とする遺構を設定する。 ○見学可能とする遺構については、樹木の伐採等を検討する。 ○デジタルコンテンツ上での遺構の公開を継続的に行う。	○短期における取り組みを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を行ないながら見学環境の整備を行う。
	管理・便益施設の更新	○管理・便益施設の定期的な点検と維持管理を行う。 ○機能不全や老朽化している施設は、撤去・更新・移設等を検討する。	
	サイン類の整備	○「公開活用エリア」内に案内板・説明板を整備する。 ○機能性が十分ではないサイン類の更新、撤去等を検討する。	○史跡へのアクセス道において、説明板や見学ルートのサイン類を設置する。
	史跡へのアクセス道の修復・管理	○史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の維持管理を行う。	
運営・体制の整備	体制整備	○土地所有者、関係団体、関係機関等と連携・情報共有を図る。	○土地所有者、関係団体、関係機関との連携・情報共有を継続する。
計画策定	保存活用計画	○中間検証を行う。	○10年度目を目指して見直し(第1次改訂)を図る。

2. 実施計画への対応

今後、飯盛城跡に関わる保存・活用の施策・事業を円滑に進めるためには次の課題への対応が求められる。

- 予算の確保
- 実施計画の優先順位の設定
- 施策・事業の進行管理
- 保存・活用の関係者ネットワークの構築

第12章 経過観察

1. 方向性

着実に本計画を推進していくために、保存・管理、活用、整備、運営・体制の整備の各分野と前章の施策の実施計画について定期的な経過観察を行う。経過観察を実施することで正確に史跡の置かれている現状を把握し、目標達成度や事業効果を図ることができる。また、実施者で目標を共有することになり関係者間での相互連携等を円滑に進めることができる。

経過観察にあたっては、施策や事業の進捗状況を把握するための指標を定めて定期的に自己点検を行い、その結果を今後の施策や事業の改善に反映させることで史跡の保存・活用の効果的な推進を図る。

本計画の経過観察の実施にあたってはP D C Aサイクルの考え方を導入する。経過観察の結果(評価)はP D C Aサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

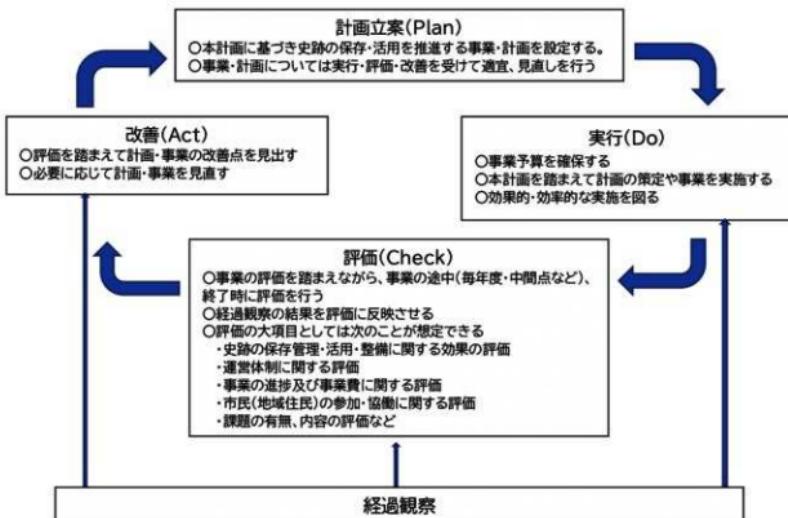


図158 計画策定に関わるP D C Aサイクルの考え方と経過観察

2. 方法

(1) 手法と基本的指標

経過観察は大東市・四條畷市の文化財担当部局が中心となって実施する。史跡の保存・活用・整備を推進するため、保存管理、活用、整備、運営体制についての項目と方法、指標を定めて経過観察を行う必要がある。そのため、以下では経過観察の内容と方法・指標を示す。なお、経過観察の内容等については想定される例示であり、事業の内容にあわせて適宜検討する。

表 35 経過観察の内容と指標

区分	項目	内容	観察手法	指標	観察周期
保存管理	日常的な維持管理	遺構の保存状態把握	○文化財担当部局職員による巡回・記録	○巡回情報更新回数 ○石垣台帳の作成	○全体 原則 3か月に 1 回程度
		植生状況把握	○文化財担当部局職員による巡回・記録	○巡回情報更新回数	○石垣の重点観察年 1回・冬季
		景観・環境美化状況把握	○ボランティア等との連携(現地情報の文化財担当部局への提供)		○災害後
	現状変更等	現状変更等への対応・実施状況把握	事前協議、着手時の立会等 内容・実施方法・地域等情報の把握・データベース化	○現状変更許可申請の件数 ○データベース更新回数	申請書提出毎時 毎年度
		追加指定	○文化財担当部局による追加指定地の状況把握と情報収集	○追加指定件数	○毎年度 今後保護を要する土地が追加指定されるまで
	調査研究	関連史資料調査	○文化財担当部局による把握・確認	○調査研究の内容 ○関連分野専門家との連携(考古学・文献学)	毎年度
		分布調査		○史跡保存整備の内容 ○類似城郭所在の地方自治体からの情報収集・提供、連携	
		史跡の保存方法		○関連分野専門家との連携(地盤工学・土木工学等)	
		調査結果の公表		○調査成果を掲載した刊行物数 ○データベースの作成・更新	調査実施時
活用	史跡の本質的価値	情報の提供・発信	○文化財担当部局による把握・確認	○現地見学の開催回数 ○調査成果講演会の開催回数 ○歴史民俗資料館での展示・関連事業の開催状況	毎年度
	学校教育	学校教育における活用	○学校・教育委員会との連携・情報収集	○副読本の更新 ○使用教材の作成 ○現地学習の回数	
	生涯学習	生涯学習における活用	○生涯学習施設、市立公民館、図書館との協力・把握	○解説資料の刊行回数 ○講演会・現地見学会等の開催数・参加人数	
	地域・観光振興	観光・シティプロモーションにおける利用状況	○観光・シティプロモーション部局との連携・把握	○マスメディア等からの取材件数 ○市所有資料の利用件数 ○史跡・歴史民俗資料館への来訪者数 ○史跡関連イベントの実施回数・参加者数 ○史跡関連グッズの作成数	

区分	項目	内容	観察手法	指標	観察周期
活用	ガイダンス機能	ガイダンス機能の強化、充実	○文化財担当部局による把握・確認 ○観光・シティプロモーション部局との連携・情報収集	○現地説明板・誘導標識等の設置数 ○パンフレットの活用状況 ○歴史民俗資料館・隣接施設での展示・取組の充実状況	毎年度
	地域の歴史資源との連携	市内文化財・観光資源との利活用	○文化財担当部局による把握・確認 ○観光・シティプロモーション部局との連携・情報収集	○史跡関連遺跡の周回ルートの設置 ○誘導標識・説明板の設置件数 ○散策マップ等刊行物の作成数	毎年度
整備	保存整備	A本質的価値を構成する要素の復旧・修理	○文化財担当部局による把握・確認	○遺構のき損箇所の復旧件数 ○遺構表現 ○復旧・復元対応、手法のデータベース化	毎年度
		B本質的価値に準じる要素・Cその他要素の保存に関する整備	○文化財担当部局による把握・確認	○説明板・誘導標識の設置数 ○活用に必要な便益施設の整備 ○構成要素Aと構成要素Cとの調整	毎年度
運営・体制	活用整備	A本質的価値を構成する要素の表現方法の検討	○文化財担当部局による把握・確認	○整備基本計画の策定・進捗率 ○眺望確保のための樹木管理数	事業実施時
		史跡へのアクセス	○文化財担当部局による把握・確認	○整備基本計画の策定・進捗率	毎年度
		見学園路の整備	○文化財担当部局による把握・確認	○見学順路の検討・整備件数 ○安全対策の検討	毎年度
		便益施設の状況把握・更新	○文化財担当部局による把握・確認	○巡回情報更新回数 ○説明板等の更新回数	毎年度
	運営	管理団体	○文化財担当部局による追加指定地の状況把握と情報収集	○追加指定件数	○毎年度 今後保護を要する土地が追加指定されるまで
	保存・活用に関する地域住民・ボランティアとの連携	○文化財担当部局による把握・確認	○ボランティア団体数 ○ボランティア向けの研修回数 ○活動実績数	毎年度	
	関連市町村との連携	○文化財担当部局による把握・確認	○共催事業数 ○情報交換数	毎年度	
	体制	調査研究体制	○文化財担当部局による把握・確認	○専門職員の配置 ○事業数 ○予算の確保 ○飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会開催数	毎年度

(2) 評価

経過観察の結果の評価は史跡飯盛城跡の調査研究に関する専門委員会や文化財保護審議会等に報告し、専門家の立場からの評価や今後の対応・対策について指導・助言を得る。

(3) 経過観察後の問題の解決

経過観察で得られた課題を踏まえ、目的が達成できるよう事業計画や個別の施策、運営体制等について見直しを行う。本計画においても、経過観察の結果を踏まえて必要と判断される場合は見直しを行うものとする。

資料編

■ワークショップ開催記録

1. 「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」の開催概要

周知方法	1. 広報誌 【四條畷市】11月号広報誌 11月15日発行 【大東市】12月号広報誌 12月1日発行 2. 各市HP
募集人数	20人(市内在住、在勤、在学の方14人、庁内関係部局6人) 応募多数の場合、令和5年1月10日に抽選。
応募期間	令和4年11月15日(火)～令和5年1月9日(月・祝)
申込方法	①往復はがき(1通につき1人)【1月9日必着】 ②申し込みフォーム(1通につき1人)【1月9日締め切り】
応募結果	7人(四條畷市在住2人、大東市在住4人、大東市在勤1人)

2. 各回開催概要

第1回 講座学習		
日時	令和5年1月29日(日)	10時～12時
場所	四條畷市立歴史民俗資料館	
内容	飯盛城跡の基礎知識と四條畷市立歴史民俗資料館の展示学習	
講師	李、村上上席主幹兼主任、實盛主任	
参加者	5名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第2回 現地学習		
日時	令和5年2月5日(日)	9時～16時
場所	飯盛山	
内容	飯盛城跡の繩張りの見方と飯盛山の自然環境の学習 大東市立歴史民俗資料館の展示学習	
講師	大阪府立環境農林水産総合研究所	土井裕介氏、李、村上上席主幹兼主任、實盛主任
参加者	6名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第3回 事例学習		
日時	令和5年2月12日(日)	13時～15時
場所	国史跡烏帽子形城跡(河内長野市)	
内容	国史跡烏帽子形城の整備状況等の視察	
講師	河内長野市教育委員会文化財保護課	太田宏明氏
参加者	6名	
事務局	大東市	馬場上席主査、李
	四條畷市	村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

第4回 意見発表と集約		
日時	令和5年3月12日(日)13時～16時	
場所	四條畷市立歴史民俗資料館	
内容	「私たちが考える阪盛城跡の活用・整備のかたち」 KJ法による意見の発表と集約	
講師	—	
参加者	6名	
事務局	大東市 四條畷市	馬場上席主查、李、松迫 村上上席主幹兼主任、實盛主任、田中

3. ワークショップの様子

◇第1回【講座学習】



阪盛城跡の基礎知識
についての講座



出土遺物の実見



四條畷市立歴史民俗資料館の
見学と説明

◇第2回【現地学習】



JR四条畷駅で集合



分水路について説明



御机神社及び龍尾寺について説明



土井委員による竹についての説明



土井委員による土壤(真砂土)
についての説明



御体塚の説明



VI郭からの眺望についての説明



土井委員による植生についての説明



石垣 6・7 の説明



II郭からの眺望についての説明



防空監視哨についての説明



VIII郭での説明



虎口の説明



野崎城跡の説明



大東市立歴史民俗資料館の見学と説明

◇第3回【事例学習】



河内長野駅



三日市宿(高野街道)



鳥帽子形城跡



鳥帽子形城跡



鳥帽子形城跡



鳥帽子形八幡神社

◇第4回【意見発表と集約】



4. ワークショップ結果の整理

ワークショップ4日目のアイデア出では、計196件のアイデアが出された。アイデアの内容は、「現状・課題」、「保全・保存」、「活用」、「整備」、「運用」に大きく分類され、特に意見の多かった「活用」と「整備」については、内容によって細分類した。

「現状・課題」では、飯盛山の入口や石垣の見学等の現状・課題に関する意見が出された。

「保全・保存」では、飯盛山の自然環境の保全や災害対応、石垣の保存等に関する意見が出された。

「活用」は多くの意見が寄せられ、さらに「イベント」、「PR・発信」、「教育」、「グッズ」、「ハイキング・ウォーキング」、「展示」、「アクセスバス」、「考え方」に関する意見に細分類された。「イベント」では、城郭の歴史性を活かしたイベント(千畳敷での連歌会等)や飯盛山の山としての魅力を活かしたイベント等が挙げられた。「PR・教育」では、駅でのコーナー設置やSNSでの発信等が挙げられた。「教育」では、学校との連携や出前授業等が挙げられた。「グッズ」では史跡や三好長慶に関するお土産開発等、「ハイキング・ウォーキング」では歴史ウォーク等、「展示」では資料館での飯盛城の展示等、「アクセスバス」では現地へのアクセスバスについての意見が挙げられた。

「整備」についても多くの意見が寄せられ、「案内サイン」、「史跡への交通路・登山道」、「樹木伐採」、「現有施設の再整備」、「案内石碑」、「遺構復元」、「石垣」、「模型」、「トイレ」、「ガイダンス施設」、「ベンチ・テーブル」、「通信環境」、「駐車場」、「関連文化財」に細分類された。「案内サイン」では、駅からの誘導看板や現地での遺構の説明板等に関する意見が挙げられた。「史跡への交通路・登山道」では、ハイキングの整備やコースの情報発信等の意見が挙げられた。「樹木伐採」では、遺構を見せるための伐採や眺望確保のための伐採等の意見が挙げられた。「現有施設の再整備」では展望台の再整備等、「案内石碑」では史跡標柱、「遺構復元」では遺構表示や復元等、「石垣」では石垣

の見学環境の整備等、「模型」では再現模型の作製、「トイレ」ではトイレ整備、「ガイダンス施設」ではガイダンス施設の整備、「ベンチ・テーブル」ではベンチ・テーブルの設置、「通信環境」ではWi-Fi環境の整備等、「駐車場」では駐車場のPR等の意見が挙げられた。

「運用」では、入場料や募金等の資金面での意見や連携体制、ボランティア団体等の体制面での意見が挙げられた。

表 アイデアの分類と件数

分類		アイデア総数
現状・課題		5
保全・保存		12
活用	イベント	35
	PR・発信	16
	教育	7
	グッズ	5
	ハイキング・ウォーキング	5
	展示	4
	アクセスバス	3
	考え方	1
整備	案内サイン	24
	史跡への交通路・登山道	18
	樹木伐採	10
	現有施設の再整備	6
	案内石碑	5
	遺構復元	4
	石垣	4
	模型	4
	トイレ	3
	ガイダンス施設	3
	ベンチ・テーブル	2
	通信環境	2
	駐車場	2
	関連文化財	1
運用		15
合計		196

5. ワークショップでのアイデア一覧

現状・課題に関するアイデア

飯盛山での入り口などとにかく不親切の声が強い
歩道整備をハイキング道となっている箇所がえぐられているので歩きにくい
どの石垣をどのように(どこで)見学させるか?一方で立入禁止区域を明確にする
市民、府民のいこいの場(オアシス)である
ここで出た意見提案は今後どうなって行くのか どう生かされるのか。スケジュールはどうなっているか!

保全・保存に関するアイデア

飯盛山は素朴な山なのであまりきれいに整備等せずに自然の形を残しつつ安全に石垣等を見たり出来る様に
石垣の災害復旧時に復旧方法を公開してほしい
両市が一体となった保存管理また情報発信(活用)体制の確立
飯盛山の治山・防災をさまたげない保存・活用を
保存を主目的とするなら人を飯盛に入れない
一切さわらず現状のまま!
獣害を知るツアーノンストップで最後にししなべを食べる
動物の観察会
飯盛山の豊かな自然をこわさない(飯盛城は飯盛山の長い歴史のほんの一部)
関連する私有地を買収する。
災害時 飯盛跡被害状況を共有するネットワークの構築
石垣を守るために保存。ただ、見た目も重視したい

活用に関するアイデア

イベント	プレミアム石垣ツアー(危ないとこも行ける)
	石垣つみなおし体験
	宣伝多くて、お城のイベントなどにも積極的に出してほしい
	月に1回又は2、3月に1回山登り(ハイキング)ツアーを開催したら 会費300~500円ぐらいで
	城攻めを体験するツアー 健脚編です 切岸をのぼる 堀切を見る
	空飛ぶタクシーで上空から見る飯盛城のツアー
	野草観察会×飯盛城跡ツアー
	上級者むけ石垣ガイドツアーの実施 健脚コース
	グーグルストリートビューのような今の地図、VRを入れた当時の風景が見えるようなアプリ(サイト)を作る
	見学者がむずかしい遺構については動画で紹介 グーグルアースと連動させる
	ドローンなどを使った航空動画とVRを合わせた動画公開
	登る前にVRの宣伝ダウンロード等をさせる
	東側の街からVRで飯盛山を見たら山城が見えるようにする
	A R技術の活用 案内看板等から自分のスマホ・タブレットで再現CGを見るができる
	史跡の現在とその当時をタブレットで見れるように!!
	大花見大会で、歌会をする。
	「千疊敷」での連歌会イベント(→四條畷市は「俳句」(五七五)の町?!)
	飯盛城の定期的な美化活動×現地見学会×お茶会

	<p>「千疊敷」での茶会イベント(地元高校の茶道部の協力で)</p> <p>飯盛城と鳥帽子形城でのろし上げイベント</p> <p>のろし上げ体験(三好関連の史跡、支城で同時に)</p> <p>当時の食事を当時の服装で食べるイベントを城跡で</p> <p>ごんばいとか土師皿でお酒をのんでみたり、灯明皿体験</p> <p>子ども達に「私の好きな石垣」の絵をかいてもらう。石垣の名前もつけてもらう。</p> <p>山の上でイベントをしたい！</p> <p>飯盛プロレス！</p> <p>千疊敷でコンサート</p> <p>有名なアルピニスト(野口健さんとか)に登ってもらって、宣伝してもらう</p> <p>飯盛山でサバイバルゲームなどのイベントをする(登山マラソンなど)</p> <p>サバイバルゲームをする。(展望台を守るチームと攻めるチーム)</p> <p>縄張りを知る現地でのゲーム 守り手と攻の手にわかれて行う</p> <p>キャンプイベント(宿泊)「城キャン」</p> <p>居住生活体験。曲輪でキャンピング</p> <p>城跡に生育する草木を探取し、草木染めを行う講座</p> <p>100回登頂したら商店街の割引券</p>
P R・発信	<p>野崎駅に飯盛山のコーナーを作る(休日のみでもいいし平日はパンフのみでもいい)ちょっとしたベンチ等を作り、山に登る人等が休憩＆おしゃべりできるコーナーを！</p> <p>四条畷駅(のぼりのよこ)にある様なQRコードのポスター 野崎駅住道駅に置いては</p> <p>野崎、四條畷駅から山頂までスタンプラリー的なものを作らうか？駅等で何かグッズを景品にして</p> <p>駅の飯盛コーナーを作り、ビデオで石垣の様子 保存状態を流す→発掘の様子など</p> <p>石垣等の写真とかパンフレットを駅に置く ハイキングコーナーを作って</p> <p>S N S の利用 三好長慶にゆかりのある自治体や博物館合同で三好長慶について発信していくS N Sアカウントをつくる</p> <p>S N S の利用 大東・四條畷市合同(博物館も)で飯盛城や三好長慶について発信するS N Sアカウントを作る</p> <p>支城をもっとP Rする</p> <p>三好長慶の戦国ゲームを作る</p> <p>人気ゲームに三好長慶を出してもらう</p> <p>飯盛山に行く→飯盛城跡に行くという呼び方 城跡であることをアピール</p> <p>大東市・四條畷の資料館で飯盛城だけでなく三好長慶についても紹介する(三好氏に関する説明が少ないと思った)</p> <p>飯盛城をアピールして行くなら長慶を前面に出す！</p> <p>遺跡(遺構)のみではなく、三好長慶の文化的な面も含めた情報発信</p> <p>人気作家か演出家(三谷幸喜さんなど)に三好長慶の物語を書いてもらう</p> <p>飯盛城(山)にかかる古写真・資料の収集を市民に呼びかける</p>
教育	<p>小学校、中学校にゲストティーチャーの様に出席して勉強会を開く</p> <p>学校と連携した事業</p> <p>飯盛城跡に小～高までの学生を連れていき、フィールドワークを行うことで幅広い人達に飯盛城や三好長慶について知ってもらう</p> <p>学校教育との連携 飯盛城跡を教材として活用</p> <p>大学生に飯盛城や三好について学んでもらい、飯盛城や三好長慶などをどのように発信していくかを考え、優秀なアイデアがあればそれを実際に市と大学が連携して事業として行う</p> <p>・地元市小中学校の郷土学習の場としての活用の拡大 ・校歌に飯盛山が登場する学校対象</p> <p>地元民に根付かせる為に、・小学校、中学校へ飯盛城の歴史の講義 ・自由参加型の整備の為のお手伝い</p>

グッズ	史跡にまつわるお土産物を開発する。お菓子、史跡の模型、飯盛城モナカ
	グッズ展開 ・お酒大吟醸「三好長慶」「飯盛城」・石垣チョコレート・台付灯明
	皿風おちょこ・焼鍋敷き
	三好長慶に関するグッズの作成
	史跡グッズをふもとのコンビニで販売する
ハイキング・ウォーキング	飯盛城と支城を結ぶハイキング道の紹介をしてほしい。ルートとか途中の食事する所とか
	里山歩きを楽しむ人を考えた、観光に前のめりにならない活用を
	街道(東高野、河内、古堤)歩きや歴史ウォークとセットになった城あるき(鳥帽子形城の例)
	飯盛城と関連する遺跡や場所との散策ルートの作成などネットワークづくり
	当時の登城ルートや城門の位置などが想像してもらえるような手法
展示	各市の施設(色んな)で旗や小展示、パンフレット、ポスターなどでもっと飯盛城を宣伝
	両市歴史民俗資料館の飯盛城展示の充実
	両市の歴史民俗資料館に飯盛城特設コーナー(常設で)を設ける(より詳しく知りたい人のために)
	資料館に三好長慶や飯盛城に関する書籍を置き、販売する(ガイダンス施設としての充実をはかる)
アクセスマップ	シャトルバス(マイクロバス)の運用する(野活前駐車場行き)各駅から
	・阪奈道路に道の駅(飯盛城)をつくる。(ガイダンス施設併用)・道の駅から楠公寺までシャトルバスを運行する
	キャンピングサイト、休日とか、月1回位マイクロバスを出す。城跡に手軽に行ける。山に行きたいけど登れない。昔、山に登っていたけど今は無理と言う高齢者的人がつぶやいていました。
考え方	住民本位の活用をする

整備に関するアイデア

案内サイン	現在ある掲示板を立て札のようにして統一する
	野崎、四条駅からの道案内看板
	案内看板のブランドイメージ作成
	標識を統一し 趣のあるものに 木製等
	案内パネルの統一化(大東・四條畷)
	山中の標識(サイン)を統一したものにする(今はバラバラ、私設も多い)
	竹林(3種の竹)やヒノキ、杉など植生の説明板をたてる
	城・石垣の説明板は余り多くしない(飯盛山はけっこう危ない)詳しく知りたい人は両市の資料館へ案内する
	復元図で現在地を示す案内板の設置
	史跡の位置と距離(km)明示
	各曲輪ごとに在りし日の姿のイメージ図(説明板などに)
	史跡、全体に誘導看板の設置 多数作る必要がある
	登山道入口ちかくに飯盛城跡資料館兼観光案内所ほしい
	山頂展望台に復元眺望想像図と説明板(立派なもの)をつくる
	眺望地にかつての風景を示した案内板(ex 河内湖)を設置
	不要な看板の撤去
	主な曲輪毎にどんな利用がされていたか説明板を設置する
	史跡の全体図を作る 縮図したものの模型
	遺構(石垣や土塁など)の近くにそれを示す案内板を設置する(鳥帽子型城のような)
	主だった入口(城域)に「登城口」「ここから城内」など標す

	<p>深北公園から飯盛山が見えるところに山城であることの案内看板等の作成</p> <p>史跡の主要箇所に説明の看板を立てる</p> <p>QRコードなどを活用した説明板 ルートガイド板(道しるべ)</p> <p>北側の曲輪といくつか活用 曲輪への誘導標示と曲輪に当時の姿と役割を掲示</p>
	<p>阪奈道路からの道路整備を行う。</p> <p>ハイキング用、史跡ルート用の看板設置</p> <p>ハイキング道の整備！</p> <p>史跡の見学コースの整備</p> <p>ハイキングコースの整備</p> <p>飯盛山への明確な登山ルートを2~3(遺構をたくさん見れるルートを設定し、多くの人に遺構を見せてもらう。)に絞りそのルート以外は通行止めにする</p> <p>ハイキングのオススメスポット(歴史、植物、いきもの、複合的な)が書かれたパンフレット(オシャレなかんじ)</p>
史跡への交通路・登山道	<p>見学コースの策定 マップ案内ガイド</p> <p>歩きにくい階段は段になっていない部分を整備する</p> <p>危険な登山口を閉鎖し、ハイキングコースの管理をしやすくする(山への入口を決める)</p> <p>ハイキング道のみでなく登山道(推定)コースの情報発信</p> <p>ツリーハウスみたいな現木を生かしたツリー道路を設置し、石垣を見てもらう</p> <p>楠公寺やすぐにN H K塔への道を使って車でほぼ山頂まで行けるようにする(バスなど)</p> <p>動く歩道があるといいな</p> <p>山林用のモノレールを設置し 人の運搬や樹木の搬出などの維持管理のためにつかう。</p> <p>新しくできた道(城内道)は廃止。できるだけ当時の城内道を復旧する</p> <p>史跡の見学おすすめルートを作る</p> <p>登山コース・ルート(城めぐりコース)の決定版(リーフレット)を両市共同で作る(H P、アプリ化も)</p>
樹木伐採	<p>高権郭、本郭周辺の樹木伐採で形を見る</p> <p>遺構(特に見えにくい遺構)が見えるようにある程度の間伐を行う。</p> <p>お城跡であることがわかりやすい様に見通しをよくする(城跡の形がわかるように)</p> <p>間伐によって「城」としての雰囲気がわかるようにしたい</p> <p>主要な曲輪や土塁がわかるように樹木伐採</p> <p>遺構が見えやすいように樹木伐採と草刈りを時期を決めて実施</p> <p>有効でない樹木(特に中木)を伐採し曲輪の形を見やすくする</p> <p>電車から城があると分かるぐらい木を伐採する。</p> <p>眺望のいい箇所で重点的に伐採を行う。</p> <p>街や東側(170号線)などから見て山城とわかるように樹木を伐採する</p>
現有施設の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・現展望台を城のようなたてものに改築する。・FM送信所を城のようなたてものに改築する。 <p>飯盛城跡、周辺の市街地や最寄りの駅の周辺で飯盛城跡があることを示す看板などが欲しい</p> <p>展望台に飯盛城をアピール 掲示・資料の設置 飯盛城の歴史など</p> <p>展望台をもっと飯盛城や三好長慶をアピールできる場にする 建物を和風に改築する</p> <p>三好長慶のイメージ画像を壁一面にせる 飯盛城の模型図を設置</p> <p>展望台をやぐらのようにするペイントの工夫</p> <p>展望台に三好長慶さんがいる。</p>
案内石碑	<p>登城口や展望台など飯盛山を登る人が多く通る場所に城跡があることを示す石碑や城跡全体を示したマップを設置する(定期的にマップは更新できる方がよいと思う)</p> <p>史跡の名称の明示(大きな看板等)</p> <p>阪奈道路沿いに山城跡の案内(楠公寺のような大きいもの)</p> <p>史跡の案内図と石で作った物 高額になるが?</p> <p>大きい石で城跡って分かるように…</p>

遺構復元	御体塚の建物の場所と大きさがわかるようにする 現地に礎石の展示。城跡であることをアピール 飯盛城の当時の城を復元する。金額を考慮しないで。 虎口に門の再建(ここは城跡だよ)
	石垣見学箇所をいくつか決めて重点的に見学しやすいように整備する 石垣が見えるようにしてほしい 石垣の整備 雜草、雑木の整理
	見られる石垣と見られない石垣を明確にする ・見られない石垣：「この奥にある石垣」として写真またはバーチャルで実際の映像を見せる ・見られる石垣：ビュースポットを示し、見やすいところで見てもらう
	入山するふもとに山城全体のミニチュア模型を設置する お城当時積層模型を作り、石垣の当時の様子、現状をわかるように展示する 大東市歴史民俗資料館
模型	山全体の模型を作成する。(ガイダンス施設に設置) 遺構のすぐ近くに再現模型を置く→建物がイメージしやすい
	史跡の中に入山する時にトイレの設置 特にウォシュレットを。 阪奈道路から入った駐車場の水洗トイレ設置
	展望台にもトイレほしい
	史跡の全体図を見れる室(建物)が必要 現駐車場(大東市野活前)にガイダンス施設をつくる。プレハブでOK。 四條畷駅と四條畷神社の間、野崎駅と野崎観音の間、大東市野外活動センター付近それぞれ(計3ヶ所)にかんたんでいいのでガイダンスの施設がほしい。
トイレ	山頂へのベンチやテーブルの設置 千疊敷を活用 木製のテーブルやイスの設置で休憩場所
	携帯電話基地を作り、山の中どこでも携帯電話がつながるようにする
通信環境	Wi-Fi環境の改善(インスタ等をその場ですぐ使えるようになると若者がアピールしゃくなる)
	専用バーキングのPR 阪奈道路側ではなく飯盛山が見えるところに駐車場を作る
関連文化財	国旗掲揚台の保存改修(現状では危険だが、飯盛山の後世利用事例として重要)

運用に関するアイデア

野活を2つに分割し ①從来の管理 ②飯盛城案内所に分ける
大東市・四條畷市の協調と協力
両行政の意見は常に合っているのか。予算化は?
アイアイランドとの連携 ・飯盛城パンフ ・案内、展示、他
飯盛城跡にかかる美化、PR、活用の年間表記制度の制定
史跡の入場料を取る(少額の金額)
史跡等の保護に大阪府下でカンパをつる
一口城主としての募金をする
整備保存のために広くボランティアを募る 広報誌、回観板、駅に掲示など
飯盛城をこよなく愛する会設立 ※ボランティア活動の一体化?組織化
登山道整備や立木の伐採(間引)のためのボランティアの募集→登山者によびかける
飯盛城跡草刈り隊を作りたい
飯盛城を考える会年1回開催
飯盛山を愛する多様な人々(山好き、野鳥観察、四季…もちろん城好きも)と共存する飯盛城活用を全国飯盛山連絡会議による活性化の連携体制づくり

■文化財保護法及び関連法令(抜粋)

□文化財保護法(抜粋)

(昭和 25 年 5 月 30 日第 214 号)

改正: 令和 4 年 6 月 17 日法律第 67 号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書簡、典籍、古文書その他の有形の文化的な所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二、演劇、音楽、芸術技術その他の無形の文化的な所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三、食文化、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四、貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いものの、庭園、構築、峠谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「景観物」という。）

五、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六、周囲の環境と一緒にして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百五十三条第一項第一号、第五百五十五条、第五百七一条及下同第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九百条、第九十条、第一百十二条、第一百三十二条、第一百三十三条第一項第四号、第五百五十三条第一項第十号及び第十一号、第五百五十五条並びに第五百七十七条の規定を除く。）中「史跡・名勝・天然記念物」には、特別史跡・名勝・天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化的向上・発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周囲の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構え）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体との法律的目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第七章 史跡・名勝・天然記念物

(指定)

百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、

名勝又は天然記念物（以下「史跡・名勝・天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡・名勝・天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡・名勝・天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡・名勝・天然記念物又は史跡・名勝・天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知にて代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡・名勝・天然記念物又は史跡・名勝・天然記念物の所在地の市町村の教育委員会にこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡・名勝・天然記念物又は史跡・名勝・天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時は又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第七十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内外に存する場合はあつては、当該指定都市の教育委員会、第三百三十三条の除き、以下この章において同じ。）は、史跡・名勝・天然記念物の指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第七十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第五条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行ふに当つては、特に、関係者の所有権、歯歛権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開拓その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物がある自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるとときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第七十二条 特別史跡・名勝・天然記念物又は史跡・名勝・天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第百十条第一項の規定により仮指定された史跡・名勝・天然記念物につき第百九条第一項の規定による指定があつたときは、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと認めるとときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、
第百九条第三項から第五項までの規定を準用する。
(管理者による管理及び復旧)

百四十三条 史跡名勝天然記念物にあり、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

百四十五条 第百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第三百三十三条の二第一項を除く。)及び第八十七条第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明版、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判断不能な場合は、)及び権原に基づく占有者の意見を聞きなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

百四十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者の協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受け取る利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

百四十七条 管理団体が行う管理又は復旧によって損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

百四十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

百四十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活動支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任すべき者(以下この章及び第八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

百五十一条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百五一条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百五十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

百五十二条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管轄方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

百五十三条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物が滅失し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧に対し必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

百五十四条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をせざることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十二条までの規定を準用する。

(補助等による史跡名勝天然記念物の譲渡の場合の納付金)

百五十五条 国が復旧又是滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき百八十条及び百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、百二十一条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

百五十六条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 第一項の規定による許可をとする場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡・名勝・天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができ。この場合には、文化庁長官は、原状回復に必要な指示をすることができる。
- (関係行政による通知)

第百一十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八百八十四条第一項又は第八百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復元の届出等)

第二百七十七条 史跡・名勝・天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十五日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡・名勝・天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡・名勝・天然記念物の復旧に際し技術的な指導や助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百一十八条 文化庁長官は、史跡・名勝・天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百一十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡・名勝・天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡・名勝・天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡・名勝・天然記念物保存活用計画の認定)

第二百一十九条の二 史跡・名勝・天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡・名勝・天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡・名勝・天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡・名勝・天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を

記載するものとする。

- 1 当該史跡・名勝・天然記念物の名称及び所在地
- 2 当該史跡・名勝・天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 3 計画期間
- 4 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡・名勝・天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡・名勝・天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 1 当該史跡・名勝・天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡・名勝・天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められるること。
- 2 内容が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 3 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適合なものであること。
- 4 当該史跡・名勝・天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡・名勝・天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。(認定を受けた史跡・名勝・天然記念物保存活用計画の変更)
- 第六百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡・名勝・天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡・名勝・天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。
- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。(現状変更等の許可の特例)
- 第六百二十九条の四 第六百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡・名勝・天然記念物保存活用計画が何条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第六百五十三条第二項第二十五号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡・名勝・天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。(認定を受けた史跡・名勝・天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の収取)
- 第六百二十九条の五 文化庁長官は、第六百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡・名勝・天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡・名勝・天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第六百二十九条の七において「認定史跡・名勝・天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。(認定の取消し)
- 第六百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡・名勝・天然記念物保存活用計画が第六百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けた者に通知しなければならない。(管理団体等への指導又は助言)
- 第六百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡・名勝・天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名

勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に間に必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に間に必要な指導又は助言をするように努めなければならない。
(保存のための調査)

百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

百三十二条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず。かつ、その確認のために他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又是その隣接地に立ち入りてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい被害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物が損失し、又は喪失しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、さし損、廃し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対する賠償は、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第十二章 補則

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公園その他の保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要な形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要な形民俗文化財、重要な形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定しているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

□文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)

改正：令和 5 年 3 月 23 日政令第 67 号)

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県の知事、以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第五十三条第三項（法第八十三条、百第十八条、第一百二十条及び百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管轄に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、百第二十一一条第二項（法第一百十二条第五項において準用する場合を含む。）及び百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の、第四十六条の二第二項及び百第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第一百一十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一一条第五項（法第五十一一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公闇の停止命令（公闇に係る重要な文化財又は重要な形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一一条第五項の規定による公闇の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公闇の停止命令（文化庁長官が許可した公闇に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議及び同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指揮、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第七項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指揮についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十四年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市等の特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲ぐるものにあつては第一号イ及びロに掲ぐる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中央市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲ぐるものにあつては指定都市等の区域内において開かれ行なわれる、かつ、当該公闇に係る重要な文化財が該公闇の指定都市等の区域内に存するものである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長、第七条において同じ。）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等口 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令(公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。)三 法第五十四条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第五十五条の規定による調査(第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからなりて及びリに掲げる現状変更等が行なわれる区域(法第五十条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下の条及び次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号イに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並に同号ヲ規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市(市)の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市)の長。以下この条において同じ。)が行なうこととする。一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地盤を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又是改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。口において同じ。)で二年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築口 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指図に係る面の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住専用地域、第二種低層住専用地域又は团地住居地区におけるもの)ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)二 法第一百五十五条第一項(法第二百三十条及び第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改築ホ 電線、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修ヘ 建築物等の撤去(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のため使用されているものを除く。)の除却ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行なこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等二 法第二百三十条(法第二百七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二百三十九条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからラまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市との区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならぬ。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。7 第四条の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行なうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。8 文化庁長官は、第四項第一号ヨの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行なう事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

(昭和 26 年 7 月 13 日文化財保護委員会規則第 10 号
改正: 平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号)

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第二百八十四条第一項第二号及び第二百八十四条の二第一項(法第二百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。)第三条第一項において同じ。)の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあつては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。)が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
 十 現状変更等の内容及び実施の方法
 十一 現状変更等により生ずる他の現状変更等や史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
 十二 現状変更等の着手及び終了の予定期限
 十三 現状変更等に係る地域の地番
 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の実行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 十五 その他参考となるべき事項
 2 増設文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに歴經
 二 出土品の処置に関する希望
 (許可申請書の添附書類等)
 第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
 一 現状変更等に係る設計仕様図及び設計図
 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地図及び地図を表示した実測図
 三 現状変更等に係る地域のキヤビニ型写真
 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
 九 前条第二項の場合において、許可申請者は発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。
 (終了の報告)
 第三条 法第百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。
 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
 (維持の措置の範囲)
 第四条 法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 一 史跡、名勝又は天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後ににおいて現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復旧するとき。
 二 史跡、名勝又は天然記念物が損傷し、又は衰亡している場合において、当該損傷又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をとるとき。
 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
 (国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求める場合は、第一項及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十一条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求める必要ない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
 (管理計画)

第六条 文化財保護法施行令（昭和五十一年政令第二百六十七号。次条において「令」という。）第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村）
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

□文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について（抜粋）

(平成12年4月28日文部大臣裁定)

I 共通事項

- (一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」といまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の手続を行う。この場合には、関係教育委員会が相互間ににおいて、必要に応じ、適宜連絡調整を行なうものとする。
- (二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。
 ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
 ② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
 ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認める場合
 ④ 地域を定めて指定した天然記念物にし、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四十三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めるること。
 ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二)次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合
 - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合
 - (三)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
 - (四)新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可を貰うものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一)新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二)新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一)「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附隨する門、生け垣又は塀
 - ② 路段の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な鏡面・測定機器
 - ④ 木道
- (二)「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一緒にしてその効用を全うする施設及び道路の附屬物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港閘道を含む。
- (三)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他の工事をいう。
- (五)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六)「工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)。

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (三)標識、説明板、標柱、注意札、境界標等は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三)「木竹の伐採」が法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

□史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号)

改正: 平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号)

(標識)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百二十四号。以下「法」という。)第百五十五条第一項(法第二百二十条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彙り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

- 三 指定又は仮指定の年月日

- 四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

- 第二条 法第七十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

- 二 指定又は仮指定の年月日

- 三 指定又は仮指定の理由

- 四 説明事項

- 五 保存上注意すべき事項

- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地図の定がない場合はその他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十三センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他の境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるもの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に關し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(四) その他の施設

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

(抜粋)

(昭和 26 年文化財保護委員会規則第 8 号)

改正：平成 31 年 3 月 29 日文部科学省令第 7 号)

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法（昭和二十九年法律第二百四号。以下「法」という。）第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、特別史跡を含む、以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

七 選任の年月日

八 選任の事由

九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 解任の年月日

七 解任の事由

八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 旧所有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者の氏名又は名称及び住所

六 ある者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積

七 変更の年月日

八 変更の事由

九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所

六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所

七 新管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢

八 変更の年月日

九 変更の事由

十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

五 変更前の氏名若しくは名称又は住所

六 変更後の氏名若しくは名称又は住所

七 変更の年月日

八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、毀損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第一百二十条及び第七百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、毀損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、毀損等」という。）の事実の発じた日時

八 滅失、毀損等の事実の生じた当該における管理の状況

九 滅失、毀損等の原因並びに毀損の場合は、その箇所及び程度

十 褴損の場合は、毀損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受けける影響

十一 滅失、毀損等の事実を知つた日

十二 節失、毀損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、節失、毀損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積のその他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行なわなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

□特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和29年文化財保護委員会規則第9号)

改正: 平成31年3月29日文部科学省令第7号)

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行なうものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定期限

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 商業第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(経費の報告)

第三条 法第百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百一十八条又は第百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書きの規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第百六十八条规定第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九条规定第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

■主な出典資料**【飯盛城跡関連】**

- ・『飯盛城跡総合調査報告書』(大東市教育委員会・四條畷市教育委員会、令和2年3月)

【動植物関連】

- ・『むろいけの自然』(特定非営利活動法人里山サロン、平成28年3月)
- ・大阪府森林資源解析調査(令和2[2020]年度調査)

【その他】

- ・5万分の1地質図幅「大阪東北部」(国立研究開発法人 産業技術総合研究所[現 国立研究開発法人 産業技術総合研究所 地質調査総合センター]、平成13年)
- ・色別標高図(国土地理院 地理院タイル)
- ・治水地形分類図 更新版(2007~2021年)(国土地理院 地理院タイル)
- ・土地利用詳細メッシュデータ(50mメッシュ)(国土交通省 土地数値情報)
- ・令和2年度国勢調査(総務省 統計局)
- ・平成28年経済センサス - 活動調査(総務省・経済産業省)
- ・令和元年度工業統計調査(総務省・経済産業省)
- ・2015年農林業センサス(農林水産省)
- ・大阪府観光統計調査(平成22年[2010])

大東市印刷物番号
05-68

史跡飯盛城跡保存活用計画

2024年3月31日発行

編集・発行

大東市

〒574-0076 大東市堺町4番6号
TEL 072-870-9105 FAX 072-870-9687

四條畷市

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
TEL 072-877-2121 FAX 072-877-8300

印刷・製本

株式会社 ダイビス

〒530-0054 大阪府大阪市北区南森町2丁目2-12
TEL 06-6312-4760 FAX 06-6315-7166
